

滋賀県醒井養鱒場
指定管理者募集要項

令和7年9月
滋賀県農政水産部水産課

滋賀県醒井養鱒場指定管理者募集要項 目次

1. 指定管理者の募集について	1
2. 施設の概要	1
(1) 施設の名称	
(2) 施設の設置の目的・役割	
(3) 基本的な運営方針	
(4) 施設の所在地、電話番号	
(5) 施設の規模および内容	
(6) 入場者数等推移	
3. 関係法令	2
4. 指定管理者が行う業務の範囲等	2
(1) 業務の範囲	
(2) 管理業務の範囲外の業務	
(3) その他	
5. 指定予定期間	3
6. 管理業務を行う際の条件等	4
(1) 管理業務に要する経費	
(2) 管理運営方針	
(3) 管理の基準	
(4) 指定管理者と県とのリスクの分担	
(5) その他管理業務を行うに当たって指定管理者が留意しなければならない事項	
(6) 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項	
(7) 事業計画および事業報告	
(8) 管理業務の状況把握および評価	
(9) 備品の帰属	
(10) 調査	
(11) 管理業務を実施するに当たっての注意事項	
(12) 提供した資料の取扱い	
7. 申請の手続	16
(1) 募集要項の配布	
(2) 申請者の備えるべき資格等	

(3) 申請の方法	
(4) 質問事項の受付	
(5) 現地説明会の実施	
8. 申請に際しての留意事項	24
(1) 失格または無効	
(2) 申請内容の変更	
(3) 著作権の帰属等	
(4) 申請の辞退	
(5) 費用の負担	
(6) 情報公開	
(7) その他	
9. 指定管理者の指定等	25
(1) 指定管理者の候補者の選定	
(2) 選定に当たっての審査方法等	
(3) 指定管理者の指定方法	
10. 指定管理者指定後の手続	26
(1) 協定の締結	
(2) 引継	
(3) その他	
11. スケジュール	27
12. 問合せ先	27
資料1	28
資料2	30
資料3	32
資料4	56
資料5	58
資料6－1	59
資料6－2	60
資料7	61
資料8	68
資料9	70
13. 滋賀県醒井養鱒場指定管理者審査基準	113
14. 滋賀県醒井養鱒場指定管理者申請様式集	115

1 指定管理者の募集について

公の施設の管理主体については、平成 15 年 6 月の地方自治法の一部改正により指定管理者制度が導入され、民間事業者を含む法人その他の団体も指定管理者として施設の管理を行うことができるようになりました。

このため、滋賀県（以下「県」という。）では、滋賀県醒井養鱒場について、住民サービスのさらなる向上と管理運営の効率化を図るため、指定管理者制度を平成 25 年度から導入していますが、令和 7 年度末をもって現行の指定管理者制度の期間（令和 3～令和 7 年度）が終了することから、令和 8 年度以降の指定管理者をこの要項により募集します。

2 施設の概要

(1)施設の名称

滋賀県醒井養鱒場

(2)施設の設置目的・役割

養鱒についての調査および技術の普及指導を行うほか、養鱒技術の向上と水産業の振興に寄与するため、一般の観覧に供する施設として滋賀県醒井養鱒場（以下「養鱒場」という。）を米原市上丹生に設置しています。

設置条例：滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例

(3)基本的な運営方針

指定管理者は、自らの責任と判断に基づいて、施設の適正な管理を確保しながら、住民サービスの向上と、経費の節減に努めてください。養鱒場の管理運営にあたっては、特に、以下の点に留意して管理運営を行ってください。

ア 養鱒場の設置目的に基づいた管理運営を行うこと。

イ 養鱒場で県が行っている試験研究事業と密接に連携をとり、養鱒事業を円滑に行うこと。

ウ 養鱒場は、公の施設であることを常に念頭において、利用者への奉仕および公平なサービスの提供に努め、特定の個人、団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。

エ 養鱒場が最大限有効活用されるよう利用促進に努めるとともに、利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者満足度を向上させていくこと。

オ 養鱒場の利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の縮減に努めること。

カ 養鱒場内での利用者の安全に配慮し、事故防止に努めること。

(4)施設の所在地、電話番号

〒521-0033

電話番号

滋賀県米原市上丹生

0749-54-0301

(5)施設の規模および内容

敷地面積： 1 9 0, 1 2 7 m²
建築延面積： 2, 7 9 8 m²
施設の概要 資料1のとおり

(6)入場者数等推移

養鱒場のマス類売払収入および入場者数の推移は資料2を参照してください。

3 関係法令

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（以下「法」という。）
- (2) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (4) 滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例（昭和 39 年滋賀県条例第 50 号）（以下「条例」という。）
- (5) 滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例施行規則（平成 18 年滋賀県規則第 94 号）（以下「規則」という。）
- (6) 滋賀県行政手続条例（平成 7 年滋賀県条例第 40 号）（以下「行政手続条例」という。）
- (7) 滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号）
- (8) 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）
- (9) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (10) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (11) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- (12) 電気事業法（昭和 39 年法律第 98 号）
- (13) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- (14) 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- (15) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- (16) フロン排出抑制法（平成 13 年法律第 64 号）
- (17) その他関係法令

4 指定管理者が行う業務の範囲等

(1)業務の範囲

指定管理者が行う業務（以下「管理業務」という。）の範囲は次のとおりとします。

なお、業務内容に関する細目的事項は、資料3「滋賀県醒井養鱒場に関する指定管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

- ア ます類の展示に関する業務（観覧事業）
- イ ます類の普及に関する業務（研修事業）
- ウ ます類の生産および譲渡に関する業務（養鱒事業）
- エ 養鱒場の施設および設備の維持管理に関する業務
- オ その他養鱒場の設置の目的を達成するために必要な業務

(2) 管理業務の範囲外の業務

指定管理者は、施設の用途または設置目的を妨げずかつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとしますので、施設の効用を最大限に発揮させる観点から、創意工夫を活かして積極的に提案してください。ただし、この場合、あらかじめ自主事業承認基準（資料4）に基づく県の承認が必要となります。事業実施後は、毎年度終了後に参加者の状況、事業成果および経理状況等を県に報告してください。また、施設の設置目的の範囲外の事業については、事業実施前に県から地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用許可（※）を受けておく必要があります。

※ 幅広い提案を可能とするため、自主事業承認基準を満たし、かつ、施設の用途または設置目的を妨げないものについては、原則として目的外使用許可を認めるよう令和5年3月に目的外使用許可の基準緩和を行いました。このため、是非柔軟な発想で、積極的なご提案をお願いします。

なお、養鱒場において、自主事業としてマス類の生産（指定管理業務以外）を実施する場合においては、有償にてマス類を貸付ける用意があります。

（※今回の貸付契約は、民法第587条に基づく消費貸借契約で、目的物たるマス類を消費することが可能ですが、指定期間終了時には、貸付時と同種、同量、同程度の魚を県に返還していただくこととなります。）

貸付料は1年につき貸付けたマス類の評価額に、契約日当日の滋賀県水産振興資金の貸付料率を乗じて得た額とします。（令和7年9月5日現在の貸付料率は2.0%です。）この場合、マス類を貸付けるにあたり、貸付料を毎年県が示す期日までに納めていただくこととなります。

令和7年6月末現在で推定した、貸付けることができる魚は資料5のとおりですが、今秋の採卵状況、魚の育成状況等により、令和8年4月1日に貸付けできる魚の量の変動することがあります。

また、マス類等の貸付時および返却時においては、その種類、数量等の確認作業を双方立会のもと行います。

(3) その他

ア 令和8年4月1日以前において、既に使用承認のあった施設利用や実施が決定している事業については、現在の管理受託者から引き継ぐこととします。

イ 自動販売機等に係る行政財産の目的外使用許可に関する業務は、県が行います。

なお、指定管理者において県に代わり一括して電力会社等に支払いをしていただいた、行政財産の目的外使用許可の共益費の光熱水費については、指定管理料とは別に支払い手続を行うこととなります。

5 指定予定期間

ア 指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を予定してい

ます。

イ 指定予定期間は、県議会の議決後、正式に指定期間となります。

ウ ただし、法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、県は、公の施設の管理の適正を期するため行った必要な指示に指定管理者が従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命ずる場合があります。

6 管理業務を行う際の条件等

(1) 管理業務に要する経費

養鱒場の管理業務に要する経費については、施設の利用者が納める利用料金、指定管理者が管理業務の実施に伴い収受する収入、他の民間企業等から得られる広告料などの収入および県が支払う管理料により賄うこととなります。

ア 利用料金

(ア) 利用料金の収入等

施設の利用者が納める利用料金は、指定管理者の収入とします。

利用料金の額については、条例により対象となる施設、区分および金額が定められていますので、その額の範囲内で、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者において設定してください。また、利用料金の額を設定した後に、その額を変更しようとする時も、あらかじめ知事の承認を得ることが必要となります。

なお、利用料金の額の設定に当たっては、施設の利用率の向上やサービスの向上につながるよう配慮してください。

また、条例による区分および金額は次のとおりです。

1 個人

区 分	金 額
大学の学生またはこれらに準ずる者	円 1 人 1 回につき 340
その他の者	同 570

2 団体

区 分	金 額
30 人以上 300 人未満の場合	前項の金額により算出した総額に 100 分の 20 を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を当該総額から減額した額
300 人以上の場合	前項の金額により算出した総額に 100 分の 30 を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を当該総額から減額した額

注 1 65 歳以上の者(県内に居住する者に限る。)、障害者(障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 2 条第 1 号に規定する障害者をいう。以下同じ。)、障害者の入場のために介護を行う者、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および 18 歳未満の者は、無料とする。

2 県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校(以下「幼稚園等」という。)の幼児、児童もしくは生徒もしくはこれらに準ずる者または県内の保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等もしくは児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 59 条の 2 第 1 項の規定による届出があつた施設(以下「保育所等」という。)の乳児もしくは幼児が幼稚園等または保育所等の行事として入場する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。

3 注 2 に掲げる場合を除き、幼稚園等の幼児、児童もしくは生徒もしくはこれらに準ずる者または保育所等の乳児もしくは幼児が幼稚園等または保育所等の行事として入場する場合(これらの者およびその引率者の数の合計が 30 人以上であるときに限る。)は、当該引率者については、1 人につき 400 円とする。

(イ) 利用料金の減免

利用料金については、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が減免を行うことができます。

ただし、減免による利用料金収入の減収については、管理料に当該減収分が見込まれているものとし、県は補填等の措置は行いません。

イ 管理業務の実施に伴い指定管理者が収受する収入

管理業務を実施する中で、県以外からの助成金や寄附金、図録の販売収入など指定管理者が収受する収入については、指定管理者の収入となります。

ただし、県の収入とすることを条件として収受するものは、除きます。

ウ 県が支払う管理料

(ア) 管理料算定の考え方

県は、管理業務に要する経費から利用料金収入見込額および管理業務の実施に伴い指定管理者が収受する収入の見込額を差し引いた額を、指定管理者に管理料として支払います。管理料の額は、申請の際に提出のあった収支計画書において示された管理料の金額を上限として、県の予算額の範囲内で、協定において定めるものとします。

(イ) 参考額

指定期間中における管理料総額の参考額は、**150,112 千円**（消費税および地方消費税 10%を含む。税率の変更は(4)による。以下この要項において同じ。）とし、これを目安に事業計画書を作成してください。なお、参考額の詳細および養鱒場の管理運営に係る過去 4 か年における収入・支出の実績および内訳については**資料 6-1、資料 6-2**を参照してください。

(ロ) 管理料の精算

協定により定めた管理料は、管理業務に要した経費および利用料金その他の収入に増減があっても、原則として増額や減額はしません。

ただし、管理物件の修繕または改修（見積額が 1 件当たり 100 万円（消費税および地方消費税を含む。）以上の修繕または管理物件の効用の増加を目的とした改修で、県と指定管理者の協議により指定管理者が行うこととなったものに限る。）にかかる経費については、「(イ) 参考額」の内訳として示した金額（**資料 6-2 参照**）から増減した額を、管理料に加算し、または管理料から減額することとします。

(ハ) 管理料の支払い

管理料は、年度ごとに県と指定管理者が協議して作成する支払計画書に従ってお支払いします。

(ニ) 管理口座・区分経理

管理業務に係る収入および支出については、独立した口座を設けて管理を行い、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理とは区分して整理してください。

(ホ) 管理料積算に当たっての留意事項

管理料の積算に用いる消費税および地方消費税の税率は、10%とします。なお、今後、消費税および地方消費税の税率が改正された場合は、当該改正による収入および支出への影響（消費税および地方消費税の税率が改定されたことに伴い、条例別表に定める額が改正されたときは、当該改正による収入への影響を含む。）を踏まえて管理料を再算定し、県と指定管理者で協議のうえ、管理料を決定します。

その他、消費税および地方消費税の税率改正とは別時期に条例別表に定める額が改正され、指定管理者が利用料金を変更される場合は、当該変更による収入への影響を踏まえて指定管理料を再算定し、県と指定管理者で協議の上、管理料を決定します。

また、リスク分担表で定める急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動が認められた場合は、県が参考額を算定した際の各支出金額や指標値増減率等を踏まえて管理料を再算定し、県と指定管理者で協議の上、翌年度の管理料を決定します。

(2) 管理運営方針

管理業務を行うに当たっては、「2 (3) 基本的な運営方針」の内容を理解のうえ、遵守しなければなりません。

なお、指定管理者には、創意工夫により利用者に対する質の高いサービスの提供を期待しています。

(3) 管理の基準

適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項は、次のとおりです。なお、管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。(10(1)参照)

ア 開場日および開場時間

資料3「滋賀県醒井養鱒場に関する指定管理業務仕様書」の2の(2)のとおり

イ 法令等の遵守

「3 関係法令」に記載した法令のほか、労働法令等指定管理者が当然に適用を受ける法令、協定書、仕様書等を遵守し、管理業務を実施してください。

ウ 管理運営目標の達成

養鱒場では、次の管理運営目標を定めていますので、その達成に向け必要な取組を行ってください。

(ア) 施設の有効活用に関するもの

入場者の確保(年間) 47,100人 (無料入場者含む)

エ 善管注意義務

指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、養鱒場の施設・設備を常に良好な状態に管理しなければなりません。

オ サービスの向上

養鱒場の施設・設備を清潔に保つとともに、利用者に対するサービスの向上を図り、利用者の増加に努めることとします。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応することとします。

カ 養鱒場の施設・設備の適切な維持管理

管理業務を行うに当たっては、利用者が快適に施設等を利用できるよう、適切な維持管理を行ってください。

なお、管理物件の本来の効用を維持するために必要な修繕(県が長期保全計画とし

て策定した計画（以下「長期保全計画」という。）に基づく修繕等を除く。）については、見積額が1件につき100万円（消費税および地方消費税を含む。）以上のものについては、県の負担と責任において実施するものとし、1件当たり100万円（消費税および地方消費税を含む。）未満のものについては、指定管理者が自己の負担と責任において実施するものとします。

管理物件の効用の増加を目的とした改修および長期保全計画に基づく修繕等については、県の負担と責任において実施するものとします。

ただし、上記により県の負担と責任において実施するものとされる修繕等や改修についても、管理業務と一体として実施することが適当と認められる場合は、県と指定管理者が協議の上、指定管理者に実施させることができるものとし、詳細については、協定で定めます。（この場合、所要経費については、6(1)ウ(ウ)により、精算を行います。）

なお、長期保全計画は、修繕等の対象の劣化状況その他の事情により、適宜変更することがあります。

キ 施設の使用承認

施設の供用（使用承認）に当たっては、県民の利用に関し公平性を確保することとします。

ク 緊急時の対応

指定管理者は、養鱒場において施設利用者の事故や災害その他緊急の対応を要する事態が発生した場合は、現場で対応する責任を有し、直ちに必要な措置をとるとともに、速やかに県に報告しなければなりません。

指定管理者は、緊急時に適切な対応をとれるよう、予め、事故、災害対策のマニュアルや夜間・時間外における発災等を想定した関係機関との緊急連絡網の作成、近隣の避難所までの経路の確認等、緊急時の対応に必要な体制等を整備しなければなりません。

市町の地域防災計画に位置付けられていない施設であっても、災害時には、住民等の緊急の避難等の場所となることがあり、指定管理者に避難所等の開設および運営への協力を求める可能性があります。

ケ 管理業務の実施に伴い取得した情報の取扱い

指定管理者および指定管理者が雇用する者は、管理業務を行うことにより知り得た情報を他に漏らし、または不当な目的のために利用してはなりません。

また、指定管理者の指定の期間が満了し、もしくは指定を取り消され、または指定管理者が雇用する者が管理業務に従事しないこととなった後においても同様とします

コ 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法

律第 27 号)の規定を遵守し、個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

また、管理業務に従事する者は、その業務に従事しなくなった後も含め、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当に使用してはなりません。

なお、個人情報の漏えい等の行為には、個人情報の保護に関する法律に基づく罰則が適用される場合があります。

サ 情報セキュリティ対策

指定管理者は、管理業務を行うに当たり、県と協議の上、資料 7「滋賀県醒井養鱒場に係る指定管理者情報セキュリティに関する遵守事項（例）」をもとに、別途情報セキュリティ遵守事項を定め、これにより、情報セキュリティ対策を講じることとします。

シ 文書の管理・保存

管理業務を行うに当たり作成し、または取得した文書、図画、写真および電磁的記録（以下「管理文書」という。）は、滋賀県文書管理規程等を参考に、適正に管理・保存することとします。

なお、管理文書については、指定期間終了時に、県の指示に従って引き渡しを行っていただきます。

ス 情報公開

指定管理者が保有している管理文書は、指定管理者が別途情報公開規程等を策定し、情報を公開することとします。

セ 行政手続法の適用

指定管理者が行う行政処分については、行政手続条例に基づいて行わなければならない。審査基準、標準処理期間および処理基準を定めておかねばなりません。

ソ 委託の禁止

管理業務の全部または一部を第三者に委託することはできませんが、清掃、警備といった個別の業務を第三者に委託することは可能です。ただし、この場合は、委託契約の内容、委託先（名称・所在地）、委託金額、委託期間、委託理由、委託先選定方法等を県に報告し、あらかじめ県の承認を受ける必要があります。なお、承認の時点で不明な事項については、事後に県へ報告してください。

タ 委託契約等における暴力団の排除措置

相手方が暴力団または暴力団員と知りながら業務の委託契約や物品購入契約等を締結した場合には、指定の取消の対象となります。契約を行おうとする相手方が暴力団または暴力団員か疑わしいときには、県の事務事業から暴力団を排除する措置のため

の指針に準じて排除措置を講じてください。

チ 県施設としての協力

県が事業を養鰐場において実施しようとする場合は、優先的な予約などの協力を図っていただきます。また、施設の活性化を検討する目的で、施設の管理運営に支障を及ぼさない範囲で、他の民間事業者へ暫定的な施設利用を認める仕組み（トライアル・サウンディング）を導入する場合がありますので、実施に向けた協力をお願いします。

(4) 指定管理者と県とのリスクの分担

指定管理者と県とのリスクの分担は、原則として次のとおりとします。

種 類	内 容	負 担 者	
		県	指定管理者
物価等の変動	人件費、物件費等の物価変動に伴う経費の増		○
	急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動（ただし、光熱水費を除く）	協議事項	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
需要の変動	利用者の減少、需要見込みの誤りその他の事由による利用料金収入の減		○
周辺地域・住民および施設利用者への対応	養鰐場周辺地域との協調、施設の管理運営業務内容に対する住民および施設利用者からの苦情・要望等への対応		○
法令の変更	施設等の設置基準の変更により施設等の新設または改築を要するものなど管理運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	管理基準の変更を要する法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	指定管理者制度に影響を及ぼす税制変更（消費税等）	○ ※利用料金の消費税	
	指定管理者に影響を及ぼす税制変更（法人税、固定資産税等）		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、または業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費およびその後の維持管理経費における当該事情に	○	

	よる増加経費負担		
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の県または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象）に伴う施設、設備の修復による経費の増加	○	
	一般に考えられる最大限の防疫体制をとっていたにも関わらず、伝搬経路不明で侵入した持続的養殖生産確保法という特定疾病によって保有魚を処分した後の指定管理事業再開のための経費の増加	○	
	不可抗力による業務の変更、中止、延期		○
運営リスク	施設、機器等の不備もしくは施設管理上の瑕疵または火災等事故による臨時休館等に伴う運営リスク		○
	改修、修繕、保守点検等による施設の一部の利用停止		○
事業の遅延・中止	建物所有者の責任による遅延、中止	○	
	事業者の責任による遅延、中止		○
	事業者の事業放棄、破綻		○
書類等の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類等の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達等	運営上必要な初期投資、運営資金の確保		○
管理物件の損傷	経年劣化によるもの (見積額が1件当たり 100万円 未満のものに限る。) (長期保全計画に基づき修繕等を行うものを除く。)		○
	〃 (上記以外)	○	
	長期保全計画に基づき修繕等を行うもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの (1件当たり100万円未満のものに限る)		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(上記以外)	○	
	指定管理者による施設等の管理運営上の瑕疵によるもの		○

資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	上記以外	○	
運営費の増大	県以外の要因による運営費の増大		○
第三者への賠償	管理業務の執行に伴い第三者に損害を与えた場合		○
安全性の確保、環境の保全	維持管理、運営における安全性の確保および周辺環境の保全（応急措置を含む）		○
セキュリティ	警備および情報セキュリティ対策の不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合または期間中途において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用および新しい指定管理者への引継費用		○

「急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動」とは、以下の場合をいう。

指定管理者申請年指標値（指定管理者申請の前年５月～申請年４月の平均値）と協議年指標値（協議しようとする前年５月～協議しようとする年４月の平均値）を比較し、３％以上の変動が認められた場合。なお、この条項により、指定管理料の改定を行った場合、それ以降は「指定管理者申請年指標値（指定管理者申請の前年５月～申請年４月の平均値）」は「前回改定の際に用いた指標値（改定の前々年５月～改定の前年４月の平均値）」と読み替える。

指標値：「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）・賃金指数・きまって支給する給与・調査産業計・一般労働者３０人以上

(5) その他管理業務を行うに当たって指定管理者が留意しなければならない事項

ア 入札等による管理経費の縮減

管理業務の実施に当たり、商品・サービスを調達する場合は、入札等により管理経費の縮減に努めていただくこととします。特に、電力調達については、電力の小売りが全面自由化されていることを踏まえ、入札等の実施に努めてください。

イ 環境配慮の推進

管理業務の実施に当たっては、電気等エネルギーの効率的利用、廃棄物の発生抑制・適正処理、リサイクルの推進、リサイクル認定製品等の環境負荷の低減に資する物品等の調達（グリーン購入）、環境負荷の低減に積極的に取り組む事業者等から優先的に物品等の調達を行うグリーン入札の実施など、環境への配慮に努めていただくことにします。なお、物品や電力を含むサービスの調達については、「滋賀県グリーン購入基本方針」を定めていることから、その内容に沿った調達に努めてください。

ウ 職員の採用

指定管理者は、職員を採用する場合には、本人の適性や能力以外の事項を条件にすることなく、幅広く応募できるよう配慮してください。

エ 障害者の雇用

指定管理者は、障害者の雇用について、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭 35 年 7 月 25 日法律第 123 号）に基づき国および地方公共団体に義務づけられている雇用率を達成できるよう努めていただきます。

オ 人権への配慮

指定管理者は、公平な採用選考や人権研修の実施など、人権に配慮した業務遂行に努めていただきます。

カ 県内事業者への配慮

管理業務を行うに当たって、委託業務の発注や物品の調達等において、県内事業者への発注に努めていただきます。また、規格、品質、価格等が適した県産品がある場合は、これを優先して購入するよう努めてください。

キ 男女共同参画・女性活躍の推進

指定管理者は、男女共同参画や女性活躍等の視点を踏まえ、すべての人が働きやすい職場環境づくりに努めていただきます。

ク 管理物件の現状変更

指定管理者が、管理業務を実施するために管理物件の新設、増築、改築、移設、改造その他の現状変更をしようとするときは、あらかじめ県の承認を受けていただいた上、指定管理者の負担で実施していただきます。

なお、この場合、当該現状変更部分については、指定管理者は、将来にわたってその権利を主張できないものとします。

ケ DX の推進

県では会計事務の D X を推進しています。県民の利便性等の向上を図るため、利用料金等を収受する方法としてキャッシュレス決済を導入してください。各決済ブランド等の利用について、必要な手続きを行い、運用開始後の決済ブランドの追加等についても対応してください。

なお、以下(ア)(イ)(ウ)に掲げる各決済サービスおよび各ブランドの取扱いを必須とします。

(ア) クレジットカード

VISA、Mastercard、JCB、American Express、Diners

(イ) 二次元コード

PayPay、楽天 Pay、d 払い、auPAY、Alipay

(ウ) 電子マネー

交通系 IC (ICOCA、Suica)、WAON、nanaco、楽天 Edy、iD、QUICPay

(6) 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

ア 指定管理者は、管理業務の継続が困難となった場合またはそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告しなければなりません。

イ 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者による適正な施設管理が困難となった場合またはそのおそれがあると認められる場合には、県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善計画書の提出およびその実施を求めることができます。

ウ 指定管理者が次の事由に該当するときは、県は、法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、その指定を取り消し、または期間を定めて業務の全部または一部の停止を命じることができます。

- ・指定管理者の責めに帰すべき事由により、協定に定めた事項を履行しないとき、または履行できる見込みがないと認められるとき。
- ・財務状況が著しく悪化し、管理業務の遂行が困難と認められるとき。
- ・関係法令、条例、規則または協定の規定に違反したと認められるとき。
- ・指定管理者の指定手続きおよび管理業務の実施に当たり、不正の行為があったとき。
- ・管理業務に関する知事の指示に従わないとき。
- ・管理業務に関して、知事が求めた報告を行わず、もしくは実地調査等を拒否または妨害したとき。
- ・上記イにおいて、指定管理者が当該期間内に改善計画書を提出せず、または改善計画書に定められた事項を実施しなかったとき。
- ・著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ・指定管理者募集要項に明示した申請者の備えるべき資格等を満たさなくなったとき。
- ・その他、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

エ 上記ウにより指定管理者の指定が取り消されまたは業務停止となった場合に、県に損害が発生したときは、指定管理者は、県に生じた損害について賠償の責めを負うこととなります。なお、指定管理者に損害や追加費用などが生じて、県は賠償等を行いません。

オ 不可抗力その他県または指定管理者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、県と指定管理者は管理の継続の可否について協議することとします。

カ 指定管理者は、指定期間が満了するとき（継続して指定管理者に指定されたときを除く。）または指定が取り消されたときは、速やかに、管理物件を原状回復して県に

引き渡すとともに、県または新たな指定管理者と十分に事務引継を行うこととします。
ただし、原状回復について県の承認を得たときは、この限りではありません。

(7) 事業計画および事業報告

ア 事業計画

事業計画、人員配置計画、収支計画等を内容とする各事業年度の事業計画書を、前年度の1月末（指定期間の初年度に係る事業計画書にあつては、県が指定する期日）までに提出し、県の承認を得てください。ただし、県から別途指示があった場合はこの限りではありません。

イ 事業報告

指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、下記の事項を記載した事業報告書を県に提出することとします。

(ア) 指定管理業務の実施状況

マス類の展示に関する業務、マス類の普及に関する業務、マス類の生産および譲渡に関する業務、施設および設備の維持管理に関する業務に区分し、それぞれ仕様で定められた内容について、事業の実施結果および課題分析等を行ってください。

(イ) 管理業務に係る収支状況（自主事業も含む）

(ウ) 場内設備、施設の状況

(エ) その他県が必要と認める事項

(8) 管理業務の状況把握および評価

ア モニタリング

指定管理者は、常時、管理業務の状況を把握し、日報等に記録するとともに、目標水準の達成状況や改善方針等、県が別に定める事項について、月例業務報告書を作成し、翌月の15日までに県に報告することとします。県は、指定管理者から提出された事業報告書、月例業務報告書の内容のほか、指定管理者に対する報告徴収、調査等の結果をもとに、管理業務の状況、指定管理者の経理状況等業務全般を確認します。

イ 是正勧告

モニタリングの結果、必要と認めるときは、県は、業務の改善等必要な指示を行います。なお、改善勧告等によっても改善が見られない場合、および指定管理者が行う管理業務の内容が「6(3)管理の基準」を満たしていないと判断した場合は、指定期間中であっても、その指定を取り消すことがあります。

ウ 利用者満足度調査等による利用者の声の把握

指定管理者は、施設利用者の満足度、ニーズ等を把握し、管理業務に反映するため、利用者満足度や施設利用者の意見・苦情等を把握し、その結果および業務改善の状況について県に報告することとします。

エ 評価

県は指定管理者から提出された事業報告書の内容を踏まえて、管理業務の実施状況等に係る評価を実施するとともに、事業報告書に記載する改善方針と併せて対外的に公表することとします。なお、必要に応じて、事業報告書に加えて、改善方針に係る資料の提出を求めることがあります。

オ 県と指定管理者との意見交換

県と指定管理者は、管理運営上の課題や評価結果等について、定期的に意見交換を実施することとします。

(9) 備品の帰属

ア 管理物件の備品（資料 8）が、経年劣化等により管理業務の用に供することができなくなった場合は、当該備品と同等の機能および価値を有するものの見積額が 1 件につき 100 万円（消費税および地方消費税を含む。）未満のものについては、管理料に当該経費が見込まれているものとし、指定管理者の負担で購入または調達していただきます。

イ アにより購入または調達した備品の所有権は、県に帰属するものとします。

（なお、税込価格が 10 万円以上となる物品を購入した際には、速やかに県に報告してください。）

(10) 調査

県は、法第 244 条の 2 第 10 項の規定により、指定管理者の管理する施設の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して管理業務または経理の状況に関して報告を求め、実地について調査し、または必要な指示を行います。

また、県の監査委員等が滋賀県の事務を監査するために必要があると認める場合に、指定管理者に対し出頭を求め、実地に調査し、または帳簿書類その他の記録の提出を求めることがあります。

(11) 管理業務を実施するに当たっての注意事項

ア 指定管理者が、管理業務に関する規程、要綱等を作成する場合は、県と事前に協議することとします。

イ 協定に定めのない事項については、県と協議することとします。

(12) 提供した資料の取扱い

県が提供した資料等は、申請に関する検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、県の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、または内容を提示することを禁じます。

7 申請の手続

(1) 募集要項の配布

募集要項は令和7年9月5日（金）から10月6日（月）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の間に配付します。

また、滋賀県ホームページからもダウンロードできます。

なお、郵便での配付は行いません。

- ・ 滋賀県ホームページアドレス

<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/sitei/>

- ・ 配付場所：滋賀県庁本館4階 農政水産部水産課漁政係

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

Tel 077-528-3870

- ・ 配付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 申請者の備えるべき資格等

ア 指定管理者の指定を受けるための申請ができるのは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、次に該当しないものに限ります。（法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。）

(ア) 役員等に制限行為能力者が含まれている法人等

(イ) 役員等に破産者で復権を得ない者が含まれている法人等

(ウ) 役員等に拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれている法人等

(エ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する法人等、役員等に暴力団（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人等および暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している法人等

(オ) 法施行令第167条の4第2項の規定により、県における一般競争入札の参加を制限されている法人等

(カ) 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人等

(キ) 滋賀県から指名停止措置を受けている法人等

(ク) 直近の1年間に都道府県税または消費税及び地方消費税を滞納している法人等

(ケ) 法第244条の2第11項の規定に基づき、滋賀県から指定の取り消しを受けたことがある法人等

(コ) 滋賀県における選定委員会で指定管理者の候補者として選定された通知を受け取った後、議会の議決までに辞退したことがあり、辞退の日から起算して1年を経過していない法人等

(サ) 滋賀県における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた法人等または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した法人等

イ 養鱒場のサービス向上または管理業務の効率的実施を図る観点から、必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して申請を行うことができます。

この場合は、次の事項に留意してください。

- (ア) グループの名称を設定し、グループ内で代表となる法人等を定めてください。
なお、代表となる法人等または構成団体の変更は、原則として認めません。
 - (イ) グループの構成団体間における管理業務に係る経費に関する連帯責任の割合等については、別途協定書で定めてください。
 - (ウ) グループの構成団体のいずれかが、アの(ア)から(サ)のいずれかに該当する場合は、申請することはできません。
 - (エ) 次の(3)ア(ウ)に掲げる書類については、構成団体それぞれについて提出してください。また、(3)ア(エ)に掲げる書類については、代表企業について該当するものがある場合にのみ提出してください。
- ※ グループでの応募の例として、建物維持管理会社、マス類の生産団体など、それぞれ得意分野を活かして養鱒場の管理運営に参加する形態が考えられます。

ウ 複数申請の禁止

申請については、1 団体につき 1 申請に限ります。また、グループで申請を行う場合、当該グループの構成団体は、他のグループの構成団体となり、または単独で申請を行うことはできません。

(3) 申請の方法

ア 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。

なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(ア) 滋賀県醒井養鱒場指定管理者指定申請書（様式第 1 号）

グループ申請の場合、グループ構成表（様式第 1－1 号）・グループ応募における各団体の役割、責任分担表（様式 1－2 号）を併せて提出してください。

(イ) 滋賀県醒井養鱒場指定管理運営に係る事業計画書

a 基本方針等（様式第 2－1 号）

- ・申請理由
- ・管理運営基本方針
- ・意欲、抱負

養鱒場の管理運営を行うにあたっての意欲、抱負等を記載してください。

- ・県民の公平な利用の確保に関する考え方

b 事業の実施計画（様式第 2－2 号）

- ・開場日、開場時間

仕様書に記載されている基準を満たす開場日、開場時間を提案してください。

また、その考え方等を記載してください。

- ・利用者に対するサービス向上の取り組み
- ・施設の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案

自主事業でも可。提案は任意としますが、いただいた提案は評価対象としま

すので、是非、施設の活性化に向けた積極的な提案をお願いします。

- ・管理経費の縮減、収入増に向けた取り組み
- ・管理運営目標の達成に向けた取り組み
- ・養鱒事業

県が示したマス類の生産、販売を行うにあたっての考え方、事業計画、健全な種苗を生産するための創意工夫等を記載してください。

- ・観覧事業

観覧事業を行うにあたっての考え方、料金設定案、入場者数を増やすための具体的方策、利用者からの苦情に対する方策を記載してください。

特に利用料金の額については、指定管理者が条例で定める額の範囲内において、県の承認を得て決定するものです。利用料金の設定案と、料金設定についての基本的な考え方について提案してください。

- ・研修事業

研修事業を行うにあたっての考え方、具体的実施内容を記載してください。

- ・自主事業

指定管理者は、自主事業としてマス類の生産事業（指定管理業務以外の部分）を行う場合は、その生産計画、収支計画を記載してください。

上記以外の事業を実施する場合においても、その事業内容を記載してください。もちろん、自主事業を実施しないことも可能です。

- ・施設および設備の維持管理（様式2-2-（1）号）

施設および設備の維持管理の年間計画を項目毎に記載してください。

c 管理運営体制（様式3-1、様式3-2）

- ・組織図

- ・人員体制

組織図に記載された職員全ての雇用関係、勤務体制（勤務時間、休日設定など）、職務分担および職務内容を示すこと

- ・人員配置計画等

責任体制（責任者の常駐の有無等）、執行体制（経理・管理、苦情処理、安全管理、職員ローテーション等）、有資格者・経験者の配置状況等

- ・人材育成方針および研修計画

- ・現に従事している職員の雇用についての考え方

- ・業務の一部について第三者への委託を予定している場合は、その項目、予定金額、委託先選定方法などを含めた外部委託の考え方

d その他（様式第4号）

- ・法令の遵守、個人情報保護の取り組み

法令の遵守についての方針、個人情報の取扱い、情報公開について記載してください。

- ・情報公開への対応

- ・他の関係機関との連携

- ・環境への配慮

- ・職員の採用、障害者の雇用への対応
- ・人権への配慮
- ・防災、防犯その他緊急時の体制・対策

地震の発生、けが人、病人等が場内で発生した場合等、想定される非常事態ごとにその対応を記載してください。

- ・利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法
- ・利用者の要望の把握および対応策
- ・円滑な業務引継に向けての計画
- ・特記事項

その他、養鱒場の設置目的を効果的、効率的に達成する方法についての提案等があれば記載

e 作成にあたっての注意事項

- ・欄が不足する場合は、別紙や行を追加しても構いませんが、冗長にならないよう注意してください。
- ・重要な部分に下線を付すなど、要点が分かるようにしてください。

(ウ) 収支計画書（様式第5号）

a 養鱒場の管理運営に係る令和8年度～令和12年度の収支予算案

県から支出する管理料の基礎となる管理運営の必要経費および収入見込額について算出し、提案してください。なお、消費税および地方消費税は、税率10%で算出してください。

提案される収支計画については、経費の縮減が図られ、かつ収支が適正でバランスがとれている必要があります。

b 利用料金に関する考え方

養鱒場の利用料金の額については、指定管理者が条例で定める額の範囲内において、県の承認を得て決定するものです。利用料金の設定案と、料金設定についての基本的な考え方について提案してください。

c 指定期間5年間の収支計画

養鱒場の管理運営に関する業務と自主事業の実施に関する業務に分けて、次の計画を提出してください。

(エ) 社会政策推進関係資料（登録や認定を受けているなどの場合）

- a 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証(滋賀県発行)の写し
- b 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- c 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し
- d 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し

- e 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書の写し
- f 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(滋賀県発行)の写し
- g 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- h 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知(滋賀県発行)の写し
- i 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- j 環境マネジメントシステムのうち、次の(a)～(d)のいずれかの認証・登録を受けている場合には、(a)については、審査登録機関の証明書の写しを、(a)以外については、その認証証・登録証の写し
 - (a) 国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証
 - (b) 一般財団法人持続性推進機構(平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション 21 の認証・登録
 - (c) 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - (d) 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証
- (オ) **その他の書類**
 - a 法人等の定款、寄附行為その他これらに準ずるもの

定款および寄附行為のない団体にあつては、団体の規約等(団体の目的、事務所、資産に関する規定、代表者の任免に関する規定等を記載した書類)および代表者の身分を証明する書類を提出してください。
 - b 申請者が法人である場合は、法人の登記事項証明書

申請日前 3 か月以内に取得したものを提出してください。

登記のない法人の場合は、名称および本店または主たる事業所の所在地を証明する書類を提出してください。
 - c 法人等の印鑑証明書

申請日前 3 か月以内に取得したものを提出してください。
 - d 法人等の決算関係書類

過去 3 か年分の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、財産目録その他これらに準ずる書類を提出してください。

新たに設立する法人または設立初年度の法人にあつては、収支予算書またはこれに準ずる書類および総会等の議事録および設立後申請までの間の活動内容を記載した書類を添付してください。
 - e 法人等の予算関係書類

直近の会計年度の事業計画書および収支予算書を提出してください。

f 団体概要書（様式第6号）

設立趣旨、事業内容、組織体制、役員氏名および役職名がわかる資料を、併せて提出してください。

g 役員名簿（役職、氏名、性別、現住所および生年月日を記載したもの。なお、商号または名称、代表者、経営者等の氏名には、必ずふりがなを付してください。）

h 消費税及び地方消費税の納税証明書

新たに設立する法人または設立初年度の法人にあつては、添付を要しません。

i 施設の管理運営を行う上で必要な資格の写し

j 誓約書（様式第7号）

申請者の備えるべき資格および申請書等の記載事項に関する誓約書を提出してください。虚偽の申請あることが判明した場合は、指定期間中であっても指定の取り消しとなる場合があります。

なお、申請者の備えるべき資格のうち、全ての県税およびこれに付随する延滞金等の納付に関して、滋賀県税の完納情報提供事務実施要領に基づき、県の税務担当課に照会し、完納情報を入手しますので、あらかじめ御了承ください。

また、暴力団排除に係る欠格要件該当の有無について、指定管理者に係る暴力団排除措置要領に基づき、滋賀県警察本部に照会しますので、併せて御了承願います。

k 類似施設の運営実績書（様式第8号）

養鱒場の事業を受託している団体については、養鱒場の運営実績を記載し、それ以外の団体等については、養鱒場に類似する施設の運営実績を記載してください。

イ 提出部数

正本1部、副本12部を提出してください。ただし、(エ)ならびに(オ) a、b、c、g、h および i については、正本1部のみを提出してください。（グループによる申請の場合は、(オ)に規定する書類は正本1部、副本12部を構成団体ごとに提出してください。ただし、(オ) a、b、c、g、h および i については、正本1部のみを提出してください。）

ウ 提出方法

申請書類の提出は、持参または郵送とします。

電子メールやFAXによる提出は一切認めません。

（※提出の際には、事前に必ず電話で予約した上で、来庁してください。郵送の場合は書留郵便で受付期限日の午後5時必着とします。なお、必要により説明を求めることがあります。）

〔提出先〕 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 （滋賀県庁本館4F）
滋賀県農政水産部水産課漁政係 岡本
TEL 077-528-3870（直通）

エ 申請書の受付期間

令和7年9月5日（金）から10月6日（月）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）（期限厳守）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受付けます。

（別紙様式第9号「募集要項の内容等に関する質問書」を使用してください。）

ア 受付期間

令和7年9月5日（金）から9月22日（月）午後5時まで（必着）

イ 受付方法

郵送またはFAX(077-528-4885) または電子メール(gf00@pref.shiga.lg.jp)により提出してください。質問の未到着を防ぐため、事後に電話（077-528-3870）にて連絡確認をお願いします。

ウ 回答方法

質問された方には電子メール等により個別に回答するほか、応募者間の公平を期するため、滋賀県ホームページ

(<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/suisan/>) において、質問および回答を公表します。（ただし質問者名は表示しません。）

募集要項の内容等に関する質問およびその回答は、その後の提案の内容や審査事項に反映されることから、電話等による質問回答は一切行いませんのでご了承ください。

ただし、電話による照会を一切お断りするものではありませんので、不明な点については、気軽に相談してください。

また、現地説明会において出された質問および回答についても併せて公表します。
なお、内容によっては回答までにお時間をいただく場合もあります。

(5) 現地説明会の実施

現地説明会を次のとおり開催します。

参加を希望される団体は、法人等の名称、代表者氏名、出席者氏名を説明会参加申込書（様式第10号）に記入の上、郵送、FAX または電子メールにより、令和7年9月12日（金）午後15時までに滋賀県庁 水産課 漁政係あてお申し込みください。（必着）

ア 開催日時

令和7年9月17日（水）14時から

イ 集合場所

滋賀県醒井養鱒場本館前（開始時刻の10分前までに集合してください。）

ウ 説明内容

施設の概要、募集要項および仕様書の説明、施設の説明

エ その他

- ・説明会参加につきましては、1団体2名までとします。
- ・指定管理者の募集に係る資料一式を持参願います。
- ・指定管理者の指定にかかる申請を行う場合は、できる限りこの説明会に出席してください。

8 申請に際しての留意事項

(1) 失格または無効

以下の事項に該当する場合は、無効または失格となる場合があります。

- ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- イ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないとき。
- ウ 申請者が記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- エ 虚偽の内容が記載されているとき。
- オ 滋賀県指定管理者等選定委員会委員、本件業務に従事する本県職員ならびに本県関係者に対して、本件応募について不正な接触の事実が認められたとき。
- カ その他不正の行為があったとき。

(2) 申請内容の変更

申請書の提出期限前に事業計画書等の記載事項の変更をする場合には、事業計画書等記載事項変更届（様式第 11 号）により、申請書の受付期限前に届出をしてください。

なお、受付期限日後は、提出された書類の内容を変更することはできません。

(3) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で利用できるものとします。なお、提出された書類は理由のいかんに関わらず返却しません。

また、県は申請書類を必要に応じ複写します。（使用は県庁内および滋賀県指定管理者等選定委員会の検討目的に限ります。）

(4) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際には、滋賀県醒井養鱒場指定管理者申請辞退届（様式第 12 号）を提出してください。

(5) 費用の負担

申請に要する経費はすべて申請者の負担とします。

(6) 情報公開

申請書類は、滋賀県情報公開条例に基づく開示請求により、個人に関する情報等非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。

(7) その他

ア 指定申請書等の様式

指定申請書等の提出書類は、日本産業規格の A 4 の大きさとしします。

（ただし、官公署の発行する証明等やむを得ないものについては、例外を認めます。）

※次の順序に従いファイル等に綴じて提出してください。

(ア) 滋賀県醒井養鱒場指定管理者指定申請書（様式第 1 号）

(グループ申請の場合、グループ構成表(様式第1-1号・第1-2号)を併せて提出のこと)

(イ) 滋賀県醒井養鱒場指定管理運営に係る事業計画書(様式第2-1号、第2-2号)

(ロ) 滋賀県醒井養鱒場指定管理運営に係る事業計画書(職員配置計画および組織図(様式第3-1号))

(ハ) 滋賀県醒井養鱒場指定管理運営に係る事業計画書(再委託予定調書(様式第3-2号))

(ニ) 滋賀県醒井養鱒場指定管理運営に係る事業計画書(その他(様式4号))

(ホ) 収支計画(様式5号)

(ヘ) 法人等の定款、寄附行為その他これらに準ずるもの

定款および寄附行為のない団体にあつては、団体の規約等(団体の目的、事務所、資産に関する規定、代表者の任免に関する規定等を記載した書類)および代表者の身分を証明する書類

(ヘ) 申請者が法人である場合は、法人の登記事項証明書

(申請日前3か月以内に取得したもの)

※登記のない法人の場合は、名称および本店または主たる事業所の所在地を証明する書類

(ヘ) 法人等の印鑑証明書(申請日前3か月以内に取得したもの)

(コ) 法人等の決算関係書類

(過去3か年分の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、財産目録その他これらに準ずる書類)

※新たに設立する法人または設立初年度の法人にあつては、収支予算書またはこれに準ずる書類および総会等の議事録および設立後申請までの間の活動内容を記載した書類を添付してください。

(コ) 法人等の予算関係書類(直近の会計年度の事業計画書および収支予算書)

(サ) 団体概要書(様式第6号)

(設立趣旨、事業内容、組織、役員氏名・役職等がわかる資料も添付)

(シ) 役員名簿(役職、氏名、性別、現住所、および生年月日を記載したもの。なお、商号または名称、代表者、経営者等の氏名には必ずふりがなを記載してください。)

(セ) 直近1年間の都道府県税に未納がないことの証明書、消費税および地方消費税の納税証明書

※新たに設立する法人または設立初年度の法人にあつては、添付を要しません

(ソ) 施設の管理運営を行う上で必要な資格の写し

(タ) 誓約書(様式第7号)

(チ) 類似施設の運営実績書(様式第8号)

イ 言語、通貨、単位等

指定申請書等に用いる言語、通貨、単位は日本語、日本円、日本の標準時および計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限ります。

9 指定管理者の指定等

(1) 指定管理者の候補者の選定

ア 指定管理者の選定に当たっては、滋賀県附属機関設置条例（平成 25 年滋賀県条例第 53 号）に基づく「滋賀県指定管理者等選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、提出された申請書等により審査を行い、(2)に記載する「審査基準」に最も適合する申請者を指定管理者の候補者とします。

イ 審査においては、申請者からヒアリングを行い、申請の内容を総合的に審査します。

1 申請団体あたりの説明時間は 15 分以内、質疑応答は 15 分以内とします。なお、グループ申請の場合は、すべてのグループ構成団体から説明者の出席をお願いします。

ウ ヒアリングに要する申請者の経費は、全て申請者の負担とします。

(2) 選定に当たっての審査方法等

選定委員会の意見を聴いて条例第 6 条第 2 項の選定基準をより具体化した審査基準その他の審査方法を定め、これに基づき、申請内容を総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定します。

選定基準ごと（滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く）の採点合計および総合計点が 6 割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とします。

選定基準ごとの審査項目、審査内容および配点は、別紙「**滋賀県醒井養鱒場指定管理者審査基準**」のとおりです。

なお、選定委員会の会議は非公開としますが、選定後は申請の概況（経過、申請者名、各申請者の得点状況、各申請者の提示額等）、審査内容の概要を公表します。

(3) 指定管理者の指定方法

指定管理者の候補者として選定された団体については、法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を県議会に提出し、議決後、指定管理者として指定します。なお、指定後速やかに、滋賀県公報において告示します。

10 指定管理者指定後の手続

(1) 協定の締結

業務内容や管理の基準に関する細目的事項、管理業務に要する経費を賄うための管理料に関する事項について、指定管理者と知事との間で協議の上、協定を締結するものとします。

協定の内容については、別添資料 9 を参考にしてください。

(2) 引継ぎ

指定期間の始期から円滑に指定管理業務が実施できるよう、前管理者との間で一定期間、事務事業の引継ぎを行っていただきます。

保守業務については、指定期間開始と同時に契約が必要となる業務がありますので、

注意してください。令和7年度中に前管理者が受けた施設利用等の予約について、予約時と同一条件での利用を保証するとともに、予約金等の前受金があった場合は、前管理者から引き継ぐこととなります。

(3) その他

ア 指定管理者が正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の議決後においても指定管理者の指定を取り消すことがあります。

イ 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

(ア) 指定管理者が、7(2)アに掲げる資格を満たさないこととなったとき。

(イ) 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、指定管理業務の履行が確実にないと認められるとき。

(ウ) 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

11 スケジュール

時 期	内 容
令和7年9月5日(金)～9月22日(月)	質問事項の受付期間
9月17日(水)	現地説明会
9月5日(金)～10月6日(月)	申請書の受付期間
10月14日(火)	選定委員会事業計画ヒアリング
10月下旬	指定管理者候補者の選定
11月上旬	審査結果通知
12月下旬	指定管理者の議決(県議会11月定例会)
1月上旬	指定管理者の指定(告示)
令和8年1月下旬	協定の締結
4月1日(水)	管理開始

12 問合せ先

住 所 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
 担当部課名 滋賀県農政水産部水産課漁政係 岡本 牧野
 電話番号 (077)528-3870 (平日午前8時30分～午後5時15分)
 F A X (077)528-4885
 電子メール gf00@pref.shiga.lg.jp

1. 概要

滋賀県醒井養鱒場は、琵琶湖の特産魚ビワマスの増殖を図るため明治 11 年に開設されました。その後、一時民間に払い下げられるなど変遷がありましたが、渇水時でも変わることのない豊富な湧水を活用し、マス類の増養殖技術の研究、開発を進めてきました。

昭和 63 年には、新たな拠点として本館を改築し、併せて内水面漁業に関する知識、魚の生態等を学べる研修施設として「さかな学習館」を全国に先がけ整備しました。この施設整備を契機に、県内の内水面漁業の振興に重要な役割を果たすとともに学校教育や社会教育の場としても積極的に取り組んでいます。

2. 施設概要

養鱒場周辺の水源涵養林および保全林を含め総面積 19 ヘクタールの中、3 ヘクタールの場内に 79 面の飼育池および試験池があり、その水面面積は、およそ 0.8 ヘクタールです。

(1) 敷地 190,127.6 m²

(2) 建造物

○本館	502.8 m ²
○研修館「さかな学習館」	328.2 m ²
○飼育池 A 棟、B 棟、C 棟各上屋	742.1 m ²
○フォークリフト車庫	9.0 m ²
○採卵場（2 棟）	83.9 m ²
○孵化場（孵化場・検卵室等）	225.4 m ²
○親魚養成棟	220.9 m ²
○資料資材保管施設	156.0 m ²
○倉庫	38.5 m ²
○車庫	106.8 m ²
○ポンプ室	3.3 m ²
○排水処理室	23.2 m ²
○入場券売り場（2 棟）	22.4 m ²
○休憩施設（せせらぎ）	93.8 m ²
○休憩施設（六角堂）	132.9 m ²
○休憩施設（2 箇所）	15.1 m ²
○釣り池管理事務所	29.1 m ²
○便所（3 箇所）	58.8 m ²

○（旧）バス待合所 6.6 m²

（３）飼育池ならびに飼育施設

○屋外飼育池（35 面）	稚魚池	16 面	922.2 m ²
	出荷池	1 面	43.0 m ²
	飼育池	12 面	5,577.6 m ²
	親魚養成池	6 面	456.0 m ²
○屋内飼育池（40 面）	A 棟	10 面	59.4 m ²
	B 棟	8 面	81.2 m ²
	C 棟	18 面	128.1 m ²
	親魚養成池	4 面	12.1 m ²

（４）その他施設

○ふれあい河川

○溪流魚観察池

○溪流釣り体験池

○ハリヨ観察池

○排水沈殿池（2 面）

3. 事業概要

（１）研究事業

琵琶湖の特産種であるビワマスやイワナ・アマゴといった在来マス類の有効利用による内水面漁業・養殖業の活性化をめざすための調査研究。

（２）養鱒事業

淡水養殖業や河川放流用種卵・種苗の安定的な生産供給

対象魚種：ニジマス、アマゴ、イワナ、ビワマス

（３）観覧事業

県内をはじめ県外から年間約 5 万人が来場する観光施設としての維持管理と来場促進活動。

（４）研修事業

小中学生を中心とした魚や養鱒事業への知識の啓発。

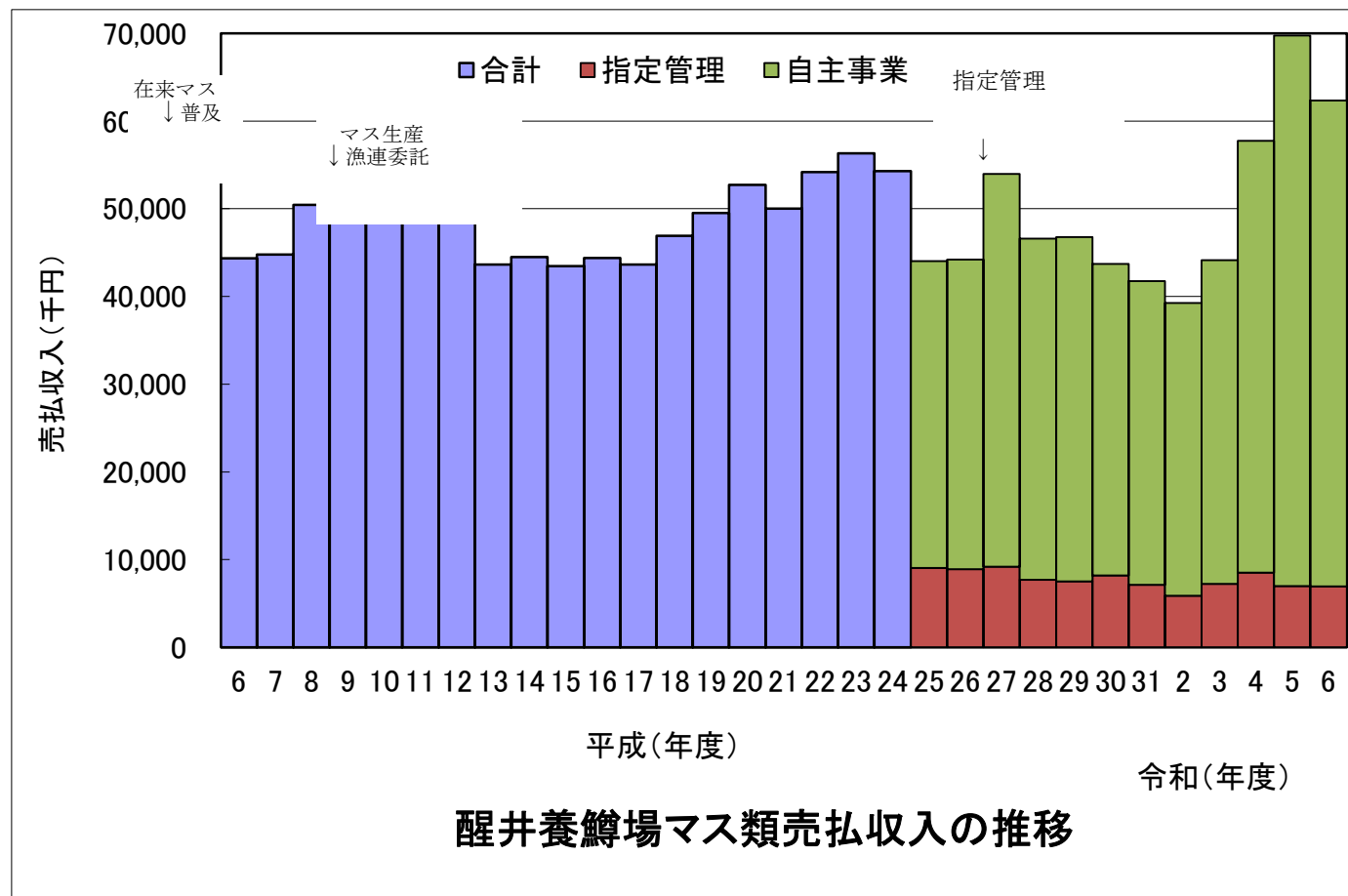
成人を対象としたイベント等の実施による啓発。

○醒井養鱒場マス類売払収入および入場者数の推移

資料2

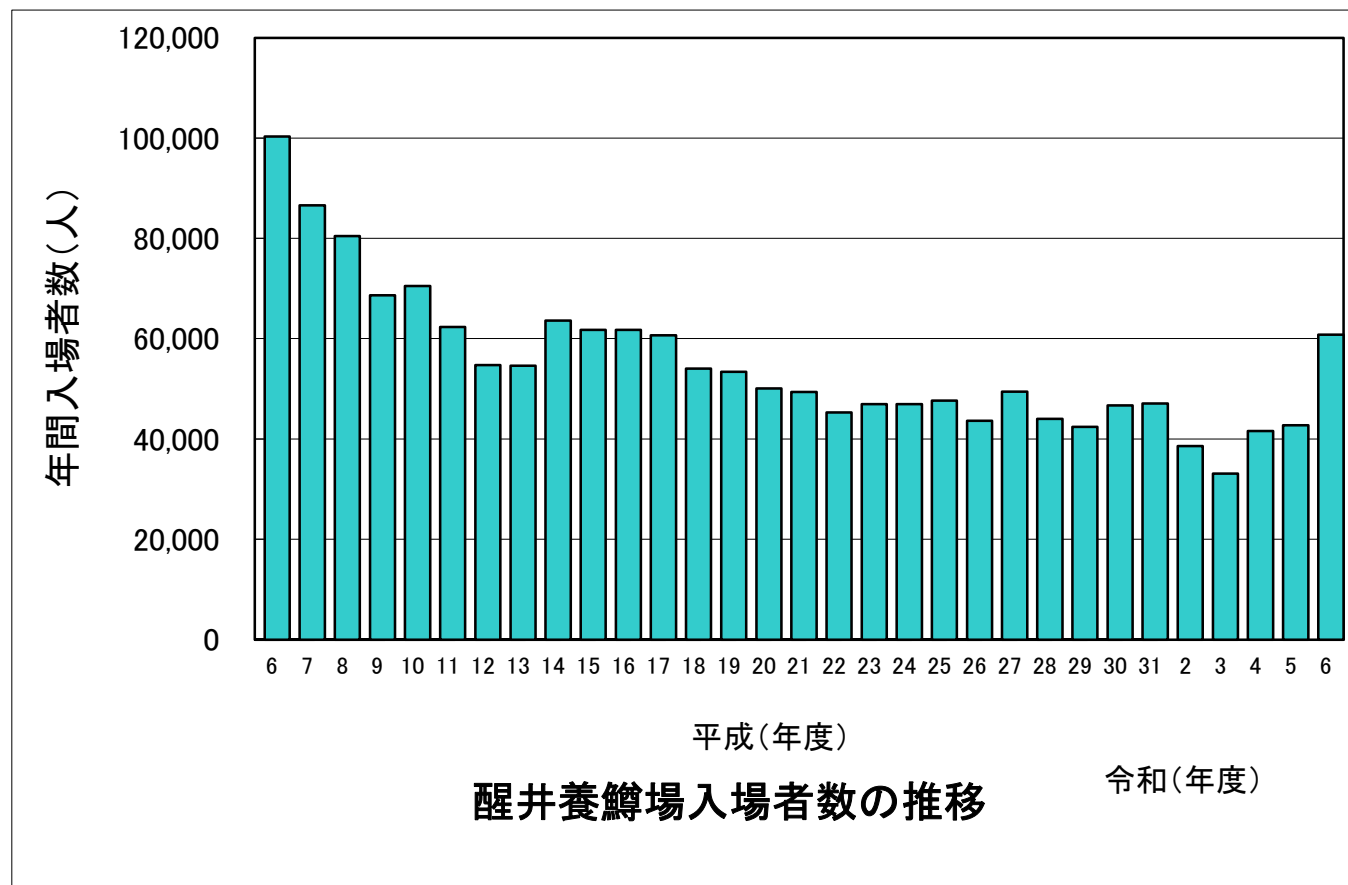
【マス類売払収入】

	年度	合計	指定管理	自主事業
平成	6	44,363		
	7	44,781		
	8	50,435		
	9	50,378		
	10	52,634		
	11	49,229		
	12	48,872		
	13	43,633		
	14	44,506		
	15	43,459		
	16	44,375		
	17	43,631		
	18	46,924		
	19	49,506		
	20	52,709		
	21	50,008		
	22	54,197		
	23	56,327		
	24	54,289		
	25	44,013	9,028	34,985
	26	44,221	8,886	35,335
	27	53,974	9,175	44,799
	28	46,582	7,679	38,903
	29	46,777	7,527	39,250
	30	43,724	8,175	35,549
平成 令和	31	41,765	7,117	34,648
令和	2	39,253	5,865	33,388
	3	44,125	7,231	36,894
	4	57,745	8,500	49,245
	5	69,763	6,991	62,772
	6	62,349	6,955	55,394



【入場者数の推移】 (人)

	年度	入場者数
平成	6	100,257
	7	86,561
	8	80,430
	9	68,660
	10	70,464
	11	62,306
	12	54,721
	13	54,586
	14	63,623
	15	61,724
	16	61,728
	17	60,674
	18	54,040
	19	53,378
	20	50,071
	21	49,370
	22	45,296
	23	46,945
	24	46,923
	25	47,621
	26	43,657
	27	49,424
	28	44,019
	29	42,432
	30	46,676
平成 令和	31	47,100
令和	2	38,610
	3	33,090
	4	41,592
	5	42,766
	6	60,783



滋賀県醒井養鱒場に関する指定管理業務仕様書

滋賀県農政水産部水産課

滋賀県醒井養鱒場に関する指定管理業務仕様書

本書は、「滋賀県醒井養鱒場指定管理者募集要項」（以下「募集要項」という。）に定める「4 指定管理者が行う業務の範囲」に関し、指定管理者が、滋賀県醒井養鱒場（以下「養鱒場」という。）の指定管理業務を行うにあたり、指定管理業務の具体的な内容を示します。

目次

- 1 管理運営方針
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 施設の管理範囲
 - (2) 開場日および開場時間
 - (3) 組織および人員配置
 - (4) 業務
 - ア 養鱒場のマス類の展示に関する業務
 - イ 養鱒場のマス類の普及に関する業務
 - ウ 養鱒場のマス類の生産および譲渡に関する業務
 - エ 養鱒場の施設および設備の維持管理に関する業務
 - オ その他養鱒場の設置の目的を達成するために必要な業務
- 3 その他留意事項
- 4 自主事業

1 管理運営方針

管理業務を行うにあたっては、募集要項の「2 (3) 基本的な運営方針」の内容を理解の上、次の各項目に留意して管理運営を実施しなければなりません。

また、県は施設の設置者として、必要に応じて指定管理者に対して指示等を行うものとします。

- ・養鱒場の設置目的に基づいた管理運営を行うこと。
- ・県が行う試験研究事業と密接に連携をとり、指定管理者が行う養鱒事業等の指定管理業務を円滑に行うこと。
- ・内水面漁業の発展と溪流漁場等のマス類資源の維持増大を図るため、ニジマス、アマゴ、イワナ、ビワマスの健全で良質な種卵種苗を生産し、かつ安定的に供給すること。
- ・養鱒場は試験研究機関でもあるので、試験研究業務に支障をおよぼすことのないよう配慮すること。
- ・養鱒場を利用する県民に対しては、利用者への奉仕および公平なサービスの提供に努め、特定の個人、団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- ・養鱒場が最大限有効活用されるよう利用促進に努めるとともに、利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を向上させていくこと。
- ・事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の縮減に努めること。
- ・養鱒場での利用者の安全に配慮し、事故防止に努めること。
- ・業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- ・ごみの削減、省エネルギー、CO₂削減等、環境に配慮した運営を行うこと。
- ・県と密接に連携を図りながら管理運営を行うとともに、県が行う事業に対し積極的に協力すること。
- ・管理運営経費および利用料金収入について適切な管理を行うこと。

2 指定管理者が行う業務

(1) 施設の管理範囲

指定管理者に管理していただく範囲は別添図のとおりです。

(2) 開場日および開場時間

ア 休場日

養鱒場の休場日は、年末年始（12月28日から1月4日まで）とします。

イ 開場時間

条例上設定されている時間帯は次のとおりです。

開場時間は、午前8時30分から午後5時まで。

ウ 休場日、開場時間の変更

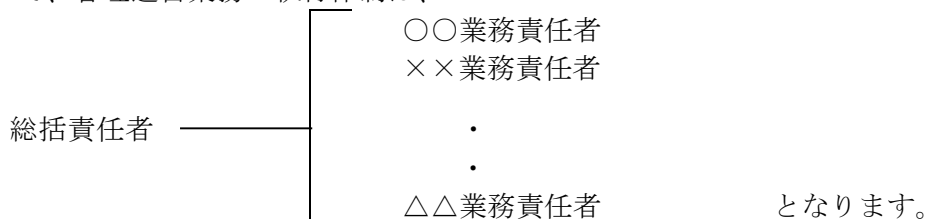
上記を基本に、休場日、開場時間について提案してください。

ただし、休場日、開場時間を変更する場合はあらかじめ知事の承認が必要です。

(3) 組織および人員配置

組織および人員配置については、次の各項目に留意しなければなりません。

- ・管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法等関係法令を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。
- ・本管理業務の「総括責任者」を定め、県に届け出ること。また、「(4) 業務」に示す各業務の実施に当たっては、必要に応じ「業務責任者」を定め、その指揮のもと、適切な事業の遂行に努めること。
- ・従って、管理運営業務の執行体制は、



- ・開場時間内は、常時運営および維持管理業務の要員を配置すること。
- ・マス類の生産・供給に関し、専門的な知識や技術を有する責任者を少なくとも1名配置すること。（総括責任者との兼務も可能）
- ・防火管理者を設置し、消防計画を作成のうえ関係署に届け出ること。
- ・防疫の観点から、種卵種苗を生産しているエリアに関係者以外の者が立ち入らないよう人員配置等に配慮すること。
- ・職員は、入場者に対して常に親切な態度で応対すること。
- ・職員は、清潔なものを着用し職場の規律を遵守すること。
- ・職員は、盗難、火災、器物の破損等の事実を発見した場合は、速やかに総括責任者に報告するものとし、総括責任者はこれに対する処置を行い、県に速やかに報告すること。

(4) 業務

ア 養鱒場のマス類の展示に関する業務

この業務は、主に利用料金徴収業務と養鱒場清掃等業務に分けられます。それぞれの内容は以下のとおりです。

(ア) 利用料金徴収業務

- a 醒井養鱒場正面および南入場券売場において利用料金を徴収し、引き換えに入場券または団体入場料領収書を渡し、これを確認のうえ入場させること。

ただし、指定管理者は旅行業者との間に観光券契約を締結することができ、この旅行業者が発行した観光券を各入場券売場で収受することによりこれに代えることができる。

- b 施設の利用者が納める利用料金は、指定管理者の収入とします。
- c 利用料金の額については、滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例（以下「条例」という。）によりその上限金額が定められているので、その額の範囲内で、指定管理者において設定すること。

なお、その際は知事の承認が必要となる。また、利用料金の額を設定した後に、その額を変更しようとする時も、あらかじめ知事の承認を得ることが必要となる。

条例で定めている金額については、募集要項の「6 管理業務を行う際の条件等」の「(1) 管理業務に要する経費」の「ア 利用料金」に記載されている表のとおりである。

- d 徴収した利用料金は、他の預金と区別した受託者名義の預金口座に収納し、その経理状況を明らかにするとともに、保管の安全を図ること。
- e 利用料金徴収等業務に従事する職員（以下「徴収職員」という。）を正門および南入場門に配置すること。
- f 徴収職員は、入場料の徴収にあたり誤りがないよう十分注意し、的確かつ迅速に処理すること。
- g 徴収業務にかかる一切の不正の行為が確認された場合には、適切な処置をとるとともに、その内容を県に連絡すること。
- h 毎月の入場料徴収金額について、翌月 15 日までに徴収事務受託計算書を県に提出すること。

(イ) 養鱒場清掃等業務

a 業務を行う区域

- ・ 場内飼育池、河川および周遊路
- ・ 研修棟（県が別途指示する場所を除く）
- ・ 休憩施設（「せせらぎ」、「六角堂」および各東屋）
- ・ 屋外便所
- ・ 広場
- ・ （旧）バス待合所

b 業務の内容

- ・ 前条区域内のごみ・落葉・じんあい等の清掃および空き地の草刈り
- ・ 場内飼育池および河川における給餌および死魚の取り上げ
- ・ 場内の修景保全および小規模な修繕・維持補修
- ・ 上記の業務を行うに当たっては、責任者を定め、県に届け出ること。
- ・ 清掃等業務計画書を作成し、これに基づき作業を実施すること。

c その他

- ・ 清掃等業務に従事する職員（以下「清掃職員」という。）は、原則として午前中に死魚を取り上げ、適切に処理するとともに、魚病の発生が疑われる場合においては、防疫に関し適切な処置を施し、その状況を総括責任者に報告すること。

イ 養鱒場のマス類の普及に関する業務

- ・ 一般入場者（個人、団体を含む）を対象としたビデオ機器等活用による魚類や漁業についての啓発普及、場内案内およびスタンプラリー案内（開場中随時）
- ・ 小学生、保護者を対象とした「夏休み親子さかな教室」等の企画および開催（10 回程度）
- ・ 小学生、中学生、釣りクラブ等民間団体を対象とした「採卵教室」の企画および開催（年 6 回程度）
- ・ 成人を対象としたイベント等の実施
- ・ 展示室の水槽管理および給餌
- ・ 各種養鱒に関する学術的なパネル・案内板等の維持管理

ウ 養鱒場のマス類の生産および譲渡に関する業務

この業務の内容は以下のとおりです。

- ・県のマス類生産計画 (別添表) に基づき、河川放流用のニジマス・アマゴ・イワナおよび養殖漁業用のビワマスの健全な種卵、種苗、親魚を生産するとともに、安定的、継続的に供給すること。
- ・生産物の供給に当たっては、受注者に対応するとともに、供給の都度、納品書 (別紙 1) を発行すること。
- ・納品書を発行した場合は、納品書控えを速やかに県に引き継ぐこと。
- ・上記業務を行うに当たっては、責任者を定め、県に届け出ること。
- ・指定管理者は、別途マス類生産供給業務計画書 (別紙 2-①, 別紙 2-②, 別紙 2-③) を作成し、県に提出するとともに、これに基づき業務を実施すること。
- ・本事業で使用する生産施設は、あらかじめ県が指定するものとし、使用に当たっては、管理責任者を定めること。
- ・生産施設および付属して使用する物品については、良好な維持管理に努めること。
- ・毎月の飼育管理状況について、指定管理者は、翌月 15 日までに月例業務報告書により県に報告すること。
- ・電話は 2 回線 (0749-54-0301、0749-54-2715)、FAX は 1 回線 (0749-54-0302) を貸し付けることとします。

エ 養鱒場の施設および設備の維持管理に関する業務

(7) 施設維持経費の支払業務

電気代や電話代等の管理業務にかかる経費について、支払を行ってください。

(イ) 消防設備点検業務

a 対象建物

本館	2 階建	502.8 m ²
研修棟 (さかな学習館)		328.2 m ²

b 業務内容

- ・消防用設備点検
- ・上記点検報告書の作成および消防への提出
- ・建築基準法関連設備点検 (該当設備を有する場合、併せて実施する。)
- ・場内に設置してある、私設消火栓に附属する器具および保管庫の維持

c 点検内容

- ・点検対象設備および実施時期は、それぞれ「別表 1」および「別表 2」による。
- ・消防点検は「消防用設備等の点検要領の全部改正について (平成 14 年度消防予第 172 号)」に基づき実施すること。
- ・前項以外の点検の実施にあたっては、その関連法令に定めるところによる。また、諸官庁への報告に必要な書類の作成等は、速やかに行うこと。
- ・点検および保守の実施にあたっては、庁舎の業務に支障を来さないように実施すること。
- ・必要に応じて場内に設置してある私設消火栓に附属する器具および保管庫の維持管理を実施すること。

d 処置

- ・点検の結果は、速やかに県に報告し、故障その他の不具合を発見したときは、その処置について協議を行うこと。
- ・点検時以外においても、不具合等が発生した場合は、迅速かつ適切な対応を行うこと。
- ・点検に際して設備等の破損を生じた場合は、原状復旧を行うこと。

e 法令

- ・業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令 (消防法第 17 条の 3 の 3 および施行規則第 31 条の 6) 等に基づき、当該施設の消防設備 (一部建築基準法関連設備も含む。) について、本仕様書等により適切かつ効率的に実施すること。

f 指定管理者の負担の範囲

- ・業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水費は、原則、指定管理者の負担とする。
- ・点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、指定管理者の負担とする。
- ・保守に必要な消耗部品等は、指定管理者の負担とする。
- ・業務を実施するにあたり、必要となる諸官庁、関係箇所への書類の作成および提出にかかる費用は、指定管理者の負担とする。

(ウ) 機械警備業務

a 防犯業務

- ・指定管理者は、毎日閉場時間から翌日の 8 時 30 分および休場日における終日において、不審者等の侵入の監視のため機械警備を行うこと。
- ・警報機器からの異常情報を受信したときは、遅滞なく異常事態の内容を確認すること。その結果、必要と認めた時は、警察機関に通報し、緊急出動を要請するとともに、事態の拡大防止の為に必要な措置をとること。
- ・異常情報を受信し、異常事態であることが確認された場合には県に連絡すること。

b 火災監視業務

指定管理者は、警報機器からの異常情報を受信したときは、遅滞なく確認し、火災発生を確認した場合には、直ちに消防機関に通報し緊急出動を要請するとともに、県に連絡すること。

c 設備監視業務

指定管理者は、警報機器および養鱒場の機器を終日監視すること。

d ガス漏れ監視業務

指定管理者は、警報機器からの異常情報を受信したときは、遅滞なく確認し、異常事態が発生していると判断した場合には、直ちにガス供給会社またはガス供給会社の緊急出動組織に異常事態発生を通報し、養鱒場への緊急出動を要請すること。また、併せて、県に連絡すること。

(エ) 電気保安業務

指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うとともに、その結果について、県に報告するものとします。

- ・電気工作物の設置又は変更の工事についての設計の審査、工事期間中の巡視、点検および測定・点検
- ・電気工作物の維持および運用が適正に行われるよう、定期的に行う電気工作物の巡視、点検および測定、試験（以下「定期点検」という。）
なお、指定管理者は日常巡視、点検等の業務についても責を有し、異常があった場合は、保安業務の観点から点検を行うこと。
- ・電気工作物事故発生時の応急措置の指導および事故原因解明ならびに再発防止のためとるべき措置の指導、助言および状況に応じた臨時点検を行うこと。
- ・点検の種類および回数は、「別表 3」のとおりとする。

(オ) 事業系一般廃棄物収集運搬業務

養鱒場内で発生する事業系一般廃棄物を収集、運搬に関する業務をその免許を持った団体等に発注していただく業務です。事業の実施にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとします。当該業務の主な内容は次のとおりとします。

廃棄物の種類	事業系一般廃棄物
収集頻度	週 1 回

(カ) 業務用生ゴミ処理機保守点検業務

指定管理者は場内に設置している業務用生ゴミ処理機について、善良な注意をもって維持管理を行うものとします。

(キ) 飼育池等点検清掃業務

本業務は、養鱒場内の河川取水口および飼育池給排水口（指定管理業務にかかる飼育池に限る。）の除塵スクリーンに付着したゴミおよび落葉等の適正な除去作業を実施し、良好な飼育水の確保に努めて下さい。

(ク) 施設（建築物等）の定期的な点検業務

養鱒場内の建築物およびその付属施設等について「滋賀県県有施設点検マニュアル」に基づき、毎年点検を行い「施設点検チェックシート」を保管してください。

(ケ) 修繕業務

施設および設備等が損傷等により、安全または管理運営上、支障が生じた場合には、直ちに修繕を行うこととします。また、修繕の計画を年度計画に入れてください。

(コ) 備品管理業務

a 備品の保守管理

指定管理者が管理する備品は資料8のとおりとする。指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって備品を管理するとともに、常に良好な状態に保つこと。

また、備品を管理業務以外の目的に使用することはできない。ただし、県の承認を得た場合はこの限りではない。

特に「フロン排出抑制法」に定める業務用冷凍空調機器については、所定の点検実施や修繕記録の保管など、同法に定める適切な管理を行うこと。

令和8年4月1日で貸与した備品は、令和13年3月31日に良好な状態で県に返納すること。

b 消耗品

施設の運営に支障をきたさないよう必要な消耗品を適宜指定管理者が購入し、管理を行うこと。不具合の生じたものに関しては随時更新を行うこと。

(サ) 上記事業共通事項

次の各項目に留意しなければなりません。

- ・指定管理者は、エに掲げる業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わすことができる。（再委託）
- ・指定管理者は第三者に委託し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ、県の承諾を得ること。この場合は、「再委託届」を県に提出すること。
- ・業務の安全衛生管理については、業務責任者が関係法令に従って行うこと。
- ・業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努めること。
- ・業務を行う場所、若しくはその周辺に第三者が存する場合、または立ち入る恐れがある場合には、県と協議の上、危険防止に必要な措置を講じ事故の発生を防止すること。

オ その他養鱒場の設置の目的を達成するために必要な業務

(ア) 事業計画書および収支予算書の作成

指定管理者は、毎年度の1月末日までに、次年度の事業計画および収支予算について、事前に県と調整を図った上で作成し、提出してください。事業計画書に記載する主な内容は、次のとおりです。

- ・基本方針
- ・事業計画

開場日、開場時間
組織および人員配置計画
業務
 マス類の展示に関する業務
 マス類の普及に関する業務
 マス類の生産および譲渡に関する業務
 施設および設備の維持管理に関する業務

- ・収支計画
 利用料金設定案
 入場者数
 収支予算
- ・その他

(イ) 報告書の作成

指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、管理業務に係る事業報告書を作成し、県に提出してください。事業報告書に記載する主な内容は次のとおりです。詳細については、県と指定管理者が締結する協定で定めることとします。

- ・事業実績
 開場日、開場時間
 組織および人員配置実績
 業務
 マス類の展示に関する業務
 マス類の普及に関する業務
 マス類の生産および譲渡に関する業務
 施設および設備の維持管理に関する業務
- ・収支決算
- ・その他

(ウ) 月例業務報告書の作成

- ・事業実績
 入場者数実績
 利用料金収入実績
 マス類の生産および販売実績
 入場者からの苦情およびその対応状況
 修繕実績

(エ) 指定期間終了前の引継業務

指定管理者は、令和 13 年度からの次期指定管理者が今回と異なった指定管理者となった場合には、指定期間終了までに引継書を作成し、次期指定管理者が養鱒場の業務を円滑かつ支障なく遂行できるように、引継を行ってください。

(オ) 苦情等の取扱

苦情・要望等を受け付けた場合は、速やかにその内容を検討し、公正かつ敏速な処理を行うようにしてください。処理経過については、その内容を記録しておいてください。

3 その他の事項

(1) 留意事項

指定管理者は、管理運営を行うにあたり、特に、次の点に留意してください。

ア 緊急時の対応

(ア) 指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応を検討し、緊急事態の発生時には的確に対応すること。

(イ) 養鱒場の来場者等に急な病気、けが等が発生した場合は速やかに対応し、近隣の医療機関等への搬送等の確な対応を行うこと。

(ウ) 指定管理者は、場内での火災、犯罪、疾病等の防止に努めるとともに、発生時には的確に対応すること。

イ 通帳の作成

徴収した利用料金や経費の支出のため、受託者名義の預金口座を作成すること。

ウ 帳簿の記帳

指定管理者は、養鱒場の管理運営に係る収入および支出の状況について、適切に帳簿に記帳するとともに、当該収入および支出に係る帳簿および証拠書類については、次年度の4月1日から起算して帳簿については10年間、証拠書類については5年間保存すること。

また、これらの関係書類について、県が閲覧を求めた場合は、これに応じること。

エ その他

指定管理者は、業務を実施するために必要な官公署の免許、許可、認定等を受けていること。

また、個々の業務について再委託を行う場合には、当該業務について当該再委託先が、それぞれの上記免許、許可、認定等を受けていること。

オ 会議等の出席について

県から、養鱒場の運営等に係る会議等の出席を求める場合がある。

カ 醒井養鱒場内の施設の改修について

令和8年4月1日～令和13年3月31日の指定管理期間において、醒井養鱒場内の施設の改修を行う可能性がありますのでご承知おきください。

キ DXの推進

県では会計事務のDXを推進しています。県民の利便性等の向上を図るため、利用料金等を収受する方法としてキャッシュレス決済を導入してください。各決済ブランド等の利用について、必要な手続きを行い、運用開始後の決済ブランドの追加等についても対応してください。

なお、以下(ア)(イ)(ウ)に掲げる各決済サービスおよび各ブランドの取扱いを必須とします。

(ア) クレジットカード

VISA、Mastercard、JCB、American Express、Diners

(イ) 二次元コード

PayPay、楽天Pay、d払い、auPAY、Alipay

(ウ) 電子マネー

交通系 IC (ICOCA、Suica)、WAON、nanaco、楽天 Edy、iD、QUICPay

4 自主事業

自主事業を実施するかどうかは指定管理者が任意に選択できます。

ただし、実施するにあたっては次の条件を満たす必要がありますが、施設の効用を最大限に発揮させる観点から積極的に提案してください。

条件

- ・養鱒場の設置目的から逸脱した事業とならないこと
- ・管理業務の実施を妨げないこと
- ・指定管理者の費用と責任において実施すること
- ・自主事業計画を提出しあらかじめ県の承認を得ること

特に自主事業として養鱒事業（指定管理業務以外）を実施する場合には、有償にて魚を貸付ける用意がある（貸付けができるマス類は、資料4のとおり）が、次の条件が付加される。

（※民法第587条に基づく消費貸借契約で、目的物たるマス類を消費することが可能だが、指定期間終了時には、貸付時と同種、同量、同程度の魚を県に返還すること。）

- ・貸付料は1年につき貸付けたマス類の評価額の2.0%とする。（令和7年6月18日現在）

- ・マス類の評価額は時価とする。
- ・貸付料は、別に県が示す期日までに県に納めること。
- ・令和7年6月1日現在で推定した、貸付けることができる魚は資料5のとおりだが、今秋の採卵状況、魚の育成状況等により、令和8年4月1日に貸付けできる魚の量の変動することがある。
- ・指定期間中に借り受けた魚の餌代、人件費等の自主事業に要する経費は指定管理者の負担とする。
- ・マス類等の貸付時および返却時においては、その種類、数量等の確認作業を双方立会のもと行う。



別添図

別添表

滋賀県マス類生産計画

	令和 8 年度から令和 12 年度
河川放流用種苗	各年度において、滋賀県内の内水面第 5 種共同漁業権漁場における目標増殖量のうち、アマゴ、イワナ、ニジマスに係る種苗および種卵の需要を満たす生産を行うこと
養殖用種苗	各年度において、県内養殖のビワマス種苗の需要を満たす生産を行うこと（ただし、10 万尾を上限とする）

参考）令和 3 年度から令和 6 年度における内水面第 5 種共同漁業権の目標増殖量と
指定管理事業に係るマス類生産実績
（※目標増殖量を定めた後に、実需に応じて生産を実施。）

【令和 3 年度】

	魚種	種卵（万粒）		種苗		
				尾数（尾）		重量（kg）
		目標増殖量	実績	目標増殖量	実績	実績
河川放流用 種苗	アマゴ	6.0	5.0	90,000	76,550	2,496.1
	イワナ	7.0	5.0	60,000	46,070	1,557.0
	ニジマス	3.0	3.0	21,000	17,965	785.3
養殖用種苗	ビワマス	—	—	—	15,000	—

【令和 4 年度】

	魚種	種卵（万粒）		種苗		
				尾数（尾）		重量（kg）
		目標増殖量	実績	目標増殖量	実績	実績
河川放流用 種苗	アマゴ	6.0	5.0	90,000	67,000	2,029.0
	イワナ	7.0	5.0	60,000	43,657	1,456.2
	ニジマス	3.0	3.0	21,000	89,500	1,229.0
養殖用種苗	ビワマス	—	—	—	89,500	488.8

【令和5年度】

	魚種	種卵（万粒）		種苗		
				尾数（尾）		重量（kg）
		目標増殖量	実績	目標増殖量	実績	実績
河川放流用 種苗	アマゴ	2.0	5.0	84,500	81,806	2,375.0
	イワナ	2.0	5.0	54,500	40,488	1,061.8
	ニジマス	—	2.0	21,100	21,657	1,189.6
養殖用種苗	ビワマス	—	—	—	26,000	43.8

【令和6年度】

	魚種	種卵（万粒）		種苗		
				尾数（尾）		重量（kg）
		目標増殖量	実績	目標増殖量	実績	実績
河川放流用 種苗	アマゴ	2.0	5.0	106,700	73,739	2,091.2
	イワナ	2.0	10.5	63,300	41,624	1,061.0
	ニジマス	—	—	23,600	17,884	935.3
養殖用種苗	ビワマス	—	—	—	57,500	152.3

(別紙1)

納品書

住 所 _____

_____ 様

滋賀県米原市上丹生
滋賀県水産試験場
醒井養鱒場
指定管理者 印

令和 年 月 日

種 類	年 齢	尾 数	重 量	単 価	金 額	摘 要
ニジマス						
アマゴ						
イワナ						
計						

(註) 納品書は3枚複写で3枚目は受領書

(別紙2) - ①

(1) 令和 年度 マス類生産供給業務計画書(種卵生産)

魚 種	尾 数	雌 の 割 合	採 卵 尾 数	1 尾 当 た り 採 卵 数	採 卵 数	発 眼 率	発 眼 卵 数	内 訳			
								保 有 卵 数	販 売 卵 数	単 価	金 額
ニ ジ マ ス (夏)	普 通	%	尾	粒	千粒	%	千粒	千粒	千粒	(1万粒当り) 円	千円
	全♀3倍体										
ニ ジ マ ス (秋、冬)	普 通										
	全♀										
	全♀3倍体										
ア マ ゴ (冬、春)											
イ ワ ナ (早期、冬)											
合 計											

* 親魚尾数、採卵数は目標発眼卵数からの割り戻しで算出した。

(別紙2) - ②

令和 年度 マス類生産供給業務計画書 (ニジマス生産)

年 令	区 分	年 度 始 の 保 有 数			年 間 飼 育 数				年 間 販 売 数					翌 年 度 繰 越 数		
		尾 数 (尾)	平均 体重	重 量 (kg)	歩留	尾 数 (尾)	平均 体重	重 量 (kg)	尾 数 (尾)	平均 体重	重 量 (kg)	単 価	金 額 (千円)	尾 数 (尾)	平均 体重	重 量 (kg)
稚 魚	翌年越用															
	小 計															
零 年	翌年越用															
	種苗用小															
	種苗用大															
	小 計															
一 年 魚	販 売 用															
	翌年越用															
	小 計															
二 年 魚	販 売 用															
	親 魚 用 (秋)															
	小 計															
三 年 魚	親 魚 用 (夏春)															
	小 計															
合 計																

() は観光保有数

(別紙2) - ③

令和 年度 マス類生産供給業務計画書 (アマゴ・イワナ生産)

魚 年	種 令	区 分	年 度 始 の 保 有 数			年 間 飼 育 数				年 間 販 売 数					翌 年 度 繰 越 数		
			尾 数 (尾)	平均 体重	重 量 (kg)	歩留	尾 数 (尾)	平均 体重	重 量 (kg)	尾 数 (尾)	平均 体重	重 量 (kg)	単 価	金 額 (千円)	尾 数 (尾)	平均 体重	重 量 (kg)
ア マ ゴ	稚 魚	翌年越用															
		小 計															
	零 年 魚	翌年越用															
		種 苗 用 (小)															
		種 苗 用 (大)															
		大 種 苗															
		小 計															
	一 年 魚	大 種 苗 用															
		小 計															
	合 計																
イ ワ ナ	稚 魚	翌年越用															
		小 計															
	零 年 魚	翌年越用															
		種 苗 用 (小)															
		種 苗 用 (大)															
		小 計															
	一 年 魚	翌年越用 種 苗 用															
		小 計															
	二 年 魚	親 魚 用															
		小 計															
	合 計																

消防設備数量表

区 分	分類等	数 量
1. 消火器	泡消火器10型 泡消火器100型 粉末消火器 強化液消火器 二酸化炭素消火器10型以下 ハロン消火器(小型)	本 本 28本 本 本 本 本
2. 屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	加圧送水装置 操作盤 消火栓 起動用スイッチ 表示灯 音響装置 表示盤 水源(貯水槽、給水装置)	組 面 組 個 個 個 個 面 組
3. スプリンクラー設備	加圧送水装置 起動装置 ヘッド 操作盤 流水検知装置 表示盤 水源(貯水槽、給水装置)	組 組 個 面 組 面 組
4. 不活性ガス消火設備 ・二酸化炭素 ・窒素ガス	消火剤貯蔵容器 容器弁開放器(電磁式) 容器弁開放器(ガス圧式) 起動用小容器 起動用操作箱 音響装置 連動盤 回線 継電器盤 回線 音声盤 表示盤 ヘッド	基 個 個 個 個 組 面 面 面 面 個

「別表1」

区 分	分類等	数 量
5. ハロゲン化物消火設備	消火剤貯蔵容器 容器弁開放器(電磁式) 容器弁開放器(ガス圧式) 起動用小容器 起動用操作箱 音響装置 連動盤 回線 継電器盤 回線 音声盤 表示盤 ヘッド	基 個 個 個 個 組 面 面 面 面 個
6. 自動火災報知設備	受信機(P-1) 10 回線 受信機(P-2) 回線 受信機(R型) 回線 中継器 副受信機 回線	1 面 面 面 個 面
	差動式分布型感知器 差動式スポット型感知器 定温式スポット型感知器 煙感知器(防火戸等用を除く。) アナログ式煙感知器	個 82 個 8 個 4 個 個
	総合盤(発信機、表示灯、音響装置) P型1級発信器 P型2級発信器	1 個 4 個 個
	表示灯 音響装置	4 個 5 個
7. ガス漏れ警報設備	受信機 回線 表示盤 回線 検知器 (警報付き) 検知器 (警報なし) 警報装置 表示灯	1 面 面 13 個 個 個 9 灯

消防設備数量表

区 分	分類等	数 量
8. 漏電火災警報装置	受信機 音響装置 変成器	面 組 組
9. 非常警報設備	操作部(電源部)	組
9-1 自動式サイレン又は 非常ベル	起動装置(発信機、押しボタン) 音響装置	組 組
9-2 放送設備	増幅器(操作部) w スピーカ回路 遠隔操作器	台 回線 台
10. 誘導灯及び 誘導標識	誘導灯 誘導標識	2 灯 枚
11. 避難器具	緩降機 建築物地上階数 3以下	組
	建築物地上階数 4以下	組
	建築物地上階数 5以下	組
	建築物地上階数 6以下	組
	建築物地上階数 7以下	組
	はしご ロープ又は金属	組
	(階数 2) 固定	組
	はしご ロープ又は金属	組
	(階数 3) 固定	組
	はしご 建築物地上階数 4	組
	建築物地上階数 5	組
	建築物地上階数 6	組
	簡易はしご	組
	救助袋 地上階数3	組
	地上階数4	組
	地上階数5	組
	地上階数6	組
	地上階数7	組

区 分	分類等	数 量
12. 排煙設備 (防火戸、防火ダンパー含む)	制御盤 ダンパー 排煙口 防火戸 ドア式 防火シャッター 可動垂れ壁 排煙装置 煙感知器(自火報用を除く。)	面 個 個 枚 枚 連 台 個
13. 消防用水	採水口 吸管投入口 開閉弁	箇所 箇所 個
14. 連結送水管	加圧送水装置 操作盤 起動用スイッチ 表示盤 送水口	組 面 個 面 組
15. 連結散水設備	加圧送水装置 操作盤 起動装置 ヘッド 表示盤 送水口	組 面 組 個 面 組
16. 非常電源	自家発電設備	組
17. 非常用照明		灯

点検項目	点 検 内 容	機器点検 (年2回)	総合点検 (年1回)
1. 消防設備	点検の基準は、「消防法」「同法施行令」「同法施行規則」及びこれらに基づく告知等に定めるところによる。		
	(1) 消火器具	●	
	(2) 消防機関へ通報する火災報知設備	○	
	(3) 誘導灯、誘導標識	●	
	(4) 消防用水	○	
	(5) 非常コンセント設備及び無線通信補助設備	○	
	(1) 屋内消火栓設備	○	○
	(2) スプリンクラー設備	○	○
	(3) 水噴霧消火設備	○	○
	(4) 泡消火設備	○	○
	(5) 二酸化炭素消火設備	○	○
	(6) ハロゲン化物消火設備	○	○
	(7) 粉末消火設備	○	○
	(8) 屋外消火栓設備	○	○
	(9) 自動火災報知設備	●	●
	(10) ガス漏れ火災警報設備	●	●
	(11) 漏電火災警報器	○	○
	(12) 非常警報器具及び設備	○	○
	(13) 避難器具	○	○
	(14) 排煙設備	○	○
	(15) 連結散水設備並びに連結送水管	○	○
	(1) 動力消防ポンプ設備	○	○
	(2) 非常電源専用受電設備又は蓄電池設備	○	○
	(3) 非常用自家発電設備	○	○
	(4) 配線		●

点検項目	点 検 内 容	6月点検 (年2回)	1年点検 (年1回)
2. 建築基準法 関連設備	点検の基準は、「建築基準法」「同法施行令」「同法施行規則」及びこれらに基づく告知等に定めるところによる。		
(1)非常用 照明装置 a.外観点検	(1) 照明器具の破損、変形及び腐食の有無を点検する。	○	
	(2) 照明器具の取付状態及び使用ランプの適否を点検する。	○	
	(3) 充電表示灯のあるものは、点灯していることを確認する。ただし、充電表示灯がないバッテリーモニター付きの器具の場合は、表示灯が不点の場合であっても試験停電により所定の動作(赤色ランプの不点又は点灯)を点検する。	○	
	(4) 防災性能評定マーク又は自主評定マークの有無を確認する。	○	
b.機能点検	(1) ランプの汚れ、劣化等の有無を点検する。	○	
	(2) 点検スイッチ又は分電盤等で常用電源から非常用電源に切替えた場合、ランプが正常に点灯することを確認する。	○	
	(3) 電池内蔵型照明器具は、30分間以上(48時間以上充電後)継続して有効に点灯することを確認する。	○	
	(4) 電源別置型照明器具は、予備電源に切替えて30分間以上点灯することを確認する。	○	
c.照度測定	(1) JISC7612「照度測定方法」により、床面の水平面照度を測定する。	○	
	(2) 測定位置は、避難行動に重要な箇所(例えば、階段では避難階段及び主階段の踊り場、廊下では重要な廊下のうち屋外への出口に近い場所等)で、人の動線となる箇所とする。	○	

点検項目	点 検 内 容	6月点検 (年2回)	1年点検 (年1回)
d.予備電源	(1) 蓄電池設備の点検は、第3章 第5節「直流電源設備」による。 (2) 自家発電設備の点検は、第3章 第4節「燃料系発電設備」による。	○ ○	
(2)防火戸、 ダンパー等 a.機器点検 a-1連動 制御器	(1) 変形、損傷、腐食等の有無を確認する。 (2) 電圧計の指示が適正であること又は電源監視用の表示灯が点灯することを確認する。 (3) 結線接続部の端子との接続に緩み、脱落、損傷等の有無を確認する。 (4) 連動作動試験は、感知器の機能点検に行う加熱又は加煙試験において当該回線の端末機器を作動させ、作動表示灯の点灯及び音響装置が鳴動することを確認する。 (5) 遠隔操作試験は、端末機器の作動状況点検時において、連動制御器の遠隔操作スイッチを操作し、当該回線の端末機器を作動させ作動表示灯の点灯及び音響装置が鳴動することを確認する。 (6) 付属装置の試験は、感知器又は自動閉鎖装置の作動により他の付属装置等に移報するものは、移報信号が出ることを確認する。	○ ○ ○ ○ ○	
(予備電源)	(7) 充電装置等の損傷、異常音、異臭及び異常な発熱の有無を確認する。 (8) 常用の電源から予備電源への切換が自動的に行われ、かつ、電圧計の指示値及び表示灯が適正であることを確認する。	○ ○	
(ランプ、スイッチ、ヒューズ類)	(9) 容量試験を行い、容量が適正であることを確認する。 (10) 各表示灯の電球等を点灯させ、著しい光束変化等の有無を確認する。 (11) スイッチ類は、開閉機能及び開閉位置が正常であることを確認する。 (12) ヒューズ類が、規定の種類及び容量のものであることを確認する。	○ ○ ○ ○	
a-2感知器	(1) 変形、損傷、脱落、腐食等の有無を確認する。 (2) 設置後の用途変更、間仕切り変更等による未警戒部分の有無を確認する。 (3) 設置位置及び設置場所に適応する感知器が設けられていることを確認する。 (4) 熱感知器の感熱部に機能障害となる塗装等がなされていないことを確認する。 (5) 煙感知器にあつては塵埃、微粉等が付着していないこと、並びに水蒸気及び腐食性ガスの滞留等によって、機能上支障となる状況の有無を確認する。 (6) 補償式又は定温式スポット型感知器は加熱試験を行い、作動が確実であることを確認する。 (7) イオン化式又は光電式煙感知器は加煙試験を行い、作動が確実であることを確認する。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
a-3自動閉鎖装置 (防火戸、 ダンパー)	(1) 防火戸の周囲に、閉鎖及び避難上障害となるものがないことを確認する。 (2) 防火戸及びダンパーが規定の装置により正常な状態でセットされていることを確認する。 (3) 防火戸、ダンパー及び自動閉鎖装置に著しい変形、損傷等の有無を点検する。 (4) 温度ヒューズ付自動閉鎖装置の場合は、規定の温度ヒューズであること並びにヒューズ本体及び取付部の状態が正常であることを確認する。 (5) 防火戸及びダンパーの手動による閉鎖が正常に作動することを確認する。 (6) 連動制御器の作動指令により防火戸及びダンパーが正常に作動することを確認する。なお、順送り方式のものにあつては、順送り作動が正常であることを確認する。 (7) 作動確認用スイッチの作動を確認する。 (8) 防火戸及びダンパーを閉鎖作動させた後、復帰させた場合の異常の有無を点検し、関係部位が元の状態に戻ることを確認する。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
(防火 シャッター)	(1) シャッター及び避難ドアの周囲に閉鎖上又は避難上障害になるものがないことを確認する。また、閉鎖時に避難方向の誘導のために設置された表示、方向指示等がはっきり分かることを確認する。	○	

点検項目	点 検 内 容	6月点検 (年2回)	1年点検 (年1回)
(防火 シャッター)	(2) 防火シャッター及び自動閉鎖装置に著しい変形、損傷等の有無を点検する。 (3) 温度ヒューズ付きシャッターの場合は、規定の温度ヒューズであること並びにヒューズ本体及び取付部の状態が正常であることを確認する。 (4) シャッター閉鎖用の手動閉鎖装置又は押ボタンによりシャッターを閉鎖させ、正常に作動することを確認する。 (5) 連動制御器の作動指令により、シャッターが正常に作動することを確認する。 (6) ハンドル、チェーン等で手動巻き上げ操作が容易であること及び巻き上げ操作中に途中で停止できることを確認する。 (7) 作動確認用スイッチの作動を確認する。 (8) 閉鎖用音響装置がある場合は、閉鎖中に鳴動することを確認する。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
b.総合点検	(1) 煙感知器の感度が正常であることを所定の感度試験器により確認する。 (2) 予備電源に切り替えた状態で、任意の感知器を作動させ火災表示、音響装置の鳴動が正常であること及び所定の防火戸、ダンパー等が正常に作動することを確認する。		○ ○
c.絶縁抵抗 測定	(1) 次の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・電源回路と大地間(1回線当たり) ・端末器回路と大地間(1回線当たり) ・感知器回路と大地間(1回線当たり) ・付属する音響装置にいたる回路と大地間		○
d.建具 d-1 防火戸、 排煙窓等	(1) 避難扉の開閉の妨げになる障害物がないことを確認する。 (2) 作動状態の良否及び作動後の閉鎖状態の良否を確認する。 (3) 建具の変形、錆、腐食、傷、損耗、塗装の劣化及び表面処理の劣化の有無を確認する。 (4) 金物類の錆、腐食の有無を確認する。 (5) 温度ヒューズの損傷、ビスの緩み及び脱落の有無を確認する。 (6) 金物類のがたつき、緩み及び変形の有無を点検する。	○ ○ ○ ○ ○ ○	
d-2 防火 シャッター	(1) 避難扉の開閉の妨げになる障害物がないことを確認する。 (2) 開閉機構部の次の事項について確認する。 ・開閉機構部の油漏れ及びモータの過熱及び異常音の有無 ・ブレーキ装置及びリミットスイッチの機能状態の良否 ・スプロケット、ローラーチェーンの芯ずれの有無及びローラーチェーンのたるみ状態 ・ロープ車の損傷及びワイヤーロープの摩耗の有無 ・巻き取りシャフト、ブラケットの変形の有無及び取付状態の良否 (3) 表面処理、塗装、損傷及び汚れ等の劣化の有無を確認する。 (4) 錆、腐食及び変形の有無並びに取付状態の良否を確認する。	○ ○ ○ ○	

設 備		点検項目	工事期間中の 巡視、点検 [週 1 回]	月次点検 [隔月 1 回]	年次点検 [毎年 1 回]	
					年次点検 I	年次点検 II
引 込 設 備	区分開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		開閉器と継電器の連動試験			△	○
	引込線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
受 電 設 備	断路器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験			△	○
	変圧器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		内部点検			△	△
		絶縁油の酸価度試験			△	△
	コンデンサ、 リアクトル	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	避雷器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	母線等	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
受・ 配 電 盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○	○
		電圧値、電流値の測定		○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		計器校正試験			△	△
		シーケンス試験			△	△
接 地 工 事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○	○
		接地抵抗測定			△	○
		漏えい電流測定		○	○	○

設 備		点検項目	工事期間中の 巡視、点検 [週 1 回]	月次点検 [隔月 1 回]	年次点検 [毎年 1 回]	
					年次点検 I	年次点検 II
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
配電設備	電線路	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
負 荷 設 備	低圧機器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	開閉器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	絶縁状態監視			低圧絶縁監視装置による		
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	○	○
		電圧測定		○	○	○
		比重測定			○	○
		液温測定			○	○
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	構造物等	外観点検	○	○	○	○
非常予備発電装置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○
		始動・停止試験		○	○	○
		保護継電器の動作試験			△	○
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器、開閉器、配電盤、制御装置等	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		発電電圧、周波数（回転数）の測定		○	○	○
		保護継電器の動作試験			△	○
		インターロック試験			△	△

注 1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。

2 工事期間中の○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係わる設備に対して適用する。

3 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。

4 工事完了後の竣工試験の実施、内容については保安協会と協議する。

5 月次点検、年次点検の○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。

6 絶縁油の酸価度試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することがある。

7 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることがある。

8 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。

9 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」により当該点検に替えることがある。

10 10³ボルトによる絶縁抵抗測定は、6³ボルトの高圧設備に対して適用する。

指定管理者自主事業承認基準

（目的）

第1条 この基準は、指定管理者がその管理する施設を活用して行う自主事業について、県が承認する基準その他の取扱いについて定めるものである。

（定義）

第2条 この基準における自主事業とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- （1）協定書において、自主事業として実施することとされている事業
- （2）協定書に定めがないが、県との協議により新たに自主事業として実施することとされた事業

（自主事業の承認）

第3条 指定管理者が自主事業を行うに当たっては、事前に県に自主事業実施計画書を提出し、その事業内容、収支計画および参加料等を明らかにした上で、書面（電磁的記録を含む。）により県の承認を得なければならない。

- 2 県は、前項の承認をするかどうかを判断するため必要があると認めるときは、指定管理者に対し、自主事業実施計画に係る説明を求めることができるものとする。
- 3 県は、第1項の承認をするに当たって、実施条件を付することができる。
- 4 指定管理者は、その管理する施設の設置目的の範囲を超える自主事業を実施しようとするときは、当該自主事業の実施前に県から地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用許可を受けなければならない。

（承認基準）

第4条 県は、指定管理者が行う自主事業が次に掲げる基準の全てに適合していると認められるときは、前条第1項の承認をするものとする。

- （1）施設の用途または目的を妨げないものであること。
- （2）施設の認知度向上、イメージアップまたは有効活用に資するものであること。
- （3）事業日程および事業規模が一般利用者の施設利用を阻害しない範囲であること。
- （4）事業の内容が公序良俗に反しないものであること。
- （5）事業の実施に関する安全性が確保されていること。
- （6）事業の実施に要する全ての費用を指定管理者が負担するものであること。
- （7）事業の実施に伴う第三者に対する賠償責任等の全ての責任を指定管理者が負うものであること。
- （8）施設機能に損失または低下が見込まれず、原状復旧が可能なものであること。
- （9）不特定多数の施設利用者が広く利用もしくは参加できるものであること、または施設利用者もしくは参加者の選定について公平性が確保されていること。

(10) 参加者から参加料等を徴収する場合、その参加料等の価格設定が著しく高額でないこと。

(11) 特定の政治団体の政治活動または特定の宗教団体の宗教活動に関するものでないこと。

(実施報告)

第5条 指定管理者が自主事業を実施した場合は、毎年度終了後に参加者の状況、事業成果および経理状況等を県に報告しなければならない。

2 県は、前項の報告を受けた場合において、改善が必要な事項があったときは、指定管理者に対し、必要な指示を行うものとする。

付 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

令和8年4月1日時点での保有量(推定値)

資料4

項目		総数			魚評価 単価 (円/尾)	指定管理業務分			指定管理業務以外分 (貸し付ける事のできる魚)			備考
		尾数(尾)	g/尾	重量(kg)		尾数(尾)	重量(kg)	評価額	尾数(尾)	重量(kg)	評価額	
ニジマス	0年魚(春採卵)	281,350	卵粒		0.94				281,350	卵粒	264,469	
	0年魚(秋採卵)	257,100	1	257	4.32	38,200	38	165,024	218,900	219	945,648	
	1年魚(前年夏採卵分)	0	10	0	11.87					0	0	
	1年魚(前年秋採卵分)	30,470	50	1,524	45.75				30,470	1,524	1,394,003	
	1年魚(前年春採卵分)	14,225	100	1,423	91.50				14,225	1,423	1,301,588	
	2年魚	32,315	250	8,079	228.75	950	238	217,313	31,365	7,841	7,174,744	
	3年魚	1,180	1,400	1,652	1281.00				1,180	1,652	1,511,580	
	1年魚(親魚候補)	8,195	150	1,229	137.38	8,195	1,229	1,125,829		0	0	
	計	624,835		14,163		47,345	1,505	1,508,166	577,490	12,658	12,592,031	
アマゴ	0年魚	212,800	1.5	319	7.28	78,250	117	569,660	134,550	202	979,524	
	1年魚	650	40	26	62.01				650	26	40,307	
	1年魚(親魚候補)	1,480	60	89	83.13	1,370	82	113,888	110	7	9,144	
	計	214,930		434		79,620	200	683,548	135,310	234	1,028,975	
イワナ	0年魚	230,000	1	230	8.58	88,000	88	755,040	142,000	142	1,218,360	前年レッドマウス病により全数処分
	1年魚				62.01							
	1年魚(親魚候補)				83.13							
	2+3年魚(親魚候補)	3,705	600	2,223	834.33	925	555	771,755	2,780	1,668	2,319,437	
	計	233,705		2,453		88,925	643	1,526,795	144,780	1,810	3,537,797	
ビワマス	0年魚(親魚候補)	113,600	2.0	227	12.81	18,200	36	233,142	95,400	191	1,222,074	
	1年魚(3N)	200	40	8	93.72				200	8	18,744	
	1年魚	1,700	40	68	93.72				1,700	68	159,324	
	2年魚(3N)	949	400	380	775.60				949	380	736,044	
	1年魚(親魚候補)	2,660	150	399	290.85	2,500	375	727,125	160	24	46,536	
	計	119,109		1,082		20,700	411	960,267	98,409	670	2,182,722	
総計		1,192,579		18,132		236,590	2,759	4,678,776	955,989	15,373	19,341,525	

指定管理業務 15.2 %
指定管理以外(自主事業) 84.8 %

過去4力年における支出金およびその内容

資料6-1

単位 (千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平 均
収入合計	36,174	37,655	37,807	44,566	39,051
利用料金収入	10,492	13,532	14,372	20,221	14,654
指定管理料	25,423	24,123	23,435	24,340	24,330
その他	259	0	0	5	66

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平 均
支出合計	39,390	44,634	48,118	51,624	45,942
養鱒事業 計	16,927	18,976	20,571	20,993	19,367
人件費	10,548	10,452	13,278	12,065	11,586
施設管理費	550	716	349	518	533
事業費	5,829	7,808	6,944	8,410	7,248
観覧事業 計	21,683	24,864	26,365	29,458	25,593
人件費	13,845	15,470	16,488	16,955	15,690
施設管理費	417	1,205	1,562	2,707	1,473
事業費	7,421	8,189	8,315	9,796	8,430
普及啓発事業 計	780	794	1,182	1,173	982
人件費	675	674	1,027	1,031	852
施設管理費	0	0	0	0	0
事業費	105	120	155	142	131

単位 (千円)

管理料総額	年度別内訳				
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
150,112	30,272	29,960	29,960	29,960	29,960

滋賀県醒井養鱒場に係る指定管理者情報セキュリティ遵守事項(例)

(注)

- ・本書は、「指定管理者制度における施設の管理に関する基本協定書」に基づき、指定管理者が定める情報セキュリティに関する遵守事項の例を示すものである。
- ・【推奨】と示している事項は、規定することが望ましいものである。
- ・それ以外の事項は特段の理由がない限り規定すべきものである。
- ・上記に記載のない内容を遵守事項として追加することも差し支えない。

この遵守事項は、協定第 27 条第 1 項に基づき、醒井養鱒場における情報セキュリティ対策を確実にを行うために必要な事項を定めるものである。

第 1 用語の定義

この遵守事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報機器 パソコン、サーバ等の何らかの情報処理機能を持つ機器のことをいう。
- (2) ネットワーク 情報機器を接続して通信するための装置および通信回線をいう。
- (3) システム 情報機器、ネットワークを使用した情報処理の仕組みをいう。
- (4) ウィルス等 コンピュータウィルスやその他の不正プログラムをいう。
- (5) ログ 情報機器やシステムの利用状況や通信状況を記録したデータをいう。
- (6) 個人情報等 個人情報や滅失、き損、改ざん等により管理業務の円滑な執行に著しい支障を生じさせるおそれのある重要情報のことをいう。
- (7) ソーシャルメディアサービス インターネットを利用してユーザが情報発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段のことをいう。
- (8) 外部ネットワーク インターネット等の外部と接続可能なネットワークのことをいう。

第 2 管理業務で情報機器を利用する場合

1 ウィルス対策

管理業務で利用する情報機器を、ウィルス等から保護するため、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) ウィルス等対策プログラムをインストールする。
- (2) ウィルス等定義ファイルの更新の有無を確認し、ウィルス等定義ファイルを最新のものに保つ。
- (3) ウィルス等検査機能を常時稼働させておく。
- (4) 定期的（週 1 回程度を目安）に完全スキャンを実施する。

2 ウィルス感染時の対応

情報機器がウィルスに感染した場合またはそのおそれがある場合は、被害の拡大を防止し、被害状況の分析を円滑にするため、次に掲げる対応を行うものとする。

- (1) 直ちに情報機器から LAN ケーブルを抜く等、ネットワークからの遮断を行う（無線 LAN の場合は、電源をオフにせずに通信を行わない設定へ変更をする）。
- (2) 画面を閉じずにそのままの状態を保持する。
- (3) 当該施設の県の所管課に直ちに連絡をする。

3 ソフトウェアの脆弱性対策

情報機器で利用するソフトウェアを安全な状態に保つため、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) ソフトウェアの修正プログラム（例：Windows Update）が出た場合は、速やかに導入する。なお、システムに関する修正プログラムについては、システムに不具合が発生しないことを確認した後に導入する。
- (2) サポート期限が終了したソフトウェアは使用しない。

4 バックアップの取得

情報機器に記録されたデータについては、データの滅失等の情報セキュリティ事故に備え、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) データの重要度に応じて、取得頻度（年次、月次、週次、日次、随時）および保存期間を設定し、定期的にバックアップを取得する。
- (2) 独自に開発したシステムに関しては、プログラムの修正の際にプログラムのバックアップを取得する。
- (3) バックアップデータは、情報機器とは別の筐体または外部記憶媒体に保存する。【推奨】

5 ユーザ ID の管理

情報機器で利用するユーザ ID については、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) ユーザ ID の登録および登録抹消手順を定め、適切なユーザ管理を行う。
- (2) 利用していないユーザ ID が放置されないよう定期的に点検し、必要に応じて登録抹消を行う（特に異動・退職者等が生じた場合）。
- (3) 他人にユーザ ID を利用させない。また、複数の者で共有する場合は、共用する者

以外に利用させない。

6 パスワードの管理

情報機器で利用するパスワードについては、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) パスワードの発行や初期化、変更を行う手順を定める。
- (2) パスワードに関する情報は厳重に管理する（パソコンの画面やキーボード等の目に付きやすい場所にパスワードが記載された付箋等を貼りつけない）。
- (3) パスワードについて、英大文字、英小文字、数字、記号のうち3種類以上を使用する等、容易に推測されないものにする（12文字以上推奨）。
- (4) パスワードを、定期的（人事異動時）に変更するものとし、古いパスワードの再使用を行わない。
- (5) 情報機器にパスワードを記憶させない（オートコンプリート機能は使用しない。）。

7 ログの取得等

システムに関するログの取得等については、外部からの攻撃、不正行為、障害等の調査ができるよう、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) 情報機器に関するアクセス記録、稼働記録、障害記録（以下、「アクセス記録等」という。）のログを取得し、保管期間（1年以上を推奨）を定め、保管をする。
- (2) 情報セキュリティ事故、不正行為、障害等が生じた際に、ログの内容をチェックできる体制を整える。
- (3) アクセス記録等のログを定期的に検査、分析する。【推奨】

8 盗難等防止措置

情報機器の性質や重要度等に応じて、部屋の施錠や機器の固定等の盗難防止や破損等を防止するための対策を講じるものとする。

9 ソフトウェアのライセンス管理

ソフトウェアの適正な利用を徹底するために、情報機器にインストールされたソフトウェアのライセンスを台帳等で管理するものとする。【推奨】

第3 管理業務で電子メールを利用する場合

1 電子メール送信時

インターネットを利用した電子メールを送信する際には、誤送信の防止を図るため、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) 互いに面識がない複数の宛先に電子メールを送付する場合は、送信先が非表示となるBccを使用する（To、Ccについては同報するメールアドレスが送信先に知られてしまうため使用しない）。

- (2) メールを送信する前に、宛先、送付方法（T o、C c、B c c）、添付ファイルに誤りがないか確認を行う。
- (3) 特に複数の宛先に同時に送信する場合は、複数名で確認を行う。【推奨】

2 電子メール閲覧

不審メールの閲覧によるウィルス感染や不正アクセスを防ぐため、電子メールの閲覧においては、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) 不審メールと思われる電子メールを受信した場合、添付ファイルを開いたり、本文のリンクをクリックしない。
- (2) HTMLメール（電子メールの本文を、ホームページのレイアウトなどに使うHTMLで記述したもの）はメールを開いただけでウィルス感染する場合もあるため、メールソフトの設定を変更し、HTMLメールを利用できないようにする。

第4 ホームページを管理する場合

1 新規構築、再構築時

ホームページを新規構築、再構築する場合は、次に掲げる対策を施すものとする。なお、指定管理期間が新たに開始する場合のホームページに係る取扱いについても同様とする。

- (1) 情報処理推進機構（IPA）の「安全なウェブサイトの作り方」および別冊「安全なSQLの呼び出し方」の最新版に準拠した実装を行う。
- (2) SSL/TLSによりインターネット上のウェブブラウザとウェブサーバ間でのデータの暗号化通信を実装する。

2 運用保守時

ホームページを運用保守する場合は、「第1 管理業務で情報機器を利用する場合」の対策に加え、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) ホームページの脆弱性診断を実施し、ネットワーク機器、公開サーバおよび同サーバ上で稼働するウェブアプリケーション等の脆弱性の有無を確認する。また、受診の結果、脆弱性が検出された場合はその対処法を検討し、対策を実施する。

第5 ソーシャルメディアサービスを利用する場合

1 ソーシャルメディアサービスのセキュリティ対策

ソーシャルメディアサービスを利用する場合は、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) ソーシャルメディアサービスの運用ポリシーを定め、当該施設のホームページ等に掲載する。
- (2) 情報配信が実際に当該施設のものであることを明らかにするために、アカウントの自己記述欄等に運用組織を明示する等の方法でなりすまし対策を行う。

- (3) 個人情報等に該当する情報はソーシャルメディアで配信しない（ただし、当事者の了解が得られた場合は除く）。
- (4) ソーシャルメディアについては、利用に際してあらかじめ当該施設の県の所管課に報告をする。【推奨】

第6 外部ネットワーク・無線LANを利用する場合

1 外部ネットワークを利用する場合

外部ネットワークを利用する場合は、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) 不正アクセスを防止するため、外部ネットワークの接続部分には、ファイアウォールおよびルータ等を設置し、経路制御および接続制限等を行う。
- (2) 外部ネットワークからの不正または大量アクセスによりサーバの利用に支障が出ないようにするため、情報機器およびネットワークの冗長化や専用の対策装置の導入、プロバイダ等が提供する対策サービスの利用など、可用性を確保するための対策を講じる。
- (3) 外部ネットワークとの接続においてデータの漏えい、破壊、改ざん又はシステムダウン等の情報セキュリティの問題が認められる場合は、速やかに当該外部ネットワークとの接続を遮断する。

2 無線LANを利用する場合

無線LAN（ローカル・エリア・ネットワーク）を利用する場合は、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) 接続に関する認証は「IEEE802.1X(EAP)認証」もしくは「PSK 認証」を使用する。なお、「PSK 認証」を使用する場合は、パスフレーズの文字数を20文字以上で設定し、定期的に更新を行う。
- (2) 通信内容の暗号化の方式については、「CCMP 方式」を使用する。なお、「WEP 方式」、「TKIP 方式」については脆弱性があるため使用しない。
- (3) 無線LANを利用できる場所として設定した範囲を超えて電波が漏出しないよう、電波の伝搬範囲を限定する。
- (4) 無線LANのアクセスポイントの管理用パスワードを適切に設定し、定期的に更新を行う。
- (5) (1)～(4)の他、総務省が作成する別添「企業等が安心して無線LANを導入するために」を参考に必要に応じてセキュリティ対策を講じる。【推奨】
- (6) 無線LANについては、利用に際してあらかじめ当該施設の県の所管課の承認を得る。【推奨】

第7 その他一般事項

1 私物情報機器および私物外部記憶媒体の利用

私物情報機器および私物外部記憶媒体（以下「私物情報機器等」という。）については、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- （１）私物情報機器等の管理業務利用は原則行わない。やむを得ず使用する場合は、上長の許可を得る。
- （２）私物情報機器等の利用を許可する際には、ウィルス対策、脆弱性対策の実施等の条件を付す。
- （３）私物情報機器等の利用を許可した場合、許可する理由、期間等を台帳に記載し管理する。

2 個人情報等を含むデータ等の外部への持ち出し

個人情報等を含むデータおよび情報処理に係る帳票（以下「データ等」という。）の外部への持ち出し（電子メール含む。）については、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- （１）データ等の外部への持ち出しは原則行わない。やむを得ず持ち出す場合は、上長の許可を得る。
- （２）持ち出しの許可を得る際には、帯出簿に持ち出し先、期間等を記載し、上長に報告を行う。
- （３）E X C E L形式のデータを外部へ持ち出す際には、別シートや非表示になっている箇所に個人情報等が入っていないか確認する。
- （４）持ち出しの際には、車上荒らしや置き忘れによる紛失等が起こらないように十分に注意する。
- （５）紛失等が起こった場合に備え、個人情報等を含むデータには暗号化やパスワードを施す。
- （６）データ等を持ち帰った際にも、上長に報告を行う。

3 データ等の管理

データ等については、滅失、き損および情報漏えい等の防止を図るため、次に掲げる対策を施すものとする。

- （１）個人情報等を含むデータを情報機器に保存する場合は、端末本体に保存せず、冗長化したファイルサーバに保存する。なお、ファイルサーバは、ウィルス感染等による侵害の拡大を防ぐため、ネットワークドライブに設定しない。【推奨】
- （２）データ等をファイルサーバ以外で保存する場合は、保存用の情報機器、外部記憶媒体は、施錠保管するなど、適正な管理を行う。
- （３）個人情報等を含むデータを外部記憶媒体に保存する場合は、データの名称、外部記憶媒体の種類（U S Bメモリ、外付けハードディスク、C D等）、保存期間、保存場所等を記した管理台帳を作成し、保管状況を把握する。
- （４）情報機器または外部記憶媒体を廃棄する場合は、データが復元できないように物理的に破壊する等の処理を行う。なお、個人情報が含まれた情報機器または外部記憶媒体

を廃棄した場合は、管理台帳に廃棄日、処理内容等を記録する。

4 管理業務に従事する者への教育

管理業務に従事する者の役割および理解度等に応じた情報セキュリティに関する教育研修および訓練を定期的および随時に実施し、情報セキュリティ対策を徹底するものとする。

5 緊急時の連絡体制等

個人情報の漏えい等の情報セキュリティ事故や、不正アクセス等による侵害に対して、適切な対応が図れるよう、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) 関係者の連絡先、緊急時の対処手順をあらかじめ定めておく。
- (2) 情報セキュリティ事故が発生した場合もしくはそのおそれがある場合は、直ちに必要な措置を講ずる。また、不正アクセス等による侵害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合は警察に通報する。
- (3) 休日に緊急時対応が想定されるシステム（県民等への情報提供や申請・予約等の休日においても利用が想定されるシステム）については、休日においても保守対応が可能となるよう、その旨を保守委託業務の契約書・仕様書に明記する。

6 ホームページ閲覧の留意事項

管理業務でホームページ閲覧を行う場合は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) ホームページ閲覧には常にウィルス感染のリスクがあるため、管理業務と関係あるホームページ閲覧であっても必要最小限の利用とする。

7 特定個人情報の取扱い

管理業務で特定個人情報（個人番号を含む個人情報をいう。）を取扱う場合は、別添「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」の「安全管理措置」に基づいた対策を施すものとする。

物品番号	品 名	形 状・規 格 等
01003991	置き水槽	500×400×5000・ネオランバー製
01003992	置き水槽	500×400×5000・ネオランバー製
01003993	置き水槽	500×400×5000・ネオランバー製
01003994	置き水槽	500×400×5000・ネオランバー製
01003995	置き水槽	500×400×5000・ネオランバー製
01003996	置き水槽	500×400×5000・ネオランバー製
01003997	置き水槽	500×400×5000・ネオランバー製
01003998	置き水槽	500×400×5000・ネオランバー製
01005464	豎型ふ化槽	267×560×2015・ネオランバー製
01005465	豎型ふ化槽	267×560×2015・ネオランバー製
01005466	豎型ふ化槽	267×560×2015・ネオランバー製
01005467	豎型ふ化槽	267×560×2015・ネオランバー製
01005468	豎型ふ化槽	267×560×2015・ネオランバー製
01005902	自動検卵機	ウィンソーター WB-9×2
01008626	冷凍庫	三洋電機 MDF-U537
07003123	三菱 キャンター	PDG-FE70D
07003125	活魚輸送車両搭載用水槽	
14000367	電話交換機	日本電気(株)Aspire UX
15000665	ユニキャリア フォークリフト	
15002197	冷凍ストッカー	ダイレイ/SD-137/
15002198	冷蔵庫	Panasonic/NR-FVF461/
15002560	展示用アクリル水槽	
15002762	スープレンジ	マルゼン/RGS-126C
15002763	ガス赤外線上火式グリラー	AS-8360 LPガス式
16000382	プレハブ冷凍庫	ホシザキ株式会社他/PF-22AA-2. 25/
16003148	電気式加熱乾燥方式生ごみ処理機	パーパス株式会社 PSK-102W
17003114	テーブルベンチセット	
18001609	コンドル水車	有限会社松阪製作所/FI-75-3/
18003079	自動体外式除細動器(AED)	フィリップス ハートスタートHS1+
21002576	低温冷凍庫	EBAC製 ECVD-24W70
21002577	低温冷凍庫	EBAC製 ECVD-24W70
22002173	魚卵用自動検卵機	IMPEX/WB-9×2/
94030445	棚型採卵台	H545, W700, L3600
94030449	等調液恒温槽	H600, W600, L900
94030450	受精卵静置台	H850, W600, L2700

物品番号	品 名	形 状・規 格 等
94030453	飼料攪拌機	アオキ精密工業 LA・1
94030494	孵化槽	ネオランバー製 フタ付 2列5槽
94030495	孵化槽	ネオランバー製 フタ付 2列5槽
94030496	孵化槽	ネオランバー製 フタ付 2列5槽
94030497	孵化槽	ネオランバー製 フタ付 2列5槽
94030498	孵化槽	FFU-50
94030499	孵化槽	FFU-50
94030500	孵化槽	FFU-50
94030501	孵化槽	FFU-50
94030519	水槽	500立 バルブ, フタ付
94030574	テーブル レクチャー用	
94030597	金庫	コクヨ HS-AL41M
94030638	映像装置 研修室視聴覚システム	
94030667	ニジマス解剖図パネル(各部器官)	
94030669	ニジマス解剖図パネル(マスの内臓)	
94030671	ニジマスの胚発生模式図解パネル	電飾式
94030696	魚類生態観察用水槽	4.0×2.5m H2.2m 10t
94030697	六角テーブル(2台組)	
94168165	案内ビデオ	場案内ビデオ 25分 養鱒の日常管理
94197113	水車	松阪製作所製 FI-75H
94214154	検卵台	合成木材使用
94214155	検卵台	合成木材使用
95019737	水車	松阪製作所製 コンドル水車 FI-40
95027481	水車	松阪製作所製 コンドル水車 FI-40
96002030	真空包装機	トスパック V-404G
96013034	物置	イナバ MBX-36 多雪型
96016600	さかな学習館用ビデオソフト	「マスの郷」滋賀県醒井養鱒場

滋賀県醒井養鱒場の管理運営に関する協定（基本協定）（例）

滋賀県知事 三日月大造（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例（昭和 39 年滋賀県条例第 50 号。以下「条例」という。）第 8 条第 2 項の規定に基づき、滋賀県醒井養鱒場（以下「養鱒場」という。）の管理運営に関し、次のとおり協定を締結する。

第 1 章 総 則

（趣旨）

第 1 条 この協定は、条例第 6 条第 2 項の規定に基づき指定管理者に指定された乙が行う養鱒場の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理運営の基本方針）

第 2 条 乙は、養鱒場の管理運営を実施するに当たっては、安全確保に努めつつ、自らの創意工夫を活かし、養鱒場の利用者に対するサービスの向上および管理経費の縮減を図り、もって県民福祉の一層の増進を図るようにしなければならない。

（業務の内容）

第 3 条 甲は、条例第 5 条の規定に基づき、次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を乙に行わせる。

- (1) マス類の展示に関する業務
- (2) マス類の普及に関する業務
- (3) マス類の生産および譲渡に関する業務
- (4) 養鱒場の施設および設備の維持管理に関する業務
- (5) その他養鱒場の設置の目的を達成するために必要な業務

2 前項の管理業務の細目は、別紙 1「滋賀県醒井養鱒場に関する指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第 4 条 乙が管理する施設、設備および備品（以下「管理物件」という。）は、別紙 2 のとおりとする。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって管理物件を管理するとともに、常に良好な状態に保つものとする。

3 乙は、管理物件を管理業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

（指定管理者の責務）

第 5 条 乙は、管理業務を行うに当たり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）、条例、滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例施行規則（平成 18 年滋賀県規則第 94 号。以

下「規則」という。)その他関係法令ならびに本協定および年度協定を遵守するとともに、善良なる管理者の注意をもって、これを実施しなければならない。

- 2 本協定、滋賀県醒井養鱒場指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)および乙が甲に年度ごとに提出する事業計画書(以下「事業計画書」という。)の間に矛盾または齟齬がある場合は、本協定、募集要項、事業計画書の順にその解釈が優先されるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、事業計画書において仕様書を上回る水準が提案されている場合は、事業計画書に示された水準によるものとする。

(信義誠実の原則)

第6条 甲および乙は、信義に従い誠実にこの協定を履行しなければならない。

(協定期間)

- 第7条 この協定の期間は、指定の期間である令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。
- 2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 管理業務の実施に係る経費等

(管理料)

- 第8条 甲は、管理業務の実施に要する費用として、毎年度、甲の予算の範囲内で管理料を乙に支払う。
- 2 指定期間における前項の管理料の総額は〇〇〇〇円(消費税および地方消費税相当額を含む。)以内とする。ただし、本協定の締結後に消費税および地方消費税の税率が改正された場合は、当該改正による収入および支出への影響(条例別表に定める額が改正されたときは、当該改正による収入への影響を含む。)を踏まえて管理料を再算定し、県と指定管理者で協議の上、管理料を決定する。
 - 3 消費税および地方消費税の税率改正とは別時期に条例別表に定める額が改正され、乙が利用料金を変更する場合は、当該変更による収入への影響を踏まえて管理料を再算定し、甲と乙で協議の上、管理料を決定する。
 - 4 リスク分担表(別紙3)で定める急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動が認められた場合は、甲が参考額を算定した際の各支出金額や指標値増減率等を踏まえて管理料を再算定し、甲と乙で協議の上、翌年度の管理料を決定する。
 - 5 年度ごとの管理料の額は、指定期間における各年度の管理料の合計額が、前第2項に規定する管理料総額の範囲内となるよう、別途締結する「年度協定」により、毎年度定めるものとする。
 - 6 管理料の支払いは、各年度に甲乙協議の上作成する支払計画書に従い、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。
 - 7 甲は、乙の正当な請求があった日から起算して、30日以内に管理料を支払うものとする。

(管理料の額の変更)

- 第9条 前条第2項の管理料の総額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。
- 2 大規模災害時等に、甲または米原市が施設を住民等の緊急の避難等の場所として利用する場合は、当該利用により施設の通常利用ができないことによる利用料金収入の減少および不要となる管理業

務費用の減額、ならびに、当該利用により乙にあらかじめ定められた管理業務以外の業務が発生した場合の当該業務にかかる経費の増加を踏まえて管理料を再算定し、甲乙協議の上管理料を決定する。

（管理料の精算）

第 10 条 第 8 条第 5 項により定めた管理料は、当該年度における管理運営に要した経費または利用料金その他の収入に増減があっても、増額または減額しないものとする。ただし、管理物件の修繕または改修（見積額が 1 件当たり 100 万円以上の修繕または管理物件の効用の増加を目的とした改修で、県との協議により指定管理者が行うこととなったものに限る。）にかかる経費については、甲が提示した募集要項に参考額として記載された管理料の内訳として示されている金額から増減した額を、管理料に加算し、または管理料から減額するものとする。

（リスク分担）

第 11 条 管理業務を行うに当たり、想定されるリスクの分担については、別紙 3 のとおりとする。

2 前項に定める事項で疑義がある場合または前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙協議の上リスク分担を決定するものとする。

（利用料金）

第 12 条 乙は、条例第 10 条第 1 項に掲げる養鱒場の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受し、これを乙の収入とするものとする。

2 乙は、条例第 10 条第 3 項の規定に基づき、条例に定める額の範囲内において、あらかじめ甲の承認を受けて、利用料金の額を定めるものとする。

3 乙は、利用料金による収入については、管理業務を遂行するために必要と認められる経費に充当するものとする。

4 乙は、利用料金を施設の使用の開始までに徴収するものとする。ただし、乙が必要と認める場合は、別に納期を定めて徴収することができる。

5 乙は、災害その他使用者の責めによらない理由により養鱒場を使用できない場合を除き、一旦納付された利用料金は、使用者に還付しないものとする。ただし、乙が必要と認める場合は、甲の承認を得て、利用料金を還付することができるものとする。

6 乙は、特別の事情があると認める使用者に対しては、あらかじめ甲の承認を受けて利用料金の減免をすることができるものとする。

7 乙は、利用料金の額、支払い方法等につき、利用者への十分な周知に努めるものとする。

（利用料金の額の変更）

第 13 条 乙は、前条第 2 項の利用料金の額を変更しようとするときは、額を変更しようとする日の 3 月前までに、甲の承認を得なければならない。

（その他の収入）

第 14 条 乙は、管理業務の実施に伴い、利用料金以外の収入がある場合は、甲の収入とすることを条件として収入するものを除き、これを乙の収入とする。

(区分経理)

第 15 条 乙は、管理業務に係る収入および支出について、乙の他の口座とは別の口座で管理し、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理しなければならない。

第 3 章 管理業務の実施

(管理運営目標)

第 16 条 乙は、管理業務を行うに当たっては、乙が滋賀県醒井養鱒場指定管理者指定申請書で示した次の管理運営目標が達成できるよう努めなければならない。

(1) 利用料金について

利用料金収入の確保を図ること

令和 8 年度 〇〇〇〇千円

令和 9 年度 〇〇〇〇千円

令和 10 年度 〇〇〇〇千円

令和 11 年度 〇〇〇〇千円

令和 12 年度 〇〇〇〇千円

(2) 河川放流用種苗について

県内の内水面第 5 種共同漁業権漁場における目標増殖量の内、ニジマス、イwana、アマゴにかかる種苗の需要を満たす生産を行うこと

(3) ビワマスについて

下記の量のビワマスの種苗の生産を行うこと

令和 8 年度 種苗 10 万尾

令和 9 年度 種苗 10 万尾

令和 10 年度 種苗 10 万尾

令和 11 年度 種苗 10 万尾

令和 12 年度 種苗 10 万尾

(4) 施設等の維持管理について

施設および設備等を適正に維持管理すること

2 乙は、毎年度、前項の管理運営目標の達成状況および目標の達成のために取り組む具体的内容について、甲に報告しなければならない。

3 甲は、必要があると認めるときは、管理運営目標の達成状況を把握するため、随時、乙に対して報告を求め、または実地に調査をすることができる。

4 甲は、前 2 項に規定する報告または調査の結果、管理運営目標の達成のために必要と認めるときは、管理業務の改善等について指示を行うことができる。

(開業準備)

第 17 条 乙は、指定期間の開始に先立ち、本業務の実施に必要な資格者および人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

- 2 乙は、必要と認める場合には、指定期間の開始に先立ち、甲に対して管理物件の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(事業計画書等)

第 18 条 乙は、年度毎にあらかじめ次に掲げる内容を記載した年度別事業計画書を作成し、各年度の前の年度の 1 月末日までに（令和 8 年度の事業計画書については、本協定の締結後速やかに）甲に提出し、その承認を得なければならない。ただし、甲が別途指示した場合は、その期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画
- (2) 人員配置計画
- (3) 収支計画

- 2 甲は、前項の規定により提出された事業計画書について、必要があると認めるときは、乙に対してその変更を指示することができる。
- 3 乙は、第 1 項の規定により提出した事業計画書を変更しようとするときは甲の承認を得なければならない。ただし、経費の配分の変更についてはこの限りでない。

(モニタリングの実施)

第 19 条 甲および乙は、乙が行う管理業務の実施状況・乙の経理状況等を把握し、養鱒場の良好な管理運営を確保するために、次に掲げるモニタリングを実施するものとする。

- (1) 乙は、管理業務の実施状況等について、自ら日常的に確認するとともに、養鱒場の良好な管理運営を確保するため、その結果を活用する。

(2) 定期モニタリング

乙は、甲が別に定める事項について月ごとの月例業務報告書を作成し、翌月 15 日までに甲に提出し、甲は、提出された月例業務報告書および第 22 条に基づく事業報告書をもとに、別紙 1「仕様書」の達成状況を確認する。

(3) 随時モニタリング

甲は、必要があると認める場合、各業務の遂行状況等について随時乙に報告を求めることができる。

- 2 甲および乙は、前項のモニタリングの結果をもとに、乙が行う管理業務の実施状況、乙の経理状況等について、毎年度少なくとも 2 回以上は実地に調査する。
- 3 モニタリングの実施に係る費用は、乙の負担とする。
- 4 モニタリングの結果、乙の業務が要求水準を維持していないと判断した場合、甲は、業務の改善等必要な指示を行うものとする。
- 5 乙は、前項に定める指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 6 乙は、次に掲げる帳簿類を作成して常備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

- (1) 文書管理簿

- (2) 業務日誌
- (3) 出納簿
- (4) 支出証拠書類簿
- (5) その他甲が必要と認めるもの

(養鱒場入場者満足度調査等の実施)

第 20 条 乙は、養鱒場入場者の利便性向上等の観点から、入場者の日常的な意見・苦情等を聴取するとともに、アンケート等により入場者に対する満足度調査を年 1 回以上実施し、その結果および業務改善の状況について甲に報告するものとする。

(意見交換の実施)

第 21 条 甲と乙は、養鱒場の管理業務の実施に必要な調整、情報および課題の共有等を目的として、定期的に意見交換を実施するものとする。

(事業報告書)

第 22 条 乙は、毎年度終了後 30 日以内に事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

2 乙は、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 30 日以内に、当該年度の当該日までの間の事業報告書を甲に提出しなければならない。

3 前 2 項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 管理業務に係る収支状況
- (3) 養鱒場の利用状況
- (4) その他甲が必要と認めた事項

4 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容またはこれに関連する事項について、乙に対して説明を求め、または実地に調査することができる。

(委託等の禁止)

第 23 条 乙は管理業務を行うに当たり、当該業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲に対して書面により申請を行い、甲の承認を受けた場合は、当該業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせることができる。

2 前項の承認を受けて、乙が管理業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせる場合は、全て乙の責任および費用において行うものとし、当該業務に関して、乙が委託し、または請け負わせる第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害および追加費用については、全て、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害および追加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(委託契約等における暴力団の排除措置)

第 24 条 乙は、管理業務を行うに当たり、相手方が暴力団または暴力団員と知りながら、委託契約や物品購入契約等を締結してはならない。

(秘密の保持)

第 25 条 乙は、管理業務の実施に伴い知り得た情報をみだりに第三者に知らせ、または不当な目的のために使用してはならない。指定の期間が満了し、または指定が取り消された後においても同様とする。

2 乙は、その使用する者に対し、養鱒場の管理業務に従事する期間または従事しないこととなった以後の期間においても、管理業務の実施に伴い知り得た情報をみだりに第三者に知らせ、または不当な目的のために使用しないよう、必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の保護）

第 26 条 乙は、管理業務を行うに当たり、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（情報セキュリティ対策の実施）

第 27 条 乙は、管理業務を行うに当たり、情報セキュリティに関する遵守事項を定め、これにより情報セキュリティ対策を講じなければならない。

2 前項の遵守事項を定めるに当たっては、乙は甲と協議するものとする。当該遵守事項を変更する場合も同様とする。

（適正な行政手続）

第 28 条 乙は、管理業務の執行に当たっては、滋賀県行政手続条例（平成 7 年滋賀県条例第 40 号）の規定に基づいた手続により行うものとし、同条例の規定に基づき審査基準、標準処理期間および処分基準を定めておかななければならない。

2 乙は、前項の規定により審査基準、標準処理期間および処分基準を定めたときは、これらを事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかななければならない。

（文書の管理・保存）

第 29 条 乙は、管理業務の実施に伴い作成し、または取得した文書、図画、写真および電磁的記録（以下「管理文書」という。）について、文書の管理に関する規程等を別に定め、これにより、適正に管理・保存することとし、指定の期間が満了し、または指定の取消を受けた後に甲の指示に従って引き渡すものとする。

2 前項の規程等を定めるに当たっては、乙は、甲と協議するものとする。当該規程等を変更する場合も同様とする。

（情報公開）

第 30 条 乙は、乙が管理している管理文書の公開については、情報公開に関する規程等を別に定め、これにより行うものとする。

2 前項の規程等を定めるに当たっては、乙は、甲と協議するものとする。当該規程等を変更する場合も同様とする。

（管理物件の現状変更）

第 31 条 乙は、管理業務を実施するために管理物件の新設、増築、改築、移設、改造その他の現状変更をしようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けた上、乙の負担で実施するものとする。

2 前項の場合において、乙は、当該現状変更部分について、将来にわたってその権利を主張しないものとする。

3 第 1 項の規定により甲の承認を受けた管理物件については、別紙 2 に記載されているものとみなす。

（管理物件の維持補修）

第 32 条 管理物件の本来の効用を維持するために必要な修繕（次条第 1 項に規定する長期保全計画に基づく修繕等を除く。）については、見積額が 1 件につき 100 万円（消費税および地方消費税を含む。以下同じ。）以上のものについては甲の負担と責任において実施するものとし、1 件 100 万円未満のものについては乙が自己の負担と責任において実施するものとする。

2 管理物件の効用の増加を目的とした改修および次条第 1 項に規定する長期保全計画に基づく修繕等については、甲の負担と責任において実施するものとする。

3 前 2 項の規定により、甲の負担と責任において実施することとなる修繕等または改修についても、管理業務と一体として実施することが適当と認められる場合は、甲乙協議の上、甲の負担において乙に実施させることができる。

（予防保全）

第 32 条の 2 甲は、養鱒場において計画的に実施する予防的な修繕等について、その内容および時期を定めた計画（以下「長期保全計画」という。）を作成する。

2 甲は、修繕等の対象の劣化状況その他の事情により、長期保全計画を適宜変更することができる。

3 乙は、長期保全計画に定める修繕等の対象物件について修繕等を行おうとする場合には、予め甲と協議し、甲の承認を得なければならない。ただし、施設の管理上緊急を要するときは、この限りでない。

4 乙は、前項後段の規定により甲の承認を得ずに修繕等を行ったときは、修繕等の実施後、速やかに甲に報告するものとする。

（保守点検）

第 32 条の 3 管理業務として行う各種保守点検については、「滋賀県県有施設点検マニュアル」に示す点検内容と同等以上の点検を毎年 1 回以上行い、その結果を毎年 8 月末日までに甲に報告するとともに、施設の実情に応じた適切な保守点検業務を行うものとする。

（備品の取扱い）

第 33 条 第 4 条の規定により乙が管理する備品が、経年劣化等により管理業務の用に供することができなくなった場合は、当該備品と同等の機能および価値を有するものを見積額が 1 件につき 100 万円以上のものについては、甲の負担と責任において購入または調達するものとし、1 件 100 万円未満のものについては、乙が自己の負担と責任において購入または調達するものとする。

- 2 乙は、前項の規定に基づき備品を購入または調達したときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 3 乙が第1項の規定に基づき購入または調達した備品の所有権は、甲に帰属するものとする。
- 4 甲または乙が第1項の規定に基づき購入または調達した備品は、管理物件として別紙2に記載されているものとみなす。
- 5 甲は毎年度、4月1日時点における管理物件の備品一覧を乙に交付するものとする

（管理物件のき損等）

- 第34条 乙は、管理物件が滅失し、またはき損したときは、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項に規定する滅失またはき損が自己の責めに帰すべき事由による場合は、乙の負担で速やかに原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。
 - 3 前項の規定により乙が原状回復した管理物件は、別紙2に記載されているものとみなす。

（保険契約）

- 第35条 甲は、甲の所有に属する施設のうち必要なものについて、火災保険契約（火災、落雷、破裂および爆発による損害ならびにこれに関連する損害を対象とする保険契約をいう。）を締結するものとする。
- 2 乙は、管理業務の実施にあたり、次の保険を付保するものとする。
 - (1) 施設賠償責任保険
 - (2) 入場者傷害保険

（第三者の損害の負担）

- 第36条 乙は、管理業務の執行に当たり、乙の責めに帰すべき事由により養鱒場の利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ、甲がその損害を賠償したときは、甲は乙に対して、賠償した金額およびその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

（事故の報告）

- 第37条 乙は、養鱒場において利用者の被災、災害その他の事故等が発生したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、その状況を甲に報告しなければならない。

（県内事業者への配慮）

- 第38条 乙は、管理業務を行うに当たって、第三者との取引を行う場合は、県内事業者を優先するよう努めるとともに、規格、品質、価格等が適した県産品がある場合は、これを優先して購入するよう努めるものとする。

（環境への配慮）

- 第39条 乙は管理業務を行うに当たっては、次のとおり環境への配慮に留意するものとする。
- (1) 環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン購入）を推進し、また、廃棄に当たっては、資

源の有効活用や適正処理を図ること。

- (2) 電気・ガス・ガソリン等のエネルギー使用量の削減に向けた目標を設定し、取組を推進すること。
- (3) 有害化学物質・廃棄物等のリスク管理を行い、環境や人に影響を及ぼす事故を防止すること。
- (4) 業務に関わる者に対して、環境の保全および創造に関する教育および学習の推進に努めること。

(雇用における配慮)

第 40 条 乙は、職員の採用に当たっては、本人の適性、能力以外の事項を条件にすることなく、幅広く応募できるよう配慮するものとする。

- 2 乙は、障害者の雇用について、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づき、国および地方公共団体に義務づけられている雇用率と同等の雇用率を達成できるよう努めるものとする。

(人権への配慮)

第 41 条 乙は、公正な採用選考、人権研修の実施その他人権に配慮した業務遂行に努めるものとする。

(管理業務の継続が困難となった場合の措置等)

第 42 条 乙は、管理業務の継続が困難となった場合またはそのおそれが生じた場合は、直ちにその旨を甲に申し出なければならない。

- 2 乙の責めに帰すべき事由により、管理業務の継続が困難となった場合またはそのおそれが生じた場合は、甲は、乙に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善計画書の提出およびその実施を求めることができる。
- 3 不可抗力その他甲または乙の責めに帰することができない事由により管理業務の継続が困難となった場合は、甲と乙は管理業務の継続の可否について協議するものとする。

第 4 章 指定期間満了以前の指定の取り消し等

(指定の取消しおよび業務の停止)

第 43 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、その指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部もしくは一部の停止を命じることができる。

- (1) 乙が、乙の責めに帰すべき事由により、この協定もしくは年度協定に定める事項を履行しないとき、または履行できる見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙が、関係法令、条例および規則またはこの協定の規定に違反したとき。
- (3) 指定管理者の指定手続きまたは管理業務の実施に当たり、乙に不正の行為があったとき。
- (4) 乙が、正当な理由がないのに管理業務に関する甲の指示に従わないとき。
- (5) 乙が、前条第 2 項の改善勧告に対し、定められた期間内に改善計画書を提出せず、または改善計画書に定められた事項を実施しなかったとき。
- (6) 乙が、管理業務に関して甲が求めた報告を行わず、もしくは実地調査等を拒否または妨害したとき。
- (7) 倒産（破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始もしくは特別清算開始の申立また

は手形交換所による取引停止処分をいう。)もしくは財務状況が著しく悪化したことによって管理業務の遂行が困難と認められ、または著しく社会的信用を損なう等により指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(8) 乙が、滋賀県醒井養鱒場指定管理者募集要項に明示した申請資格を満たさなくなったとき。

(9) 乙から指定取消しの申入れがあったとき。

2 前項の規定により指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部もしくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失または追加費用が生じて、甲はその賠償の責めを負わない。

3 乙は、第1項第1号から第8号までに該当すると認められるときは、直ちにその旨を甲に申し出なければならない。

(管理料の返還)

第44条 乙は、前条の規定により指定を取り消されたとき、または期間を定めて管理業務の全部もしくは一部の停止を命じられたときは、甲の請求により管理料の全部または一部を返還しなければならない。

第5章 指定管理者の交代

(施設等の引渡し)

第45条 乙は、指定管理者の指定期間が満了し引き続き指定管理者として指定されなかったとき、または第43条により指定管理者の指定を取り消されたときは、管理物件を甲の指定する期日までに原状に回復した上で甲に引き渡さなければならない。ただし、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復を行わず、別途甲が定める状態で甲に引き渡すことができるものとする。

2 前項の場合において、乙は、甲に対し管理物件に投じた必要費、有益費その他の費用の償還を請求しないものとする。

(管理業務の引継ぎ)

第46条 乙は、指定管理者の指定期間が満了後、もしくは指定管理者の指定の取消し後において、養鱒場の運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、甲が定める期間内に甲または甲が指定した者に対して管理業務の引継ぎを行わなければならない。ただし、乙が引き続き指定管理者となる場合は、この限りではない。

2 甲は、必要と認める場合には、指定期間の終了に先立ち、乙に対して甲または甲が指定する者による管理物件の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申し出に応じなければならない。

第6章 その他

(管理業務の範囲外の業務)

第47条 乙は、施設の用途または設置目的を妨げず、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により自主事業を実施することができるものとする。

- 2 乙は、自主事業を実施しようとする場合は、甲に対して自主事業実施計画書を提出し、事前に自主事業承認基準に基づく甲の承認を受けなくてはならない。その際、甲は必要に応じて、乙に対し説明を求めることができるものとする
- 3 乙が自主事業を実施した場合は、毎年度終了後に参加者の状況、事業成果および経理状況等を甲に報告しなければならない。
- 4 甲は前項の報告を受けた場合において、改善が必要な事項があったときは、乙に対し、必要な指示を行うものとする。
- 5 乙は、その管理する施設の設置目的の範囲を超える自主事業を実施しようとするときは、当該自主事業の実施前に甲から地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定による行政財産の目的外使用許可を受けなければならない。
- 6 甲は、第 2 項の承認をするに当たって、実施条件を付することができるものとする。
- 7 乙は、自主事業を実施するために養鱒場を使用する場合は、使用に係る施設の利用料金を負担するものとする。

(損害賠償)

- 第 48 条 乙は、管理業務の執行に当たり、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 乙は、第 43 条により指定を取り消され、または管理業務の全部または一部の停止を命ぜられた場合において、甲に損害が発生したときは、その損害を賠償しなければならない。

(重要事項の変更の届出)

- 第 49 条 乙は、定款、事務所の所在地、代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく変更したことを証する書類を添付の上、甲に届け出なければならない。

(年度別の協定)

- 第 50 条 年度別の管理業務の内容およびこれに係る管理料等必要な事項については、毎年度締結する年度協定において定めるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第 51 条 乙は、この協定によって生じる権利および義務を第三者に譲渡し、もしくは承継させ、またはその権利を担保に供してはならない。

(協定の改定)

- 第 52 条 養鱒場の管理に関し、特別の事情が生じたときは、甲乙協議の上でこの協定を改定することができる。

(管轄裁判所)

- 第 53 条 この協定について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第 1 審の裁判所とする。

(疑義等の解決)

第 54 条 この協定に定める事項の解釈について疑義が生じたときまたはこの協定に定めのない事項で必要があるときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 ○○県○○市○○ ○丁目○番○号
○○法人 ○ ○ ○ ○
(代表者 職・氏名)

滋賀県醒井養鱒場に関する指定管理業務仕様書

滋賀県農政水産部水産課

滋賀県醒井養鱒場に関する指定管理業務仕様書

本書は、「滋賀県醒井養鱒場指定管理者募集要項」（以下「募集要項」という。）に定める「4 指定管理者が行う業務の範囲」に関し、指定管理者が、滋賀県醒井養鱒場（以下「養鱒場」という。）の指定管理業務を行うにあたり、指定管理業務の具体的な内容を示します。

目次

- 1 管理運営方針
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 施設の管理範囲
 - (2) 開場日および開場時間
 - (3) 組織および人員配置
 - (4) 業務
 - ア 養鱒場のマス類の展示に関する業務
 - イ 養鱒場のマス類の普及に関する業務
 - ウ 養鱒場のマス類の生産および譲渡に関する業務
 - エ 養鱒場の施設および設備の維持管理に関する業務
 - オ その他養鱒場の設置の目的を達成するために必要な業務
- 3 その他留意事項
- 4 自主事業

1 管理運営方針

管理業務を行うにあたっては、募集要項の「2 (3) 基本的な運営方針」の内容を理解の上、次の各項目に留意して管理運営を実施しなければなりません。

また、県は施設の設置者として、必要に応じて指定管理者に対して指示等を行うものとします。

- ・養鱒場の設置目的に基づいた管理運営を行うこと。
- ・県が行う試験研究事業と密接に連携をとり、指定管理者が行う養鱒事業等の指定管理業務を円滑に行うこと。
- ・内水面漁業の発展と溪流漁場等のマス類資源の維持増大を図るため、ニジマス、アマゴ、イワナ、ビワマスの健全で良質な種卵種苗を生産し、かつ安定的に供給すること。
- ・養鱒場は試験研究機関でもあるので、試験研究業務に支障をおよぼすことのないよう配慮すること。
- ・養鱒場を利用する県民に対しては、利用者への奉仕および公平なサービスの提供に努め、特定の個人、団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- ・養鱒場が最大限有効活用されるよう利用促進に努めるとともに、利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を向上させていくこと。
- ・事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の縮減に努めること。
- ・養鱒場での利用者の安全に配慮し、事故防止に努めること。
- ・業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- ・ごみの削減、省エネルギー、CO₂削減等、環境に配慮した運営を行うこと。
- ・県と密接に連携を図りながら管理運営を行うとともに、県が行う事業に対し積極的に協力すること。
- ・管理運営経費および利用料金収入について適切な管理を行うこと。

2 指定管理者が行う業務

(1) 施設の管理範囲

指定管理者に管理していただく範囲は別添図のとおりです。

(2) 開場日および開場時間

ア 休場日

養鱒場の休場日は、年末年始（12月28日から1月4日まで）とします。

イ 開場時間

条例上設定されている時間帯は次のとおりです。

開場時間は、午前8時30分から午後5時まで。

ウ 休場日、開場時間の変更

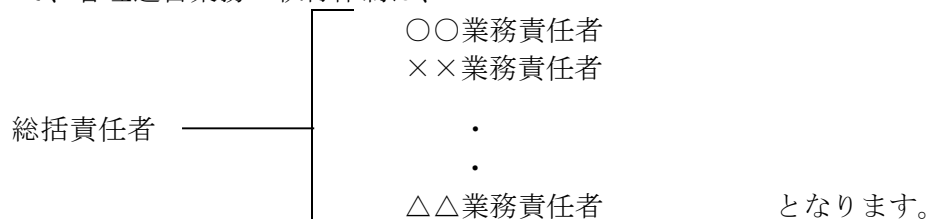
上記を基本に、休場日、開場時間について提案してください。

ただし、休場日、開場時間を変更する場合はあらかじめ知事の承認が必要です。

(3) 組織および人員配置

組織および人員配置については、次の各項目に留意しなければなりません。

- ・管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法等関係法令を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。
- ・本管理業務の「総括責任者」を定め、県に届け出ること。また、「(4) 業務」に示す各業務の実施に当たっては、必要に応じ「業務責任者」を定め、その指揮のもと、適切な事業の遂行に努めること。
- ・従って、管理運営業務の執行体制は、



- ・開場時間内は、常時運営および維持管理業務の要員を配置すること。
- ・マス類の生産・供給に関し、専門的な知識や技術を有する責任者を少なくとも1名配置すること。（総括責任者との兼務も可能）
- ・防火管理者を設置し、消防計画を作成のうえ関係署に届け出ること。
- ・防疫の観点から、種卵種苗を生産しているエリアに関係者以外の者が立ち入らないよう人員配置等に配慮すること。
- ・職員は、入場者に対して常に親切な態度で応対すること。
- ・職員は、清潔なものを着用し職場の規律を遵守すること。
- ・職員は、盗難、火災、器物の破損等の事実を発見した場合は、速やかに総括責任者に報告するものとし、総括責任者はこれに対する処置を行い、県に速やかに報告すること。

(4) 業務

ア 養鱒場のマス類の展示に関する業務

この業務は、主に利用料金徴収業務と養鱒場清掃等業務に分けられます。それぞれの内容は以下のとおりです。

(ア) 利用料金徴収業務

- 醒井養鱒場正面および南入場券売場において利用料金を徴収し、引き換えに入場券または団体入場料領収書を渡し、これを確認のうえ入場させること。

ただし、指定管理者は旅行業者との間に観光券契約を締結することができ、この旅行業者が発行した観光券を各入場券売場で収受することによりこれに代えることができる。

- b 施設の利用者が納める利用料金は、指定管理者の収入とします。
- c 利用料金の額については、滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例（以下「条例」という。）によりその上限金額が定められているので、その額の範囲内で、指定管理者において設定すること。

なお、その際は知事の承認が必要となる。また、利用料金の額を設定した後に、その額を変更しようとする時も、あらかじめ知事の承認を得ることが必要となる。

条例で定めている金額については、募集要項の「6 管理業務を行う際の条件等」の「(1) 管理業務に要する経費」の「ア 利用料金」に記載されている表のとおりである。

- d 徴収した利用料金は、他の預金と区別した受託者名義の預金口座に収納し、その経理状況を明らかにするとともに、保管の安全を図ること。
- e 利用料金徴収等業務に従事する職員（以下「徴収職員」という。）を正門および南入場門に配置すること。
- f 徴収職員は、入場料の徴収にあたり誤りがないよう十分注意し、的確かつ迅速に処理すること。
- g 徴収業務にかかる一切の不正の行為が確認された場合には、適切な処置をとるとともに、その内容を県に連絡すること。
- h 毎月の入場料徴収金額について、翌月 15 日までに徴収事務受託計算書を県に提出すること。

(イ) 養鱒場清掃等業務

a 業務を行う区域

- ・ 場内飼育池、河川および周遊路
- ・ 研修棟（県が別途指示する場所を除く）
- ・ 休憩施設（「せせらぎ」、「六角堂」および各東屋）
- ・ 屋外便所
- ・ 広場
- ・ （旧）バス待合所

b 業務の内容

- ・ 前条区域内のごみ・落葉・じんあい等の清掃および空き地の草刈り
- ・ 場内飼育池および河川における給餌および死魚の取り上げ
- ・ 場内の修景保全および小規模な修繕・維持補修
- ・ 上記の業務を行うに当たっては、責任者を定め、県に届け出ること。
- ・ 清掃等業務計画書を作成し、これに基づき作業を実施すること。

c その他

- ・ 清掃等業務に従事する職員（以下「清掃職員」という。）は、原則として午前中に死魚を取り上げ、適切に処理するとともに、魚病の発生が疑われる場合においては、防疫に関し適切な処置を施し、その状況を総括責任者に報告すること。

イ 養鱒場のマス類の普及に関する業務

- ・ 一般入場者（個人、団体を含む）を対象としたビデオ機器等活用による魚類や漁業についての啓発普及、場内案内およびスタンプラリー案内（開場中随時）
- ・ 小学生、保護者を対象とした「夏休み親子さかな教室」等の企画および開催（10 回程度）
- ・ 小学生、中学生、釣りクラブ等民間団体を対象とした「採卵教室」の企画および開催（年 6 回程度）
- ・ 成人を対象としたイベント等の実施
- ・ 展示室の水槽管理および給餌
- ・ 各種養鱒に関する学術的なパネル・案内板等の維持管理

ウ 養鱒場のマス類の生産および譲渡に関する業務

この業務の内容は以下のとおりです。

- ・県のマス類生産計画 **(別添表)** に基づき、河川放流用のニジマス・アマゴ・イワナおよび養殖漁業用のビワマスの健全な種卵、種苗、親魚を生産するとともに、安定的、継続的に供給すること。
- ・生産物の供給に当たっては、受注者に対応するとともに、供給の都度、納品書を発行すること。
- ・納品書を発行した場合は、納品書控えを速やかに県に引き継ぐこと。
- ・上記業務を行うに当たっては、責任者を定め、県に届け出ること。
- ・指定管理者は、別途マス類生産供給業務計画書を作成し、県に提出するとともに、これに基づき業務を実施すること。
- ・本事業で使用する生産施設は、あらかじめ県が指定するものとし、使用に当たっては、管理責任者を定めること。
- ・生産施設および付属して使用する物品については、良好な維持管理に努めること。
- ・毎月の飼育管理状況について、指定管理者は、翌月 15 日までに月例業務報告書により県に報告すること。
- ・電話は 2 回線 (0749-54-0301、0749-54-2715)、FAX は 1 回線 (0749-54-0302) を貸し付けることとします。

エ 養鱒場の施設および設備の維持管理に関する業務

(7) 施設維持経費の支払業務

電気代や電話代等の管理業務にかかる経費について、支払を行ってください。

(イ) 消防設備点検業務

a 対象建物

本館	2 階建	502.8 m ²
研修棟 (さかな学習館)		328.2 m ²

b 業務内容

- ・消防用設備点検
- ・上記点検報告書の作成および消防への提出
- ・建築基準法関連設備点検 (該当設備を有する場合、併せて実施する。)
- ・場内に設置してある、私設消火栓に附属する器具および保管庫の維持

c 点検内容

- ・点検対象設備および実施時期は、それぞれ「**別表 1**」および「**別表 2**」による。
- ・消防点検は「消防用設備等の点検要領の全部改正について (平成 14 年度消防予第 172 号)」に基づき実施すること。
- ・前項以外の点検の実施にあたっては、その関連法令に定めるところによる。また、諸官庁への報告に必要な書類の作成等は、速やかに行うこと。
- ・点検および保守の実施にあたっては、庁舎の業務に支障を来さないように実施すること。
- ・必要に応じて場内に設置してある私設消火栓に附属する器具および保管庫の維持管理を実施すること。

d 処置

- ・点検の結果は、速やかに県に報告し、故障その他の不具合を発見したときは、その処置について協議を行うこと。
- ・点検時以外においても、不具合等が発生した場合は、迅速かつ適切な対応を行うこと。
- ・点検に際して設備等の破損を生じた場合は、原状復旧を行うこと。

e 法令

- ・業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令 (消防法第 17 条の 3 の 3 および施行規則第 31 条の 6) 等に基づき、当該施設の消防設備 (一部建築基準法関連設備も含む。) について、本仕様書等により適切かつ効率的に実施すること。

f 指定管理者の負担の範囲

- ・業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水費は、原則、指定管理者の負担とする。
- ・点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、指定管理者の負担とする。
- ・保守に必要な消耗部品等は、指定管理者の負担とする。
- ・業務を実施するにあたり、必要となる諸官庁、関係箇所への書類の作成および提出にかかる費用は、指定管理者の負担とする。

(ウ) 機械警備業務

a 防犯業務

- ・指定管理者は、毎日閉場時間から翌日の8時30分および休場日における終日において、不審者等の侵入の監視のため機械警備を行うこと。
- ・警報機器からの異常情報を受信したときは、遅滞なく異常事態の内容を確認すること。その結果、必要と認めた時は、警察機関に通報し、緊急出動を要請するとともに、事態の拡大防止の為に必要な措置をとること。
- ・異常情報を受信し、異常事態であることが確認された場合には県に連絡すること。

b 火災監視業務

指定管理者は、警報機器からの異常情報を受信したときは、遅滞なく確認し、火災発生を確認した場合には、直ちに消防機関に通報し緊急出動を要請するとともに、県に連絡すること。

c 設備監視業務

指定管理者は、警報機器および養鱒場の機器を終日監視すること。

d ガス漏れ監視業務

指定管理者は、警報機器からの異常情報を受信したときは、遅滞なく確認し、異常事態が発生していると判断した場合には、直ちにガス供給会社またはガス供給会社の緊急出動組織に異常事態発生を通報し、養鱒場への緊急出動を要請すること。また、併せて、県に連絡すること。

(エ) 電気保安業務

指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うとともに、その結果について、県に報告するものとします。

- ・電気工作物の設置又は変更の工事についての設計の審査、工事期間中の巡視、点検および測定・点検
- ・電気工作物の維持および運用が適正に行われるよう、定期的に行う電気工作物の巡視、点検および測定、試験（以下「定期点検」という。）
なお、指定管理者は日常巡視、点検等の業務についても責を有し、異常があった場合は、保安業務の観点から点検を行うこと。
- ・電気工作物事故発生時の応急措置の指導および事故原因解明ならびに再発防止のためとるべき措置の指導、助言および状況に応じた臨時点検を行うこと。
- ・点検の種類および回数は、「別表3」のとおりとする。

(オ) 事業系一般廃棄物収集運搬業務

養鱒場内で発生する事業系一般廃棄物を収集、運搬に関する業務をその免許を持った団体等に発注していただく業務です。事業の実施にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとします。当該業務の主な内容は次のとおりとします。

廃棄物の種類	事業系一般廃棄物
収集頻度	週 1回

(カ) 業務用生ゴミ処理機保守点検業務

指定管理者は場内に設置している業務用生ゴミ処理機について、善良な注意をもって維

持管理を行うものとします。

(キ) 飼育池等点検清掃業務

本業務は、養鱒場内の河川取水口および飼育池給排水口（指定管理業務にかかる飼育池に限る。）の除塵スクリーンに付着したゴミおよび落葉等の適正な除去作業を実施し、良好な飼育水の確保に努めて下さい。

(ク) 施設（建築物等）の定期的な点検業務

養鱒場内の建築物およびその付属施設等について「滋賀県県有施設点検マニュアル」に基づき、毎年点検を行い「施設点検チェックシート」を保管してください。

(ケ) 修繕業務

施設および設備等が損傷等により、安全または管理運営上、支障が生じた場合には、直ちに修繕を行うこととします。また、修繕の計画を年度計画に入れてください。

(コ) 備品管理業務

a 備品の保守管理

指定管理者が管理する備品は別紙2のとおりとする。指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって備品を管理するとともに、常に良好な状態に保つこと。

また、備品を管理業務以外の目的に使用することはできない。ただし、県の承認を得た場合はこの限りではない。

特に「フロン排出抑制法」に定める業務用冷凍空調機器については、所定の点検実施や修繕記録の保管など、同法に定める適切な管理を行うこと。

令和8年4月1日で貸与した備品は、令和13年3月31日に良好な状態で県に返納すること。

b 消耗品

施設の運営に支障をきたさないよう必要な消耗品を適宜指定管理者が購入し、管理を行うこと。不具合の生じたものに関しては随時更新を行うこと。

(サ) 上記事業共通事項

次の各項目に留意しなければなりません。

- ・指定管理者は、(4)に掲げる業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負うことができる。（再委託）
- ・指定管理者は第三者に委託し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ、県の承諾を得ること。この場合は、「再委託届」を県に提出すること。
- ・業務の安全衛生管理については、業務責任者が関係法令に従って行うこと。
- ・業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努めること。
- ・業務を行う場所、若しくはその周辺に第三者が存する場合、または立ち入る恐れがある場合には、県と協議の上、危険防止に必要な措置を講じ事故の発生を防止すること。

オ その他養鱒場の設置の目的を達成するために必要な業務

(ア) 事業計画書および収支予算書の作成

指定管理者は、毎年度の1月末日までに、次年度の事業計画および収支予算について、事前に県と調整を図った上で作成し、提出してください。事業計画書に記載する主な内容は、次のとおりです。

- ・基本方針
- ・事業計画
開場日、開場時間

組織および人員配置計画

業務

マス類の展示に関する業務

マス類の普及に関する業務

マス類の生産および譲渡に関する業務

施設および設備の維持管理に関する業務

・収支計画

利用料金設定案

入場者数

収支予算

・その他

(イ) 報告書の作成

指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、管理業務に係る事業報告書を作成し、県に提出してください。事業報告書に記載する主な内容は次のとおりです。詳細については、県と指定管理者が締結する協定で定めることとします。

・事業実績

開場日、開場時間

組織および人員配置実績

業務

マス類の展示に関する業務

マス類の普及に関する業務

マス類の生産および譲渡に関する業務

施設および設備の維持管理に関する業務

・収支決算

・その他

(ウ) 月例業務報告書の作成

・事業実績

入場者数実績

利用料金収入実績

マス類の生産および販売実績

入場者からの苦情およびその対応状況

修繕実績

(エ) 指定期間終了前の引継業務

指定管理者は、令和 13 年度からの次期指定管理者が今回と異なった指定管理者となった場合には、指定期間終了までに引継書を作成し、次期指定管理者が養鱒場の業務を円滑かつ支障なく遂行できるように、引継を行ってください。

(オ) 苦情等の取扱

苦情・要望等を受け付けた場合は、速やかにその内容を検討し、公正かつ敏速な処理を行うようにしてください。処理経過については、その内容を記録しておいてください。

3 その他の事項

(1) 留意事項

指定管理者は、管理運営を行うにあたり、特に、次の点に留意してください。

ア 緊急時の対応

(ア) 指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対

応を検討し、緊急事態の発生時には的確に対応すること。

- (イ) 養鱒場の来場者等に急な病気、けが等が発生した場合は速やかに対応し、近隣の医療機関等への搬送等的確な対応を行うこと。
- (ウ) 指定管理者は、場内での火災、犯罪、疾病等の防止に努めるとともに、発生時には的確に対応すること。

イ 通帳の作成

徴収した利用料金や経費の支出のため、受託者名義の預金口座を作成すること。

ウ 帳簿の記帳

指定管理者は、養鱒場の管理運営に係る収入および支出の状況について、適切に帳簿に記帳するとともに、当該収入および支出に係る帳簿および証拠書類については、次年度の4月1日から起算して帳簿については10年間、証拠書類については5年間保存すること。

また、これらの関係書類について、県が閲覧を求めた場合は、これに応じること。

エ その他

指定管理者は、業務を実施するために必要な官公署の免許、許可、認定等を受けていること。
また、個々の業務について再委託を行う場合には、当該業務について当該再委託先が、それぞれの上記免許、許可、認定等を受けていること。

オ 会議等の出席について

県から、養鱒場の運営等に係る会議等の出席を求める場合がある。

カ 醒井養鱒場内の施設の改修について

令和8年4月1日～令和13年3月31日の指定管理期間において、醒井養鱒場内の施設の改修を行う可能性ありますのでご承知おきください。

キ DXの推進

県では会計事務のDXを推進しています。県民の利便性等の向上を図るため、利用料金等を収受する方法としてキャッシュレス決済を導入してください。各決済ブランド等の利用について、必要な手続きを行い、運用開始後の決済ブランドの追加等についても対応してください。

なお、以下(ア)(イ)(ウ)に掲げる各決済サービスおよび各ブランドの取扱いを必須とします。

(ア) クレジットカード

VISA、Mastercard、JCB、American Express、Diners

(イ) 二次元コード

PayPay、楽天Pay、d払い、auPAY、Alipay

(ウ) 電子マネー

交通系 IC (ICOCA、Suica)、WAON、nanaco、楽天 Edy、iD、QUICPay

4 自主事業

自主事業を実施するかどうかは指定管理者が任意に選択できます。

ただし、実施するにあたっては次の条件を満たす必要がありますが、施設の効用を最大限に発揮させる観点から積極的に提案してください。

条件

- ・ 養鱒場の設置目的から逸脱した事業とならないこと
- ・ 管理業務の実施を妨げないこと
- ・ 指定管理者の費用と責任において実施すること
- ・ 自主事業計画を提出しあらかじめ県の承認を得ること

特に自主事業として養鱒事業（指定管理業務以外）を実施する場合には、有償にて魚を貸付ける用意がある（貸付けができるマス類は、資料4のとおり）が、次の条件が付加される。

（※民法第587条に基づく消費貸借契約で、目的物たるマス類を消費することが可能だが、指定期間終了時には、貸付時と同種、同量、同程度の魚を県に返還すること。）

- ・ 貸付料は1年につき貸付けたマス類の評価額の2.0%とする。（令和7年6月18日現在）

- ・マス類の評価額は時価とする。
- ・貸付料は、別に県が示す期日までに県に納めること。
- ・令和7年6月1日現在で推定した、貸付けることができる魚は別表4のとおりだが、今秋の採卵状況、魚の育成状況等により、令和8年4月1日に貸付けできる魚の量の変動することがある。
- ・指定期間中に借り受けた魚の餌代、人件費等の自主事業に要する経費は指定管理者の負担とする。
- ・マス類等の貸付時および返却時においては、その種類、数量等の確認作業を双方立会のもと行う。



別紙1「別添図」

別紙 1 [別添表]

滋賀県マス類生産計画

	令和 8 年度から令和 12 年度
河川放流用種苗	各年度において、滋賀県内の内水面第 5 種共同漁業権漁場における目標増殖量のうち、アマゴ、イワナ、ニジマスに係る種苗および種卵の需要を満たす生産を行うこと
養殖用種苗	各年度において、県内養殖のビワマス種苗の需要を満たす生産を行うこと（ただし、10 万尾を上限とする）

参考）令和 3 年度から令和 6 年度における内水面第 5 種共同漁業権の目標増殖量と
指定管理事業に係るマス類生産実績
（※目標増殖量を定めた後に、実需に応じて生産を実施。）

【令和 3 年度】

	魚種	種卵（万粒）		種苗		
				尾数（尾）		重量（kg）
		目標増殖量	実績	目標増殖量	実績	実績
河川放流用 種苗	アマゴ	6.0	5.0	90,000	76,550	2,496.1
	イワナ	7.0	5.0	60,000	46,070	1,557.0
	ニジマス	3.0	3.0	21,000	17,965	785.3
養殖用種苗	ビワマス	—	—	—	15,000	—

【令和 4 年度】

	魚種	種卵（万粒）		種苗		
				尾数（尾）		重量（kg）
		目標増殖量	実績	目標増殖量	実績	実績
河川放流用 種苗	アマゴ	6.0	5.0	90,000	67,000	2,029.0
	イワナ	7.0	5.0	60,000	43,657	1,456.2
	ニジマス	3.0	3.0	21,000	89,500	1,229.0
養殖用種苗	ビワマス	—	—	—	89,500	488.8

【令和5年度】

	魚種	種卵（万粒）		種苗		
				尾数（尾）		重量（kg）
		目標増殖量	実績	目標増殖量	実績	実績
河川放流用 種苗	アマゴ	2.0	5.0	84,500	81,806	2,375.0
	イワナ	2.0	5.0	54,500	40,488	1,061.8
	ニジマス	—	2.0	21,100	21,657	1,189.6
養殖用種苗	ビワマス	—	—	—	26,000	43.8

【令和6年度】

	魚種	種卵（万粒）		種苗		
				尾数（尾）		重量（kg）
		目標増殖量	実績	目標増殖量	実績	実績
河川放流用 種苗	アマゴ	2.0	5.0	106,700	73,739	2,091.2
	イワナ	2.0	10.5	63,300	41,624	1,061.0
	ニジマス	—	—	23,600	17,884	935.3
養殖用種苗	ビワマス	—	—	—	57,500	152.3

消防設備数量表

区 分	分類等	数 量
1. 消火器	泡消火器10型 泡消火器100型 粉末消火器 強化液消火器 二酸化炭素消火器10型以下 ハロン消火器(小型)	本 本 28本 本 本 本 本
2. 屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	加圧送水装置 操作盤 消火栓 起動用スイッチ 表示灯 音響装置 表示盤 水源(貯水槽、給水装置)	組 面 組 個 個 個 個 面 組
3. スプリンクラー設備	加圧送水装置 起動装置 ヘッド 操作盤 流水検知装置 表示盤 水源(貯水槽、給水装置)	組 組 個 面 組 面 組
4. 不活性ガス消火設備 ・二酸化炭素 ・窒素ガス	消火剤貯蔵容器 容器弁開放器(電磁式) 容器弁開放器(ガス圧式) 起動用小容器 起動用操作箱 音響装置 連動盤 回線 継電器盤 回線 音声盤 表示盤 ヘッド	基 個 個 個 個 組 面 面 面 面 個

別紙1[別表1]

区 分	分類等	数 量
5. ハロゲン化物消火設備	消火剤貯蔵容器 容器弁開放器(電磁式) 容器弁開放器(ガス圧式) 起動用小容器 起動用操作箱 音響装置 連動盤 回線 継電器盤 回線 音声盤 表示盤 ヘッド	基 個 個 個 個 組 面 面 面 面 個
6. 自動火災報知設備	受信機(P-1) 10 回線 受信機(P-2) 回線 受信機(R型) 回線 中継器 副受信機 回線	1 面 面 面 個 面
	差動式分布型感知器 差動式スポット型感知器 定温式スポット型感知器 煙感知器(防火戸等用を除く。) アナログ式煙感知器	個 82 個 8 個 4 個 個
	総合盤(発信機、表示灯、音響装置) P型1級発信器 P型2級発信器	1 個 4 個 個
	表示灯 音響装置	4 個 5 個
7. ガス漏れ警報設備	受信機 回線 表示盤 回線 検知器 (警報付き) 検知器 (警報なし) 警報装置 表示灯	1 面 面 13 個 個 個 9 灯

消防設備数量表

区 分	分類等	数 量
8. 漏電火災警報装置	受信機 音響装置 変成器	面 組 組
9. 非常警報設備	操作部(電源部)	組
9-1 自動式サイレン又は 非常ベル	起動装置(発信機、押しボタン) 音響装置	組 組
9-2 放送設備	増幅器(操作部) w スピーカ回路 遠隔操作器	台 回線 台
10. 誘導灯及び 誘導標識	誘導灯 誘導標識	2 灯 枚
11. 避難器具	緩降機 建築物地上階数 3以下	組
	建築物地上階数 4以下	組
	建築物地上階数 5以下	組
	建築物地上階数 6以下	組
	建築物地上階数 7以下	組
	はしご ロープ又は金属	組
	(階数 2) 固定	組
	はしご ロープ又は金属	組
	(階数 3) 固定	組
	はしご 建築物地上階数 4	組
	建築物地上階数 5	組
	建築物地上階数 6	組
	簡易はしご	組
	救助袋 地上階数3	組
	地上階数4	組
	地上階数5	組
	地上階数6	組
	地上階数7	組

区 分	分類等	数 量
12. 排煙設備 (防火戸、防火ダンパー含む)	制御盤 ダンパー 排煙口 防火戸 ドア式 防火シャッター 可動垂れ壁 排煙装置 煙感知器(自火報用を除く。)	面 個 個 枚 枚 連 台 個
13. 消防用水	採水口 吸管投入口 開閉弁	箇所 箇所 個
14. 連結送水管	加圧送水装置 操作盤 起動用スイッチ 表示盤 送水口	組 面 個 面 組
15. 連結散水設備	加圧送水装置 操作盤 起動装置 ヘッド 表示盤 送水口	組 面 組 個 面 組
16. 非常電源	自家発電設備	組
17. 非常用照明		灯

点検項目	点 検 内 容	機器点検 (年2回)	総合点検 (年1回)
1. 消防設備	点検の基準は、「消防法」「同法施行令」「同法施行規則」及びこれらに基づく告知等に定めるところによる。		
	(1) 消火器具	●	
	(2) 消防機関へ通報する火災報知設備	○	
	(3) 誘導灯、誘導標識	●	
	(4) 消防用水	○	
	(5) 非常コンセント設備及び無線通信補助設備	○	
	(1) 屋内消火栓設備	○	○
	(2) スプリンクラー設備	○	○
	(3) 水噴霧消火設備	○	○
	(4) 泡消火設備	○	○
	(5) 二酸化炭素消火設備	○	○
	(6) ハロゲン化物消火設備	○	○
	(7) 粉末消火設備	○	○
	(8) 屋外消火栓設備	○	○
	(9) 自動火災報知設備	●	●
	(10) ガス漏れ火災警報設備	●	●
	(11) 漏電火災警報器	○	○
	(12) 非常警報器具及び設備	○	○
	(13) 避難器具	○	○
	(14) 排煙設備	○	○
	(15) 連結散水設備並びに連結送水管	○	○
	(1) 動力消防ポンプ設備	○	○
	(2) 非常電源専用受電設備又は蓄電池設備	○	○
	(3) 非常用自家発電設備	○	○
	(4) 配線		●

点検項目	点 検 内 容	6月点検 (年2回)	1年点検 (年1回)
2. 建築基準法 関連設備	点検の基準は、「建築基準法」「同法施行令」「同法施行規則」及びこれらに基づく告知等に定めるところによる。		
(1)非常用 照明装置 a.外観点検	(1) 照明器具の破損、変形及び腐食の有無を点検する。	○	
	(2) 照明器具の取付状態及び使用ランプの適否を点検する。	○	
	(3) 充電表示灯のあるものは、点灯していることを確認する。ただし、充電表示灯がないバッテリーモニター付きの器具の場合は、表示灯が不点の場合であっても試験停電により所定の動作(赤色ランプの不点又は点灯)を点検する。	○	
	(4) 防災性能評定マーク又は自主評定マークの有無を確認する。	○	
b.機能点検	(1) ランプの汚れ、劣化等の有無を点検する。	○	
	(2) 点検スイッチ又は分電盤等で常用電源から非常用電源に切替えた場合、ランプが正常に点灯することを確認する。	○	
	(3) 電池内蔵型照明器具は、30分間以上(48時間以上充電後)継続して有効に点灯することを確認する。	○	
	(4) 電源別置型照明器具は、予備電源に切替えて30分間以上点灯することを確認する。	○	
c.照度測定	(1) JISC7612「照度測定方法」により、床面の水平面照度を測定する。	○	
	(2) 測定位置は、避難行動に重要な箇所(例えば、階段では避難階段及び主階段の踊り場、廊下では重要な廊下のうち屋外への出口に近い場所等)で、人の動線となる箇所とする。	○	

点検項目	点 検 内 容	6月点検 (年2回)	1年点検 (年1回)
d.予備電源	(1) 蓄電池設備の点検は、第3章 第5節「直流電源設備」による。 (2) 自家発電設備の点検は、第3章 第4節「燃料系発電設備」による。	○ ○	
(2)防火戸、 ダンパー等 a.機器点検 a-1連動 制御器	(1) 変形、損傷、腐食等の有無を確認する。 (2) 電圧計の指示が適正であること又は電源監視用の表示灯が点灯することを確認する。 (3) 結線接続部の端子との接続に緩み、脱落、損傷等の有無を確認する。 (4) 連動作動試験は、感知器の機能点検を行う加熱又は加煙試験において当該回線の端末機器を作動させ、作動表示灯の点灯及び音響装置が鳴動することを確認する。 (5) 遠隔操作試験は、端末機器の作動状況点検時において、連動制御器の遠隔操作スイッチを操作し、当該回線の端末機器を作動させ作動表示灯の点灯及び音響装置が鳴動することを確認する。 (6) 付属装置の試験は、感知器又は自動閉鎖装置の作動により他の付属装置等に移報するものは、移報信号が出ることを確認する。	○ ○ ○ ○ ○	
(予備電源)	(7) 充電装置等の損傷、異常音、異臭及び異常な発熱の有無を確認する。 (8) 常用の電源から予備電源への切換が自動的に行われ、かつ、電圧計の指示値及び表示灯が適正であることを確認する。	○ ○	
(ランプ、スイッチ、ヒューズ類)	(9) 容量試験を行い、容量が適正であることを確認する。 (10) 各表示灯の電球等を点灯させ、著しい光束変化等の有無を確認する。 (11) スイッチ類は、開閉機能及び開閉位置が正常であることを確認する。 (12) ヒューズ類が、規定の種類及び容量のものであることを確認する。	○ ○ ○ ○	
a-2感知器	(1) 変形、損傷、脱落、腐食等の有無を確認する。 (2) 設置後の用途変更、間仕切り変更等による未警戒部分の有無を確認する。 (3) 設置位置及び設置場所に適応する感知器が設けられていることを確認する。 (4) 熱感知器の感熱部に機能障害となる塗装等がなされていないことを確認する。 (5) 煙感知器にあっては塵埃、微粉等が付着していないこと、並びに水蒸気及び腐食性ガスの滞留等によって、機能上支障となる状況の有無を確認する。 (6) 補償式又は定温式スポット型感知器は加熱試験を行い、作動が確実であることを確認する。 (7) イオン化式又は光電式煙感知器は加煙試験を行い、作動が確実であることを確認する。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
a-3自動閉鎖装置 (防火戸、 ダンパー)	(1) 防火戸の周囲に、閉鎖及び避難上障害となるものがないことを確認する。 (2) 防火戸及びダンパーが規定の装置により正常な状態でセットされていることを確認する。 (3) 防火戸、ダンパー及び自動閉鎖装置に著しい変形、損傷等の有無を点検する。 (4) 温度ヒューズ付自動閉鎖装置の場合は、規定の温度ヒューズであること並びにヒューズ本体及び取付部の状態が正常であることを確認する。 (5) 防火戸及びダンパーの手動による閉鎖が正常に作動することを確認する。 (6) 連動制御器の作動指令により防火戸及びダンパーが正常に作動することを確認する。なお、順送り方式のものにあっては、順送り作動が正常であることを確認する。 (7) 作動確認用スイッチの作動を確認する。 (8) 防火戸及びダンパーを閉鎖作動させた後、復帰させた場合の異常の有無を点検し、関係部位が元の状態に戻ることを確認する。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
(防火 シャッター)	(1) シャッター及び避難ドアの周囲に閉鎖上又は避難上障害になるものがないことを確認する。また、閉鎖時に避難方向の誘導のために設置された表示、方向指示等がはっきり分かることを確認する。	○	

点検項目	点 検 内 容	6月点検 (年2回)	1年点検 (年1回)
(防火 シャッター)	(2) 防火シャッター及び自動閉鎖装置に著しい変形、損傷等の有無を点検する。 (3) 温度ヒューズ付きシャッターの場合は、規定の温度ヒューズであること並びにヒューズ本体及び取付部の状態が正常であることを確認する。 (4) シャッター閉鎖用の手動閉鎖装置又は押ボタンによりシャッターを閉鎖させ、正常に作動することを確認する。 (5) 連動制御器の作動指令により、シャッターが正常に作動することを確認する。 (6) ハンドル、チェーン等で手動巻き上げ操作が容易であること及び巻き上げ操作中に途中で停止できることを確認する。 (7) 作動確認用スイッチの作動を確認する。 (8) 閉鎖用音響装置がある場合は、閉鎖中に鳴動することを確認する。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
b.総合点検	(1) 煙感知器の感度が正常であることを所定の感度試験器により確認する。 (2) 予備電源に切り替えた状態で、任意の感知器を作動させ火災表示、音響装置の鳴動が正常であること及び所定の防火戸、ダンパー等が正常に作動することを確認する。		○ ○
c.絶縁抵抗 測定	(1) 次の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・電源回路と大地間(1回線当たり) ・端末器回路と大地間(1回線当たり) ・感知器回路と大地間(1回線当たり) ・付属する音響装置にいたる回路と大地間		○
d.建具 d-1 防火戸、 排煙窓等	(1) 避難扉の開閉の妨げになる障害物がないことを確認する。 (2) 作動状態の良否及び作動後の閉鎖状態の良否を確認する。 (3) 建具の変形、錆、腐食、傷、損耗、塗装の劣化及び表面処理の劣化の有無を確認する。 (4) 金物類の錆、腐食の有無を確認する。 (5) 温度ヒューズの損傷、ビスの緩み及び脱落の有無を確認する。 (6) 金物類のがたつき、緩み及び変形の有無を点検する。	○ ○ ○ ○ ○ ○	
d-2 防火 シャッター	(1) 避難扉の開閉の妨げになる障害物がないことを確認する。 (2) 開閉機構部の次の事項について確認する。 ・開閉機構部の油漏れ及びモータの過熱及び異常音の有無 ・ブレーキ装置及びリミットスイッチの機能状態の良否 ・スプロケット、ローラーチェーンの芯ずれの有無及びローラーチェーンのたるみ状態 ・ロープ車の損傷及びワイヤーロープの摩耗の有無 ・巻き取りシャフト、ブラケットの変形の有無及び取付状態の良否 (3) 表面処理、塗装、損傷及び汚れ等の劣化の有無を確認する。 (4) 錆、腐食及び変形の有無並びに取付状態の良否を確認する。	○ ○ ○ ○	

設 備		点検項目	工事期間中の 巡視、点検 [週 1 回]	月次点検 [隔月 1 回]	年次点検 [毎年 1 回]	
					年次点検 I	年次点検 II
引 込 設 備	区分開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		開閉器と継電器の連動試験			△	○
	引込線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
受 電 設 備	断路器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験			△	○
	変圧器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		内部点検			△	△
		絶縁油の酸価度試験			△	△
	コンデンサ、 リアクトル	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	避雷器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	母線等	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
受・ 配 電 盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○	○
		電圧値、電流値の測定		○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		計器校正試験			△	△
		シーケンス試験			△	△
接 地 工 事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○	○
		接地抵抗測定			△	○
		漏えい電流測定		○	○	○

設 備		点検項目	工事期間中の 巡視、点検 [週 1 回]	月次点検 [隔月 1 回]	年次点検 [毎年 1 回]	
					年次点検 Ⅰ	年次点検 Ⅱ
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
配電設備	電線路	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
負 荷 設 備	低圧機器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	開閉器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	絶縁状態監視			低圧絶縁監視装置による		
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	○	○
		電圧測定		○	○	○
		比重測定			○	○
		液温測定			○	○
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	構造物等	外観点検	○	○	○	○
非常予備発電装置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○
		始動・停止試験		○	○	○
		保護継電器の動作試験			△	○
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器、開閉器、配電盤、制御装置等	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		発電電圧、周波数（回転数）の測定		○	○	○
		保護継電器の動作試験			△	○
		インターロック試験			△	△

注 1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。

2 工事期間中の○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係わる設備に対して適用する。

3 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。

4 工事完了後の竣工試験の実施、内容については保安協会と協議する。

5 月次点検、年次点検の○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。

6 絶縁油の酸価度試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することがある。

7 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることがある。

8 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。

9 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」により当該点検に替えることがある。

10 10³ボルトによる絶縁抵抗測定は、6³ボルトの高圧設備に対して適用する。

令和8年4月1日時点での保有量(推定値)

別紙1[別表4]

項目	総数			魚評価 単価 (円/尾)	指定管理業務分			指定管理業務以外分 (貸し付ける事のできる魚)			備考
	尾数(尾)	g/尾	重量(kg)		尾数(尾)	重量(kg)	評価額	尾数(尾)	重量(kg)	評価額	
ニジマス	0年魚(春採卵)	281,350	卵粒	0.94				281,350	卵粒	264,469	
	0年魚(秋採卵)	257,100	1	4.32	38,200	38	165,024	218,900	219	945,648	
	1年魚(前年夏採卵分)	0	10	11.87					0	0	
	1年魚(前年秋採卵分)	30,470	50	45.75				30,470	1,524	1,394,003	
	1年魚(前年春採卵分)	14,225	100	91.50				14,225	1,423	1,301,588	
	2年魚	32,315	250	228.75	950	238	217,313	31,365	7,841	7,174,744	
	3年魚	1,180	1,400	1281.00				1,180	1,652	1,511,580	
	1年魚(親魚候補)	8,195	150	137.38	8,195	1,229	1,125,829		0	0	
	計	624,835		14,163	47,345	1,505	1,508,166	577,490	12,658	12,592,031	
アマゴ	0年魚	212,800	1.5	7.28	78,250	117	569,660	134,550	202	979,524	
	1年魚	650	40	62.01				650	26	40,307	
	1年魚(親魚候補)	1,480	60	83.13	1,370	82	113,888	110	7	9,144	
	計	214,930		434	79,620	200	683,548	135,310	234	1,028,975	
イワナ	0年魚	230,000	1	8.58	88,000	88	755,040	142,000	142	1,218,360	
	1年魚			62.01							
	1年魚(親魚候補)			83.13							
	2+3年魚(親魚候補)	3,705	600	834.33	925	555	771,755	2,780	1,668	2,319,437	前年レッドマウス病により全数処分
	計	233,705		2,453	88,925	643	1,526,795	144,780	1,810	3,537,797	
ビワマス	0年魚(親魚候補)	113,600	2.0	12.81	18,200	36	233,142	95,400	191	1,222,074	
	1年魚(3N)	200	40	93.72				200	8	18,744	
	1年魚	1,700	40	93.72				1,700	68	159,324	
	2年魚(3N)	949	400	775.60				949	380	736,044	
	1年魚(親魚候補)	2,660	150	290.85	2,500	375	727,125	160	24	46,536	
	計	119,109		1,082	20,700	411	960,267	98,409	670	2,182,722	
総計		1,192,579		18,132	236,590	2,759	4,678,776	955,989	15,373	19,341,525	

指定管理業務 15.2 %
指定管理以外(自主事業) 84.8 %

1. 概要

滋賀県醒井養鱒場は、琵琶湖の特産魚ビワマスの増殖を図るため明治 11 年に開設されました。その後、一時民間に払い下げられるなど変遷がありましたが、渇水時でも変わることのない豊富な湧水を活用し、マス類の増養殖技術の研究、開発を進めてきました。

昭和 63 年には、新たな拠点として本館を改築し、併せて内水面漁業に関する知識、魚の生態等を学べる研修施設として「さかな学習館」を全国に先がけ整備しました。この施設整備を契機に、県内の内水面漁業の振興に重要な役割を果たすとともに学校教育や社会教育の場としても積極的に取り組んでいます。

2. 施設概要

養鱒場周辺の水源涵養林および保全林を含め総面積 19 ヘクタールの中、3 ヘクタールの場内に 79 面の飼育池および試験池があり、その水面面積は、およそ 0.8 ヘクタールです。

(1) 敷地 190,127.6 m²

(2) 建造物

○本館	502.8 m ²
○研修館「さかな学習館」	328.2 m ²
○飼育池 A 棟、B 棟、C 棟各上屋	742.1 m ²
○フォークリフト車庫	9.0 m ²
○採卵場（2 棟）	83.9 m ²
○孵化場（孵化場・検卵室等）	225.4 m ²
○親魚養成棟	220.9 m ²
○資料資材保管施設	156.0 m ²
○倉庫	38.5 m ²
○車庫	106.8 m ²
○ポンプ室	3.3 m ²
○排水処理室	23.2 m ²
○入場券売り場（2 棟）	22.4 m ²
○休憩施設（せせらぎ）	93.8 m ²
○休憩施設（六角堂）	132.9 m ²
○休憩施設（2 箇所）	15.1 m ²
○釣り池管理事務所	29.1 m ²
○便所（3 箇所）	58.8 m ²

○（旧）バス待合所 6.6 m²

（３）飼育池ならびに飼育施設

○屋外飼育池（35 面）	稚魚池	16 面	922.2 m ²
	出荷池	1 面	43.0 m ²
	飼育池	12 面	5,577.6 m ²
	親魚養成池	6 面	456.0 m ²
○屋内飼育池（40 面）	A 棟	10 面	59.4 m ²
	B 棟	8 面	81.2 m ²
	C 棟	18 面	128.1 m ²
	親魚養成池	4 面	12.1 m ²

（４）その他施設

○ふれあい河川

○溪流魚観察池

○溪流釣り体験池

○ハリヨ観察池

○排水沈殿池（2 面）

3. 事業概要

（１）研究事業

琵琶湖の特産種であるビワマスやイワナ・アマゴといった在来マス類の有効利用による内水面漁業・養殖業の活性化をめざすための調査研究。

（２）養鱒事業

淡水養殖業や河川放流用種卵・種苗の安定的な生産供給

対象魚種：ニジマス、アマゴ、イワナ、ビワマス

（３）観覧事業

県内をはじめ県外から年間約 5 万人が来場する観光施設としての維持管理と来場促進活動。

（４）研修事業

小中学生を中心とした魚や養鱒事業への知識の啓発。

成人を対象としたイベント等の実施による啓発。

物品番号	品 名	形 状・規 格 等
01003991	置き水槽	500×400×5000・ネオランバー製
01003992	置き水槽	500×400×5000・ネオランバー製
01003993	置き水槽	500×400×5000・ネオランバー製
01003994	置き水槽	500×400×5000・ネオランバー製
01003995	置き水槽	500×400×5000・ネオランバー製
01003996	置き水槽	500×400×5000・ネオランバー製
01003997	置き水槽	500×400×5000・ネオランバー製
01003998	置き水槽	500×400×5000・ネオランバー製
01005464	豎型ふ化槽	267×560×2015・ネオランバー製
01005465	豎型ふ化槽	267×560×2015・ネオランバー製
01005466	豎型ふ化槽	267×560×2015・ネオランバー製
01005467	豎型ふ化槽	267×560×2015・ネオランバー製
01005468	豎型ふ化槽	267×560×2015・ネオランバー製
01005902	自動検卵機	ウィンソーター WB-9×2
01008626	冷凍庫	三洋電機 MDF-U537
07003123	三菱 キャンター	PDG-FE70D
07003125	活魚輸送車両搭載用水槽	
14000367	電話交換機	日本電気(株)Aspire UX
15000665	ユニキャリア フォークリフト	
15002197	冷凍ストッカー	ダイレイ/SD-137/
15002198	冷蔵庫	Panasonic/NR-FVF461/
15002560	展示用アクリル水槽	
15002762	スープレンジ	マルゼン/RGS-126C
15002763	ガス赤外線上火式グリラー	AS-8360 LPガス式
16000382	プレハブ冷凍庫	ホシザキ株式会社他/PF-22AA-2. 25/
16003148	電気式加熱乾燥方式生ごみ処理機	パーパス株式会社 PSK-102W
17003114	テーブルベンチセット	
18001609	コンドル水車	有限会社松阪製作所/FI-75-3/
18003079	自動体外式除細動器(AED)	フィリップス ハートスタートHS1+
21002576	低温冷凍庫	EBAC製 ECVD-24W70
21002577	低温冷凍庫	EBAC製 ECVD-24W70
22002173	魚卵用自動検卵機	IMPEX/WB-9×2/
94030445	棚型採卵台	H545, W700, L3600
94030449	等調液恒温槽	H600, W600, L900
94030450	受精卵静置台	H850, W600, L2700

物品番号	品 名	形 状・規 格 等
94030453	飼料攪拌機	アオキ精密工業 LA・1
94030494	孵化槽	ネオランバー製 フタ付 2列5槽
94030495	孵化槽	ネオランバー製 フタ付 2列5槽
94030496	孵化槽	ネオランバー製 フタ付 2列5槽
94030497	孵化槽	ネオランバー製 フタ付 2列5槽
94030498	孵化槽	FFU-50
94030499	孵化槽	FFU-50
94030500	孵化槽	FFU-50
94030501	孵化槽	FFU-50
94030519	水槽	500立 バルブ, フタ付
94030574	テーブル レクチャー用	
94030597	金庫	コクヨ HS-AL41M
94030638	映像装置 研修室視聴覚システム	
94030667	ニジマス解剖図パネル(各部器官)	
94030669	ニジマス解剖図パネル(マスの内臓)	
94030671	ニジマスの胚発生模式図解パネル	電飾式
94030696	魚類生態観察用水槽	4. 0×2. 5m H2. 2m 10t
94030697	六角テーブル(2台組)	
94168165	案内ビデオ	場案内ビデオ 25分 養鱒の日常管理
94197113	水車	松阪製作所製 FI-75H
94214154	検卵台	合成木材使用
94214155	検卵台	合成木材使用
95019737	水車	松阪製作所製 コンドル水車 FI-40
95027481	水車	松阪製作所製 コンドル水車 FI-40
96002030	真空包装機	トスパック V-404G
96013034	物置	イナバ MBX-36 多雪型
96016600	さかな学習館用ビデオソフト	「マスの郷」滋賀県醒井養鱒場

指定管理者と県のリスクの分担について

種 類	内 容	負 担 者	
		県	指定管理者
物価等の変動	人件費、物件費等の物価変動に伴う経費の増		○
	急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動 (ただし、光熱水費を除く。)	協議事項	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
需要の変動	利用者の減少、需要見込みの誤りその他の事由による利用料金収入の減		○
周辺地域・住民および施設利用者への対応	養鱒場周辺地域との協調、施設の管理運営業務内容に対する住民および施設利用者からの苦情・要望等への対応		○
法令の変更	施設等の設置基準の変更により施設等の新設または改築を要するものなど管理運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	管理基準の変更を要する法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	指定管理者制度に影響を及ぼす税制変更 (消費税等)	○ ※利用料金の消費税	
	指定管理者に影響を及ぼす税制変更 (法人税、固定資産税等)		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、または業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費およびその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の県または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象)に伴う施設、設備の修復による経費の増加	○	
	一般に考えられる最大限の防疫体制をとっていたにも関わらず、伝搬経路不明で侵入した持続的養殖生産確保法という特定疾病によって保有魚を処分した後の指定管理事業再開のための経費の増加	○	
	不可抗力による業務の変更、中止、延期		○

運営リスク	施設、機器等の不備もしくは施設管理上の瑕疵または火災等事故による臨時休館等に伴う運営リスク		○
	改修、修繕、保守点検等による施設の一部の利用停止		○
事業の遅延・中止	建物所有者の責任による遅延、中止	○	
	事業者の責任による遅延、中止		○
	事業者の事業放棄、破綻		○
書類等の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類等の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達等	運営上必要な初期投資、運営資金の確保		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの (見積額が1件当たり100万円未満のものに限る。) (長期保全計画に基づき修繕等を行うものを除く。)		○
	〃 (上記以外)	○	
	長期保全計画に基づき修繕等を行うもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの (1件当たり100万円未満のものに限る)		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(上記以外)	○	
	指定管理者による施設等の管理運営上の瑕疵によるもの		○
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	上記以外	○	
運営費の増大	県以外の要因による運営費の増大		○
第三者への賠償	管理業務の執行に伴い第三者に損害を与えた場合		○
安全性の確保、環境の保全	維持管理、運営における安全性の確保および周辺環境の保全(応急措置を含む)		○
セキュリティ	警備および情報セキュリティ対策の不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合または期間中途において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用および新しい指定管理者への引継費用		○

「急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動」とは、以下の場合をいう。

指定管理者申請年指標値（指定管理者申請の前年5月～申請年4月の平均値）と協議年指標値（協議しようとする前年5月～協議しようとする年4月の平均値）を比較し、3%以上の変動が認められた場合。なお、この条項により、指定管理料の改定を行った場合、それ以降は「指定管理者申請年指標値（指定管理者申請の前年5月～申請年4月の平均値）」とあるのは「前回改定の際に用いた指標値（改定の前々年5月～改定の前年4月の平均値）」と読み替える。

指標値：「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）・賃金指数・きまって支給する給与・調査産業計・一般労働者30人以上

個人情報取扱特記事項

(個人情報の取扱い)

第 1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、管理業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 乙は、管理業務を行うことにより知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。

2 前項に規定する義務は、指定の期間が満了し、または指定が取り消された後も有効に存続するものとする。

(安全確保の措置)

第 3 乙は、管理業務を行うために甲から引き渡された個人情報を滅失、き損および改ざんしてはならない。乙自らが当該業務を行うために作成し、または取得した個人情報についても、同様とする。

(取得の制限)

第 4 乙は、管理業務を行うために個人情報を取得するときは、当該業務の目的の範囲内で適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外使用の禁止)

第 5 乙は、管理業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、甲の指示または承諾がある場合を除き、個人情報を当該業務の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第 6 乙は、管理業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(資料等の返還等)

第 7 乙は、管理業務を行うために甲から引き渡され、または乙自らが作成し、もしくは取得した個人情報が記録された資料等は、管理業務終了後直ちに、甲に返還し、または引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(開示等請求について)

第 8 乙は、保有個人データの開示請求、訂正請求および利用停止請求があった場合は、請求者に対して遅滞なく、開示等を行わなければならない。

(管理業務に従事する者への周知および監督)

第 9 乙は、管理業務に従事している者に対し、在職中および退職後において、当該業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らし、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

2 乙は、管理業務を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(調査および報告)

第 10 甲は、乙が管理業務を行うために取り扱う個人情報の状況について、定期におよび必要に応

じ随時に調査をすることができる。

2 乙は、前項の調査について、甲の求めに応じて、前項の状況を甲に報告しなければならない。
(指示)

第 11 甲は、乙が管理業務を行うために取り扱う個人情報の状況について、不適正と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事故発生の報告)

第 12 乙は、管理業務を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損等があった場合には、直ちにその状況を甲に報告し、その指示に従わなければならない。

(委託の禁止)

第 13 乙は、個人情報を取り扱う業務は自ら行うものとし、第三者（第三者である委託先が乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、事前に甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を委託し、または請け負わせる場合は、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を第三者に求めなければならない。

滋賀県醒井養鰻場指定管理者審査基準

番号	選定基準 (条例第6条)	審査項目	審査内容	確認書類	配点 (100点)	
1	事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること（第1号関係）	公平な利用を図るための具体的な手法および期待される効果	高齢者や子ども、身体障害者への配慮等、県民への公平なサービスの提供が行われる内容となっているか	・事業計画書（基本方針等） （実施計画） 等	10	10
2	事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること（第2号関係）	施設の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案	新規性やチャレンジ性があり、施設の活性化に寄与することが期待される、魅力的な提案であるか。	・事業計画書（基本方針等） （実施計画） （職員配置計画および組織図） （再委託予定調書） （その他） ・収支計画 ・類似施設の運営実績 等	5	30
3		施設の設置目的および県が示した管理方針との整合性	事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか		5	
4		養鰻事業の内容が仕様書に示した基準を満たす内容となっているか	健全なニジマス、アマゴ、イワナ等の種卵、種苗、成魚を安定的、継続的に生産できる事業計画となっているか		5	
5		利用者の増加を図るための具体的な手法および期待される効果	利用拡大の取組内容は適切か		5	
6		サービスの向上を図るための具体的な手法および期待される効果	サービス向上のための取組内容は適切か。 （県民のニーズを把握し、対応した取組か。）		5	
7		施設の維持管理の内容、および実現可能性	施設管理、安全管理は適切か		5	
8	事業計画の内容が施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること（第3号関係）	事業実施にかかる経費の縮減	県が示した管理料の参考額をどの程度下回っているか	・事業計画書（実施計画） ・収支計画 等	10	25
9			各応募者間の経費の見積額の比較		5	
10			必要な経費を見積もっているか。		10	
11	事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること（第4号関係）	収支計画の内容、適格性および実現の可能性	収支計画の実現可能性はあるか	・事業計画書（基本方針等） （実施計画） （職員配置計画および組織図） （その他） ・収支計画 ・会社定款 ・法人の登記事項証明書 ・決算関係書類 ・団体概要書 ・登記事項証明書 等	5	30
12		安定的な運営が可能となる人的能力	職員等の体制は十分か		5	
13		安定的な運営が可能なる経理的基盤	事業者の財務状況は健全か		5	
14		類似業務の運営実績	類似業務を良好に運営した実績はあるか		5	
15		法令遵守	個人情報や情報公開など法令を遵守した運営となっているか		5	
16		人権への配慮	人権等に配慮した施設運営ができているか。 職員への人権研修の実施や外部の相談窓口の設置、定期的な職員アンケートの実施等、誰もが安心して働ける職場づくりへの配慮がなされているか		5	

17	滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項	地域経済の活性化への配慮、行政の実現を図るための契約の活用	県内に本店を有する事業者であるか。	・会社定款 ・登記事項証明書	2.5	5
18			「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証(県発行)の写し ・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し	0.5	
19			高齢者就業確保措置について、労使協定の締結又は就労規則の労働基準監督署への届け出をしているか。	・労使協定または就業規則の該当箇所の写し	0.5	
20			障害者の雇用の促進等に関する取り組みのうち、次のいずれかに該当しているか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務のない事業者であって障害者を雇用している。 ③「しがの障害者施設応援企業」の認定を受けている。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている。	・《障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者》障害者雇用状況報告書の写し ・《障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者》申立書の写し ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(県発行)の写し ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し	0.5	
21			「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること	・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知(県発行)の写し ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し	0.5	
22			・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。 ①国際標準化機構が定めた規格 ISO14001に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	・①については、審査登録機関の証明書の写しを、①以外については、その認証証・登録証の写し	0.5	
合計					100	

・審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア～ウの順に行うこととする。

ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者

ウ 「施設の効用の最大化」、「経費の総減」に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

なお、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。

また、選定基準こと(滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く)の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。

滋賀県醒井養鱒場指定管理者

申請様式集

令和7年8月

滋賀県農政水産部水産課

目 次

【滋賀県醒井養鱒場指定管理者指定に係る申請書関係】

様式第 1 号	滋賀県醒井養鱒場指定管理者指定申請書
様式第 1－1 号	グループ構成表
様式第 1－2 号	グループ応募における各団体の役割、責任分担表

【滋賀県醒井養鱒場指定管理運営に係る事業計画書関係】

様式第 2－1 号	1 基本方針等
様式第 2－2 号	2 実施計画
様式第 2－2－(1)	施設等維持管理一覧表
様式第 3－1 号	職員配置計画および組織図
様式第 3－2 号	再委託予定調書
様式第 4 号	その他
様式第 5 号	収支計画書
様式第 6 号	団体概要書
様式第 7 号	誓約書
様式第 8 号	類似施設の運営実績書
様式第 9 号	募集要項の内容等に関する質問書
様式第 10 号	説明会参加申込書
様式第 11 号	事業計画書等記載事項変更届
様式第 12 号	滋賀県醒井養鱒場指定管理者申請辞退届

様式第1号

滋賀県醒井養鰯場指定管理者指定申請書

令和 年 (年) 月 日

(あて先)

滋賀県知事

申請者（代表団体）

主たる事務所の所在地

団体名称

代表者職・氏名

印

連絡先・担当者名

電話・FAX

下記の公の施設について、指定管理者の指定を受けたいので、滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

滋賀県醒井養鱒場

担 当 者 所 属	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
電子メールアドレス	

グループ構成表

グループ名： _____

(代表となる団体) 主たる事務所の所在地	
団体の名称	
代表者の役職・氏名	印
(構成団体) 主たる事務所の所在地	
団体の名称	
代表者の役職・氏名	印
(構成団体) 主たる事務所の所在地	
団体の名称	
代表者の役職・氏名	印
(構成団体) 主たる事務所の所在地	
団体の名称	
代表者の役職・氏名	印

(様式 1－2 号)

グループ応募における各団体の役割、責任分担表

--

※グループの規約等（案も可）を添付してください。

※欄が不足する場合には、適宜各欄を広げるか複数ページにして作成すること。

1 基本方針等

(1) 申請理由

※醒井養鱒場指定管理者を申請した理由を記載してください。

(2) 管理運営基本方針

※醒井養鱒場の管理運営を行うにあたっての基本方針を記載してください。

(3) 意欲、抱負

※醒井養鱒場の管理運営を行うにあたっての意欲、抱負等を記載してください。

(4) 県民の公平な利用の確保に関する考え方

※公平な利用の確保に関する考え方を記載してください。

※ 欄が不足する場合は、別紙や行を追加しても構いませんが、冗長にならないよう注意してください。

※ 重要な部分に下線を付すなど、要点が分かるようにしてください。

2 実施計画

(1) 開場日、開場時間

※開場日、開場時間の設定、その考え方等について記載してください。

(2) 養鱒事業

①考え方

※養鱒事業を行うにあたっての考え方を記載してください

②事業計画

※養鱒事業にかかる事業計画を記載してください

③健全種苗生産のための創意工夫

※健全な種苗を生産するための創意工夫があれば記載してください

④その他

※その他、養鱒事業を行うにあたっての配慮等があれば記載してください

(3) 観覧事業

①考え方

※観覧事業を行うにあたっての考え方を記載してください

②料金設定案

※料金設定案を記載してください

③入場者数を増やすための方策、サービスの内容

※入場者数を増やすための具体的方法を記載してください。

(例 イベントの開催、ホームページへの掲載等)

④利用者からの苦情に対する方策、県民ニーズの把握方法

※利用者からの苦情に対する方策、県民ニーズの把握方法を記載してください

※ 欄が不足する場合は、別紙や行を追加しても構いませんが、冗長にならないよう注意してください。

※ 重要な部分に下線を付すなど、要点が分かるようにしてください。

2 実施計画

(4) 研修事業

①考え方

※研修事業を行うにあたっての考え方を記載してください

②具体的実施内容

(5) 自主事業

①考え方

※自主事業を行うにあたっての考え方を記載してください

※マスの生産、供給を行う場合は、健全な種苗生産に対する考え方を記載してください

②生産計画

※自主事業としてのマスの生産計画を魚種ごとに区分し、記載してください

③収支計画

※自主事業の収支計画を記載してください

※ 欄が不足する場合は、別紙や行を追加しても構いませんが、冗長にならないよう注意してください。

※ 重要な部分に下線を付すなど、要点が分かるようにしてください。

施設等維持管理一覧表

様式2-2-(1)号

区分	業務名	対象	主な内容	頻度	4月	5月	・・・	2月	3月	備考
	・・・			○回／年						
				○回／年						
	・・・			○回／年						
				○回／年						
	・・・			○回／年						
				○回／年						
	・・・			○回／年						
				○回／年						
	・・・			○回／年						
				○回／年						
	・・・			○回／年						
				○回／年						

※ 欄が不足する場合は、別紙や行を追加しても構いませんが、冗長にならないよう注意してください。

※ 重要な部分に下線を付すなど、要点が分かるようにしてください。

(様式第 3 - 1 号)

滋賀県醒井養鱒場指定管理運営に係る事業計画書 3 職員配置計画および組織図

(組織の概要)

組織の概要・組織図

(人員体制)

氏名	役職 職種	雇用 関係	勤務 体制	担当 業務	能力・資格、 実務経験年数等	雇用者の 確保方策	備考

※雇用関係欄には、常勤、臨時、嘱託等の別を記載すること。

※雇用者の確保方策欄には、申請者が既に雇用している者（雇用済）又は今後雇用を予定する者（予定）の別、その目途を記入すること。

※欄が不足する場合には、適宜各欄を広げるか複数ページにして作成すること。

（人員配置計画）

（人材育成方針および研修計画）

（現に従事している職員の雇用についての考え方）

※ 欄が不足する場合は、別紙や行を追加しても構いませんが、冗長にならないよう注意してください。

※ 重要な部分に下線を付すなど、要点が分かるようにしてください。

様式第 3 - 2 号

滋賀県醒井養鱒場指定管理運営に係る事業計画書 3 再委託予定調書

業務名	再委託する理由	予定金額	委託先選定方法

※ 欄が不足する場合は、別紙や行を追加しても構いませんが、冗長にならないよう注意してください

※ 重要な部分に下線を付すなど、要点が分かるようにしてください。

4 その他

- (1) 法令の遵守・個人情報保護の取り組みについて
※法令を遵守するための基本的な方針、および個人情報や情報公開に関する基本方針等を記載してください
- (2) 情報公開への対応
- (3) 他の関係期間との連携
※他の関係機関との連携方法、期待される効果等について記載してください
- (4) 環境への配慮
- (5) 職員の採用、障害者の雇用への対応
- (6) 人権への配慮
- (7) 防災、防犯その他緊急時の体制・対策
※地震の発生、けが人が発生した場合等想定される非常事態とその対応を記載してください。

※ 欄が不足する場合は、別紙や行を追加しても構いませんが、冗長にならないよう注意してください。

※ 重要な部分に下線を付すなど、要点が分かるようにしてください。

(8) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

(9) 利用者の要望の把握および対応策

(10) 円滑な業務引継に向けての計画

(11) その他

※その他設置目的を達成するための方策等があれば記入してください（任意記載）

※ 欄が不足する場合は、別紙や行を追加しても構いませんが、冗長にならないよう注意してください。

※ 重要な部分に下線を付すなど、要点が分かるようにしてください。

収支計画書（指定管理事業）

様式第5号

収入

項 目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合 計	内 容
滋賀県からの指定管理料							
利用料金収入							
その他収入							
その他の収入							
合 計							

支出

項 目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合 計	内 容
養護事業費							
人件費							
飼料代							
薬品代							
光熱水費							電気・ガス・水道・燃料
消耗品費							消耗品、印刷製本費
〇〇費							
観覧事業費							
人件費							
光熱水費							電気・ガス・水道・燃料
消耗品費							消耗品、印刷製本費
通信費							電話、通信運搬費
委託費							
電気設備保守委託							施設保守、清掃委託
保安警備委託							警備委託
・ ・ ・ ・ ・							
〇〇委託							
修繕費							
普及啓発事業費							
事業費							
・ ・ ・ 費							
事務費							
消費税							
合 計							

(注) 支出の小項目はあくまで例示であり、必要に応じて加えて差し支えありません。

収支計画書（自主事業）

収入

項 目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合 計	内 容
自主事業による収入							
〇〇収入							
△△収入							
××収入							
その他収入							
合 計							

支出

項 目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合 計	内 容
自主事業費							
〇〇費							
△△費							
××費							
事務費							
消費税							
合 計							

(注) 支出の小項目はあくまで例示であり、必要に応じて加えて差し支えありません。

団 体 概 要 書

本 本 社 部 又 は	団体の名称		資本金又は基本財産	千円 (令和 年 月 日現在)	
	所在地		電話番号		
	代表者職・氏名		FAX番号		
	設立年月日		従業員数	人 (令和 年 月 日現在)	
滋 賀 県 内 の	名称				
	所在地		電話番号		
	代表者職・氏名		FAX番号		
	設立年月日		従業員数	人 (令和 年 月 日現在)	
沿革					
主たる業務内容					
財務状況 (単位:千円)		年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		総収入			
		総支出			
		当期損益			
		累積損益			
連絡先	氏名		電話番号		
	部署・職名		FAX番号		
	メールアドレス				

(注)団体の設立趣旨、事業内容、組織体制、役員氏名およびその役職についての資料をあわせて添付願います。

令和 年（ 年） 月 日

誓 約 書

（あて先）

滋賀県知事

申請者

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の役職・氏名

印

滋賀県醒井養鱒場の指定管理者指定申請を行うに当たって、下記 1、2 の事項については真実に相違ありません。

また、申請者の備えるべき資格のうち、下記 3、4 の事項について承諾します。

記

- 1 滋賀県醒井養鱒場指定管理者募集要項「7 申請の手続（2）申請者の備えるべき資格等」に定める欠格要件に該当せず、申請者としての資格を有していること。
- 2 滋賀県醒井養鱒場指定管理者指定申請書等の提出書類に記載の事項は事実と相違ないこと。
- 3 滋賀県税（個人県民税および地方消費税を除く。）およびこれに付随する延滞金等に滞納がないことを確認するため、滋賀県税の完納情報提供事務実施要領に基づき、県の税務担当課に照会し、完納情報を入手すること。
- 4 暴力団排除に係る欠格要件該当の有無を確認するため、県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針に基づき、滋賀県警察本部に照会すること。

類似施設の運営実績書

施設の名称 (所在地)	
施設の概要・規模等（パンフレット等を添付のこと）	
業務内容	※貴団体が行っていた業務内容
管理運営業務の期間	年 月 日～ 年 月 日の 年間

注 1：滋賀県醒井養鱒場の事業を受託している団体については、滋賀県醒井養鱒場の運営実績を記載し、それ以外の団体等については、滋賀県醒井養鱒場に類似する施設の運営実績を記載してください。

注 2：複数の類似施設について運営実績がある場合には、施設ごとに作成してください。

注 3：類似施設の運営実績がない場合は、様式第 8 号に代えて施設の運営能力を保有している説明書（様式は任意）を提出することができます。

例：マス類の生産経験、養鱒施設維持管理経験等

募集要項の内容等に関する質問書

令和 年（ 年） 月 日

（あて先）
滋賀県知事

申請者 主たる事務所の所在地
団体の名称
代表者の役職・氏名

質 問 項 目	質 問 内 容
（質問項目、質問の対象となっている募集要項の記載ページ）	

※質問項目には、募集要項のどの部分についてのものか、該当する部分がわかるように記載してください。（例：募集要項○頁の○行目）

法人等名
担当者名
連絡先：電話
：FAX 番号
：メールアドレス

様式第10号

説明会参加申込書

令和 年 (年) 月 日

(あて先)
滋賀県知事

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の役職・氏名

印

滋賀県醒井養鱒場の指定管理者の募集にかかる説明会に出席したいので下記のとおり申し込みます。

記

1 出席者

部 署 名	役 職	氏 名

2 本件に関する連絡先

担 当 者 所 属	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
電子メールアドレス	

事業計画書等記載事項変更届

令和 年 (年) 月 日

(あて先)
滋賀県知事

主たる事務所の所在地
団体の名称
代表者の役職・氏名 印

下記のとおり変更したので、届け出ます。

記

担 当 者 所 属	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
電子メールアドレス	

※申請書の受付期間終了後は、提出された書類の内容を変更することはできません。

様式第 12 号

滋賀県醒井養鱒場指定管理者申請辞退届

令和 年（ 年） 月 日

(あて先)
滋賀県知事

主たる事務所の所在地
団体の名称
代表者の役職・氏名 印

令和 年 月 日付けで滋賀県醒井養鱒場の指定管理者指定申請書を提出しましたが、
都合により辞退しますので届け出ます。

担 当 者 所 属	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
電子メールアドレス	